

210  
744

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 90 1 2 3 4 5

始





文學博士吉田東伍著

神代及上古編

倒叙日本史

第十冊

2/0  
144



倒叙日本史第十册目録  
第六之古紀

1484

# 倒叙日本史第十册目録

## 第十五編 神代及上古紀

### 總説

開闢説と靈異傳 歴史初發に係る古人の思想 神代の卷の  
 論證 神のかたりごと 神話學 言語上の解釋 古史通の  
 神代觀察 人世を以て神代を看る 信を採り疑を闕く 上  
 古の紀年と地域 舊紀年は信し難し 那珂氏の考案 日韓  
 同語系 日韓は上世一域の邦なり 日韓は上世一語の邦な  
 り 太古紀と上古紀 漢韓の遺冊古碑 上古紀の四分期  
 有史時代と史前時代 口誦時代 古歌に前後の疑あり 語  
 部の古詞 其廢絶 度目誦口拂耳勒心

第十册 目次

第一章 神代(太古紀)……………一九

天地開闢……………一九

古事記の初發造化説 天御中主 産靈 別天神造化元始の  
異説 造化參神の思想發達 神話を離れて哲學に入る 日  
本紀の國土神物生成説 國常立 陰陽混沌の字句出典 高  
木神と御祖神 神統の錯雜 開闢論と神皇正統記 天神七  
代 五行説 伊邪那岐伊邪那美の降臨 淤能基呂島 二尊  
婚媾 冉尊黃泉國に入る 檉原の禊に三貴子生る 諾尊は  
淡路島に隠る 舊語として之を聽くべし 巫學を指摘す  
神道不測 古書は強解臆度すべからず 歴史分子の存在  
神か人か天上か地邊か 迦微の説 萬有自具の神 高天原  
は何處ぞ 黃泉國は何處ぞ 古人の死去に對する感想 上  
天下地 八十限路 根國底國 出雲の國內にも黃泉の名在

國土修成……………三九

大八洲 島の八十島 國土山川の部會族長を定めし歟 韓  
郷之島も八洲の中たるべし 疆域伸縮 古志國人 人民の  
種族及び去來 食蜃人 アイヌは南北種の孰ぞ 人の體型  
より觀たる日本の種族別 南北筑紫出雲の二大別 蝦夷も  
南種なりと説かる 荒ぶる神 言語上の系統 土蜘蛛國栖  
佐伯の類 エミシは種族名に非ずといふ説 隼人肥人 阿  
麻彌人 琉球祖先論 琉球語は日本語の分派なり 南島に  
於ける異人種の痕跡 大元の初めを去りて各別の時に就く

天照大神……………五五

高天原の神政 月讀並びに蛭兒 日韓國の分治説 出雲は  
夜國 日月の双懸隔離 高天原は大和ならむ 高天山 天

高市 素戔嗚尊の失政 五男三女神の誓約 伊勢を高天原とする説 天津彦根の子孫繁昌 天石窟の變 石戸隱の解  
 葛城の高天 安河原の集議 素尊追放 天罪國罪 神田妨害 神宮汗穢 顯露の事を天罪に數ふ 農村警察の條目  
 隱密の事を國罪に數ふ 上通婚下通婚の説 中臣の祖兒屋忌部の祖太玉 八咫鏡の説 祭祀の禮儀 神明憑談 太占 鹿卜 龜卜 詔琴 禊祓と贖罪 體刑 誓盟呪詛 韓漢の祭祀方術 拘忌の風習

素戔嗚尊

七七

新羅往來 曾尸茂梨 牛頭天王 胸肩三女神を道中貴と云ふ 宇佐島 五十猛を木神園神といふ 越八股蛇 神話としての解釋 須我の八重垣宮 神代の歌詠

大國主神

八四

少彥名 大己貴 醫療は巫術に由る 禁厭の法 三輪の大物主 幸魂奇魂及和魂荒魂 大國主の方域 天日槍 難波の姫許曾 大國主と客神の爭戰 出石大社 糸島より瀬戸内海へ入る 難波淡路の形勝 天探女 氣比大神 敦賀難波の鴻溝帶

天孫降臨

九五

忍穗耳尊 螢蠅の亂 皇孫の知らさむ國 穗日命と稚彥 事代主 武甕槌 尾羽張とは葛城なり 味鋸高彥根 大己貴避國 杵築大社 建御名方 天孫授寶の神話 寶祚無窮 傳國の大訓 供奉の諸部 重農の精神 大伴久米の兵衆 猿田彥 顯事と神事 猿田彥伊勢へ歸る 火明命は大倭の尾張に留まりたまふ 葛城の尾張と東國の尾張

高千穗宮の三代

一一〇

瓊々杵尊 襲國高千穗峰 鹿兒島神社 吾田の笠沙碕 薩摩 山幸海幸の争 火闌降は隼人の君となる 彦火々出見尊 海童國 阿曇連 八幡神 葺不合尊 玉依媛

第二章 太古紀年、及韓漢交隣……………一六六

古書の紀年數……………一六六

曆運の年數 壽天長短甚し 太古紀年は到底立たず 上記といふ偽書 子孫の繼嗣に由り近似の大數を求む 太古及上古紀年表 久米氏の案

神武紀元の構架……………一二一

推古以前一千二百餘年は、其實六百年許 葺首革命の星運説 建曆の際に、神武を一部の首に推す 天智天皇元年を第二の葺首とす 辛酉革命 西人夙に日本紀年を疑ふ

上古考定紀年……………一二六

崇神以後は干支註文あり 不知正歲、耕收爲年 記紀二書の合不合 古事記の註文干支は出處自異なり 貴重の逸文年月の數へ方

大陸半島の草昧……………一三二

亞細亞東方の大形 韓日語の比較 東夷 島夷、島種 支那の種族大概 肅慎及び豸貊 嶋夷、倭夷の説 樂浪海中、有倭人 日韓閩、同一流の説

朝鮮濊貊扶餘……………一三八

箕子開國の説 遼東より樂浪に入る 檀君の説 三國史記 韓史の由來 衛氏朝鮮 漢の武帝、四郡を拓く 樂浪、帶方 濊貊の故地 貊と高句麗 臨屯、眞番、玄菟の三郡

韓國辰王の原始……………一四三

斯盧 辰韓、弁韓 七十八國 三韓三南 新羅六郡の故墟  
 朴氏瓠王 徐羅伐 新羅開國年代 倭人瓠公 怪異荒唐の  
 言多し 馬韓箕氏 祭祀の風俗

第三章 神武の天業恢弘……………一五〇

東征の海陸遺事……………一五〇

東幸の大議 當時大倭國は誰の留守ぞ 饒速日命 尾張氏  
 と物部氏の交渉 王師の進發海路に由る 速吸門の珍産  
 海童國の船舶 崗水門 安藝の埃宮 吉備の高島宮 五瀬  
 命薨去 浪速上陸軍の敗戰 熊野浦の大迂回 稻飯三毛入  
 野の二王子 妣國の説 新良貴氏の系譜 三毛入野命の  
 常世

大倭平定……………一六三

高倉下 八咫鳥 大倭進入の山路 吉野阿太 國栖の種族  
 有尾の異人 國栖の歌笛 久米の歌 長髓彦伏誅 物部連  
 の祖可美眞手 八十梟帥 戸畔と祝 檀原宮 祝神祭祖  
 識緯説の干支紀年配當 申食國政大夫 大神氏の立后 五  
 十鈴姫 畝火山の帝陵

國縣分封氏族世職の概要……………一七三

大小邑土の分有 封建の制に似たり 國造といふは諸侯と  
 いふがごとし 名といふこと 職と姓の意義 國といふこ  
 と 大國小國 縣といふこと 邑村をフレともいふ ムロ、  
 モリ、フラにも轉す 村をスキといふ サトといふこと 氏  
 族結合は骨に由る 臣連造の姓 氏は内なり 頭株を以て  
 統制す 姓を以て世職を分つ カバネの古義 氏姓の發達  
 民衆の歸伏内外の統屬 種姓異同の説 異族化合の事實



經濟史上の觀察 共同生活の必要に由る 共同祖先の崇拜  
氏族の長と國民の王

綏靖以後八代……………一八九

手研耳命 綏靖天皇 安寧天皇 磯城物部氏の后家 神八

井耳の子孫 東方拓地 懿德天皇 孝昭天皇 孝安天皇

孝靈天皇 吉備津彦 孝元天皇 大彥の王孫 開化天皇

上世の衣食器物等……………一九七

農耕養蠶 共耕共産の田土 漁獵牧畜 食味膳椀 稻作を

主と爲して、漁獵は副のみ 衣服の大概 麻楮の織布 織文

染文 八千矛神の服色 袖及び裳 頭髮 冠及び首飾 瓊

玉の種類 吹玉 鮫玉 皮服及び招頭 金草木竹の器具 利

刃の屬 劍矛弓矢 甲冑 鑑鏡 漢鏡時代の倭鏡の鑑別

刀劍無差別 頭椎の大刀 狛劍の環 武技射術 石弓火箭

舟筏の浮寶 航海の術 鳥船 無間籠 葦舟及び埴舟 宮  
殿屋室 繩縛掘立の御舎 御門の鳥居 穴居及壁室 居室  
の古意

婚嫁喪葬の古俗……………二二七

夫唱婦和 妻妾兄妹 産兒養育 乳部 喪葬の禮 棄戸の

説 遊部 山陵の制 副藏の寶器 殉死の風習 埴輪 生

埋の人垣 相撲 文化風俗の質朴

倭韓の離合通塞……………二二六

倭の三十許國、漢郡に通交す 委奴國の金印 新羅昔氏 脫

解尼師今 馬韓の箕氏亡び、韓種之に代る 扶餘の祖都慕王

扶餘種の南下 溫祚王 檀君の傳 朱蒙の高句麗國 百濟

王尉仇台 夫台王は蓋婁王に當る 倭國大亂は筑紫の事な

らむ 伊都國王 八女國の女會 大倭を以て山門郡に擬し

難し

第四章 崇神より仲哀に至る(大倭盛

世の上)……………二二九

古事記千支紀年……………二二九

内外の形勢、崇神の朝に漸變す 記録の術 古事記の口誦も  
筆録の目讀に因る所あり 崇神崩年の推定 仲哀と成務崩  
年の推定

崇神の肇國……………二四二

神人の祭政を區別す 疫病の解 大田々根子 三輪中臣の  
神祇崇拜 鹿島神 四道將軍 皇子王孫の受任方面 武埴  
安彦の亂 東北の邊界は會津に至る 弓端、手末の調 屯倉

御田の増置 世傳御料 租税起源説 上古の事實と後世の  
理法 田土所有の古意 神事の貢獻を以て課税の濫觴とす  
齋藏と内藏の分立 幣物ありて必しも萬民を責めず 東西  
租税の由來を異にするか 勸農墾田

垂仁天皇……………二五三

狹穂彦の亂 毛野君八綱田 豊城入彦 五執政 伊勢神宮  
四海經綸の古義 内外兩宮 豊受姫の神徳 丹波の天女説  
兵器を神庫に置く 物部氏、石上の武庫を管す 出雲、但馬の  
神寶

任那服屬、常世往來……………二五九

大伽耶人敦賀に至る 己汝の争地 名代の官家任那 日本  
府宰 鹽乘彦 但馬毛理の常世出使 此には遼東の公孫氏  
の燕國か 常世の柑橘 公孫氏の遼東形勢 魏主、遼東に克

ち高句麗を伐つ 丸都 正始年中魏將紀功の碑文

景行天皇……………二六六

國勢は内憂外患に因りて起るか 女王卑彌呼は熊襲ならむ  
卑彌呼の魏國朝貢 魏使の倭國行程 女王壹與 狗奴は河  
野にやあらむ 大倭王と偽僭したり 西征の軍旅 沙摩浦  
及び磯津山 内海なる峽路の形勢 日向高屋の行宮 熊襲  
梟帥 其女會 多臣に四國九州の鎮撫を命せらる 火國造  
建男組 日向熊襲の隼人の長 熊縣の肥人 九州の巡幸  
小碓命の再征 取石鹿文を誅斬せらる 古代の兵衆 海部  
の民 海賊の起滅

倭武尊……………二七九

武内宿禰東夷を觀察す 日高見國 東夷征伐 水火の危難  
竹水門に至りて還る 酒折宮の連歌 能褒野に薨し白鳥陵

に葬る 尾張熱田神宮 佐伯部 倭武天皇と稱へらる 景  
行帝の東巡 采女枕子 毛野君御諸別 宇都宮日光山神  
田道君伊寺水門に敗死す 北倭の説 毛人五十五國 蝦夷  
はカイと訓註せらる アイヌの體貌及言語

成務天皇……………二八九

淡海遷都 國縣の制置整理 地方の首長を定むるに大小不  
同也 君又別といふこと 稻置及び首 官氏人名と敬稱  
土地名と姓氏號 曰佐縣直縣守など猶多し 村主 宿禰  
大小高下統屬せりと考ふる説 國司國宰は此後に漸く起る  
成務の政治及び後嗣 仲哀の即位及び立后

仲哀天皇……………二九八

檀日宮 儼及び岡宗像伊祝 息長足媛の託宣 豐浦宮の殘  
統あるに似て實に統無し 第十五代神功皇后も天皇なり

若櫻宮の朝と稱へらる 皇后征韓 海神の氏人も更に皇別  
を奉戴す 氏族團結の實際 新羅も我迦羅日本府に附庸た  
り 海東の勢危し 仲哀の勇決、神後の英氣

### 第五章 應神・仁徳の朝(大倭盛世の

中)……………三〇八

神功皇后……………三〇八

麿坂忍熊二王子の軍 事機を失ひ、不義に陥る 二王子を破  
るは、新羅を伐つよりも難し 忍熊王の敗死 皇太子氣比大  
神を拜す 胎中天皇 神功の帝紀論 治世は全く太后に因  
る 攝政といふは後人の義例なり 史論も事物の實を離る  
れば空疎なり 神功攝政の年代推定 應神の年壽 古事記  
紀年の大要 上世年代推定の樞軸

應神天皇……………三二八

海人動搖 百濟内附 武内宿禰の晩年 武内の長壽説 同  
名にて二三代を混するか 才伎藝術者の來仕

仁徳天皇……………三三二

大山守の亂 菟道太子薨 辭讓と競争の情實 磐之媛皇后  
難波の皇居 高津宮の聖主 住吉及び高津御津 難波の三  
派 國家の生面富強の威力 國內疲弊、又背叛あり

新羅征伐……………三三九

尼師今誓盟 基臨王の時か 訖解王、其女を本朝に進む 沙  
至比跪 高句麗好太王 辛卯壬辰の大役 新羅竊に高句麗  
に結ぶ 實聖王の質子未斯欣 秦人投歸

百濟來屬……………三三三

近肖古王 卓淳國 新羅との關係 千熊長彦及び久氏 辟

支古沙の誓詞 國都南漢山 高句麗との關係 北漢山に移  
 都す 近仇首王 百濟の文藝技術 阿花王の敗亡 高麗談  
 徳王の侵略 本朝の師平壤に至る 帶方の漢人を率て還る  
 高句麗の朝貢は、羅濟の例に非ず

### 第六章 履中より武烈に至る(大倭)

盛世の下).....三四〇

皇嗣兄弟相及ぼす.....三四〇

履中天皇 住吉皇子の亂 年代考定 隼人の宿衛參勤 反  
 正天皇 允恭天皇 外戚后家の盛衰 衣通媛 氏姓の混淆  
 假冒を正さる 盟神探湯 氏姓政治の必要 安康天皇 年  
 代考定 眉輪の變

雄略天皇.....三四八

市邊押磐皇子 泊瀬朝倉宮の大臣大連 有徳の天皇 一言  
 主の神 蜻蛉の歌詠 養蠶織絹の業を勧め、繪畫陶縫の才を  
 招く 秦氏の部民 内藏大藏の所管 蘇我滿智 三藏分立  
 星川王の亂 清寧天皇 東漢直掬

履中の皇統も復絶ゆ.....三五四

飯豐青尊 皇位繼紹の實あり 皇親攝政の説 億計弘計二  
 王子の潜伏 室壽の詞 起居舞 忍海角刺宮 御歴代の古  
 例 顯宗天皇 毀陵と嗣位 仁賢天皇 大伴室屋 平群眞  
 鳥 歌垣の遊 武烈天皇 舊史の謬傳 男大迹王は三國よ  
 り入りたまふ 應神五世孫

海表の保護政治.....三六七

南朝通聘 倭王上表の事情 倭王讚 阿智使主、吳國に大使  
 す 倭王彌及濟興 南道の航海 吉備田狹の叛 百濟蓋鹵

王、又高句麗に破らる 漢城陥る 汝周王熊津に遷る 倭王  
武の七國諸軍事 渡平海北九十五國 新羅慈悲王 耽羅島  
の異俗 紀生磐の叛 百濟武寧王 佛法は何故に東渡する  
遅き 日本の文明も新羅に後れたり

### 第七章 繼體より崇峻に至る(大臣

大連專權時代)……………三七八

繼體三代の早世……………三七八

年代治世の考定 時運變革の期 大伴金村 筑紫國造磐井  
の叛 西北航路 物部荒鹿火 安閑天皇 宣化天皇 筑紫  
の遙制、僅に海表を支持す 王室多故、屬邦困難

欽明天皇……………三八六

磯城島宮 年代考定 官府財用の急務 秦大津父 稻荷神

佛教東渡 當時の國勢人心 蘇我稻目の崇佛 大臣大連の  
興敗、爭奪 蘇我氏の家風

敏達天皇……………三九一

譯語田宮 達率日羅 中臣物部の毀佛 痘瘡の傳染か 皇  
位と佛法に係る爭奪 穴穗部皇子 押坂彥人大兄

物部・中臣・二氏の敗亡……………三九五

用明天皇 池邊宮 王室の三寶歸依 中臣勝海 馬子と守  
屋の關係 大臣と大連の兩軍 四天王寺の緣起 崇峻天皇  
法興寺 年號紀元 馬子及び駒の弑逆 厩戸の施爲は人心  
に厭かず 上宮の真相實境 儒佛兩者の嫉視 東漢直の七  
不可 任那官家亡ふ 内外の政務、文武の氏族

任那諸國、新羅に併吞せらる……………四〇九

武力と智術の消長比較 穗積押山 大伴氏の對韓失政 伴

跋國 近江毛野の驕暴 駕洛王新羅に降屬す 百濟泗泚城  
 新羅の文物 任那復興の事を百濟王に託せらる 任那宰臣  
 の屈辱 百濟聖明王 安羅國 大伴狹手彦の奇捷 佛像貢  
 進の動機 聖明王敗亡 援軍僅に百濟を保つ 大伽耶亡び  
 任那全滅す 高麗の貢使、北陸に至る 肅慎鳥羽の上表

### 第八章 飛鳥小治田朝の政教漸變……四一九

#### 推古女帝……四一九

豐聰王攝政 飛鳥の諸宮 女主姦計の奇説 建寺造像 崇  
 佛の政策 濟時の須要 上宮太子の事業 大局大觀 冠位  
 の制 曆日を頒布す 上古の月日四季 曆術由來 十七憲  
 法 以和爲貴、篤敬三寶 以禮爲本 勸善懲惡 一王萬民  
 國司と國造の別 憲法の古義 古今の異同 祭祖の事に言

及せず 王土主義と私田主義 祭祀神祇 玄聖之徳 隋國  
 に禮聘す 流求南島の始見 夷邪久 掖久島阿麻彌人 ア  
 マミキユの傳説 オモロの開闢説 海部が即アマミキユな  
 らむ 聖徳太子早世 施藥療病養育の三院 人傑と謂ふべ  
 し 馬子大臣の專恣、愈甚し

#### 舒明天皇……四四三

女帝、山背大兄を誡む 蘇我蝦夷の擁立 皇極女帝 蘇我入  
 鹿の擁戴の謀 山背大兄の死 上宮族滅の慘禍 中臣鎌足  
 危急に際して大義を擧ぐ 大極殿の變 蘇我大臣父子の敗  
 死 皇太子中大兄の辭讓 悅民の政 大化の新政、日羅の對  
 策に由る所あり

#### 隋唐東伐して、濟麗終に亡ぶ……四五二

半島存亡の危機 高麗隋兵に攻めらる 小野妹子、隋主に謁

す 東天皇、西皇帝 唐朝の禮聘 諸越 百濟王義慈 日本  
 は百濟を援けて遼越を侵略せし歟 唐將蘇定方 百濟破滅  
 新羅の謀略 援韓の大軍 大に唐兵と會戦す 官軍餘衆を  
 率て歸る 高麗の滅亡 二國滅後の新羅 日韓分離の交情  
 半島民族の結合

第九章 政治・教法の概略……………四六四

家族、氏族の制……………四六四

大氏、小氏 氏族の組織 家の組織 氏は内なり 家と屋の  
 區別 氏上家長と氏人家人 カバネは頭根なり 姓には主  
 従を示し、氏には内外を分つ 古今の差異 後世の名字 良  
 賤高下の別 異類の混合同化 養嗣の風俗、祭祖の意義 華  
 夷の區別の觀念 一元の思想 祖先崇拜の進化 原始崇拜

公私統屬の別……………四七四

公民私民の別 名代の増加 歸化及び沒收の民 土地の領  
 有 統治と領有の別 統治の大權 マツリゴトの古意 社  
 會秩序と國家編制 封建か郡縣かの討論 封建にして郡縣  
 を兼ね 封建に非ず代官制なりと牽強す

刑罰の概要……………四八二

乞神の政教 探湯 治罪の例 家族連坐、後裔に預り及ぶ  
 褻祓、自白 罪の古意は包に同じ 心の穢、身の恙 悔過と辨  
 償 墨刑と黥面 塗面、文身の習 追放及び降貶

神靈鬼物……………四八七

意識の變化 諸神に調和融合あり 篤信すれど排斥の心薄  
 し 靈魂の四類 神と人の交通 靈驗と祈請 鬼及び雷と  
 いふこと 犠牲の例 神も屈伏する所あり 神の形代、物實



蟲蛇にも惑はされたり 秦河勝 常世の神仙

儒佛道三教の傳播……………四九五

儒書の傳來 五經 佛法東流 欽明朝以前の蕃神 司馬達

止 寺院漸く興る 僧尼 僧官及び僧位 方術移入 陰陽

識緯の説 上巳端午の節供 文部の呪禁 道教の由來 東

渡の儀軌 神事佛教も皆之を混和す 三玄三統の教 五行

大義

第十章 學藝・産業……………五〇七

歌詠及び祝詞……………五〇七

上古の一格 八千矛神の歌 樂府の歌舞 記紀の歌詠 體

形言數句數の不定 古歌韻法の説 祝詞の調節及び譬喩

大祓の詞 人民生活の實際 文物の興隆は、一に聖德太子に

待てり

文學・方術の渡來……………五一五

論語千字文 史部の始見 口誦と記録並び行はる 神代文

字の説 漢字使用の時代説 文字の古記録 文學の發達は

工藝の如く速ならず 言語の音韻變化 史書の修撰 舊事

本記 法興六年碑銘文 法隆寺佛光後銘文 天壽國曼陀羅

銘文 醫術藥方 巫は即醫なり 方書 呪禁師 僧觀勒の

曆術 漏刻擊鼓 逆推して前古の曆日を定む 立法推歩、以

作長曆 日置の説 授時の政ありしか如何 卜筮、式占 遁

甲、太乙 陰陽家

工匠の業……………五三四

手人及び師 猪名部の工 泥部 斐陀人 車輿 應神仁德

以後の建築 殿閣樓臺 亭館倉庫 校倉 石藏 黒二殿

兩枝船の制 諸手船伊豆出舟 獨底船 大舶をツムといふ  
 帆は鰭なり、羽なり 橋舟 進舟の器具 舵機 櫂楫 赤舟  
 繪師曹氏 佛莊嚴の具として匠作起る 鑄工瓦工 斑鳩宮  
 の大伽藍 推古時代の美術淵源 髹漆 伎樂 五明の説に  
 聲明あり

農漁及び商賣……………五五〇

年々の佃主 重播串刺畔繩の争 祭田を以て班給す 年と  
 は田寄なり 農具の種類 碾磑 經濟狀態 河海の漁 山  
 野の獵 放鷹術 家畜 猪飼 交易の市 商ひ賣り買ひ  
 令前の度量衡 氣候變化之喻……………五六二

# 倒叙日本史 第十五編

文學博士 吉田 東伍 著

## 神代及上古紀

### 總說

夫の天地日月の創造、神靈人物の初發については、我邦又おのづから古傳説あり、載せて紀記二典に明かなり。神代卷は、即是の開闢説と靈異傳にして、之をば上世の舊事と曰ふ、古語なり、亦太古史ともいふべきか。本編は、其舊語を採りて、第一章を立つ。而も、科學に謂ふ所の天體、及び地球の構成、宇宙の起滅終始は、學者別に其説あらむ。此に言ふ所は、

開闢説と靈異傳

國民歴史の初發にかゝはる、古人の思想を述べ、以て民族繁衍、國家成立を見るに至れる由來を考ふるに止まる。

我神代の卷書神は、天地の創造と事物の初發を説くに、異同前後する所多しと雖、亦之を以て、古人の思索想像の變遷去就ありしを知るべし。後世、天竺の須彌説、西洋の地球説に附會するに至り、其論いよく長し。又、國土平定と民人化服といふごとき、人事歴史の草昧を傳ふる所ありて、其高天原と豊葦原の上下去來の語中には、或は東西離合、或は民族移住を云ふ者あるに似たり。されど、之を地理學、年代學、人類學、言語學、宗教學等、及び關係隣接の諸國歴史に參考し、其實を論證せむこと、存亡明滅、把捉の業も容易に非ず。又、世界各國の太古上古史に、共に看るが如き神話の存在は、即我舊語に於いても其揆を一にす。故に、此靈異なる神話を悉皆分析して、人事歴史を明に認識せむ事は、頗難し。而も、其中に包容せらるゝ神の教祭の道は、やがて原始宗教に屬し、政治、産業、征伐、器用、文藝の事、皆其萌芽か痕迹かを、神代の卷に託せらる。是即、神代史の特に各方面に研究を要す

る所以にして、古人の後人に之を遺せる希望、又此に在らむ。本篇は、約略を以て章を終へ、一々に之を盡さずと雖、其大關節を擧げて、倒叙日本史の極を立つ。

神話とは、我古人が靈異と爲せる舊語、譬喩、寓言の新名にして、ギリシヤ語ミユトスの譯なり。論者いふ、神話は神を中心とする説話にて、狹義にいへば、歴史以前に起原せる傳説なり。凡、神の原始信仰には、動作と言語の二つの表現ありて、動作には之を祭祀祈禱といひ、言語には經典傳説といひ、そのものかたりは、即、詩想妙感を融會して、此に神話となる」と。神話の研究に、一國專攻なると、數國比較の二法あり、其分類に、神祇と英雄を分ち、宗教の高等なるに對して、民間信仰の低級を分ち、或は天地開闢、或は巨屍化生、或は神人婚通、或は祭祀驗應、或は美女化鳥といひ、その他、動植物、太陽、農業、系統、風習等にかゝはる者多し。されば、かの耶蘇の奇蹟も神話に屬し、尋常人間歴史に非ずして、ユテア人の民衆心理の所産なりと解せらる。我神代の舊語は、やがて皇國の古代人心の痕なるべし。彼神明、惡談といふは、其巫祝の徒の傳宣せる儀式にして、語部ありて之を説話したるなり。

高木敏雄比較神話學曰、神話學に表裏二面あり、一方に於いては國民の信仰を論じ、他の一方に於いては表面の神話を論ず。而して、國民神話學は、唯一

個の國民、或は民族に就き、その神話の發生、變化、發達の跡を説き、その意義を明かにせんことを目的とするも、比較神話學の補助なくしては、到底其の目的を完全に達し得ること能はず。神話の動機は人類的なり、その發達は國民的なり、人種的なりと知るべし。而して、此神話は、國民太古の自然宗教と表裏の關係を有すること、恰或種の國民神話が、普通の民間信仰に於けるが如く然り。かの宗教と、俗信が、國民の行爲によりて外に現はるゝときは、祭祀となり、犠牲となり、諸種の儀式・風習となり、その國民の言語によりて表るゝときは、則變じて神話となり、説話となる。この故に、言語に成長あり發達あるが如く、説話にもまた同じく發達あり。一個の説話がはしめて生じてより、次第に發達して一定の形式を取るに至るまで、其經過を名づけて「説話の構成」と云ふ。所謂「民間語源論」は、この説話構成の契機として、最研究の價値あるものなり。民間語源論は、言語の意義の知られざる者に對しては、意義の明かにして發音の類似せる言語を以て之を説明し、或は内容の明かならざる文字を見ては、形式の類似を求めて之を解釋せんと欲する者なり。而して、日本國語の特質として、發音類似の語の多きこと、是れ民間語源論發生の第一に數ふ可き、重なる原因にして、第二の原因は、漢字使用(正翻、義譯)と漢字假借(假音、借訓)に在り。紀記並びに風土記に見ゆる故諺、地名の起原に關する、無数の説話と傳説とは、この點に於いて好個の例題たるを得可し。

新井白石曰、凡經史おのゝ其體を異にすと雖、史は實に據り事を紀して世に鑑戒を示すものなり。而も、我國の日本書紀を講解するもの、上古の事に至りては、詭辯競ひ起りて、一に異端に出づ。其言に得ざるに及びては、神道不測、以て論すべからずといふ。太古朴陋の俗、いづれの國にか無かるべき。異朝の書にいふ所、盤古氏は大荒の世に生れて、其頭は四岳となり、其眼は日月となりしといふ事のごとき。女媧氏石を鍊りて天を補ひ、鼈を斷ちて四極を立てしといふ事のごとき、皆是、我國にして、太古の時の舊事を言嗣ぐに、相同じ。鴻荒の世は、學者取らずといひし事は、たゞに其説の荒誕なる爲にもあらず、其疑を闕くが故なり。而も、上古の事、猶諷ふるべからざるものは、世の人の言嗣ぎ語嗣ぎし所の、語言の間にあるなり。されど、漢字傳來して、我國の語言を譯して、其字を假り用ひしに至りて、其譯せし所の義に合へると合はざるとによりて、疑はしき所あるを免かれず。或は、みだりに異朝の書を徵として、我國は夏の少康の後なり、我祖は吳の太伯の裔なりなど申すは、伊弉那天、毘盧遮那を以て、天祖を誣申

人世を以て  
神代を看る

【神代及上古編】

六

す説に相同じ。惟、皇たる上天、斯人に衷を降し給ふ、いづれの方にか、神聖を生し給はざるべき。いかんぞ、必其言ふ所の華にして聖を生し、其言ふ所の梵にして佛を生するのみなるべき。或は又、其事を神にしてこれを秘するは、天統を尊ぶの義なりといふべけれど、其民を愚にして、自尊大にするは、秦の二世にして滅びし所なり。天の昭々たるは、横目の民望みて視ずといふもの無し、其天たるの所以に至りては、聖も又知りやすからず、これ其事を神にしてこれを秘するがためにはあらず。我國の皇統の、天地と共に悠久におはします故も、又必しも神にして秘する事により給ふべきにはあらず。〔古史通〕

内藤耻叟曰、余嘗新井君美の古史通を讀みて、其大意を商量するに、上代の事實を神奇にせず、專人事に近く、尋常に説きなしたり、誠に卓見と稱すべし。凡、尙古の事の奇怪不測多きは、何れの國も同くして、其世に生れし人の開明ならざる智識より、言傳へ遺したることなれば、今日に於いては實に益なく世の教とすべからざること多きは、固より當然のことのみ。されども、そを一々尋常の人事に引あてんとして、更に牽強附會して、あらぬ所まで論説す

信を採り疑  
を闕く

るは、或は矯枉過直ともいふべし。寧ろ古人の傳説は其儘にして、強ひて之を説かず、只其信すべきを採りて、其他は疑はしきを傳ふること、古史をよむ人の本意なるべけれ。強ひて之を平易にせんとて、誣言するは、なかく、古史通とはいひかたからん。されども、古史は悉皆信用すべきものとして、一言一句も改めず、これ即神の事なり、人の疑ふべきことにあらずとて、一々之を信實にせんとするには、遙にまさりたれ。〔日本歴史評林〕

上古の紀年  
と地域

上古の歴史曙光は、神武帝橿原宮の御宇に明白なり。是、古來の通説にして、人王初代と稱せられ、以て神人無別の草味に分つ者とす。されど猶、荒茫の形態を免れず。日本書紀は、神武以後、甲子の紀年を爲し、月日詳備すと雖、古事記と相戻る。此に於いて、上古紀年論の必要あり。惟ふに、紀記の二典の載する所、上古史の境域は、實に倭韓の併合せる者に在り。而も、其下一半には、倭韓兩國史の記事多く符合するも、其上一半には干格す。則、漢土の記録に傍證して、此間の

【總 説】

七

事情を判断せざるべからず。既に、紀年を二典の外に推考す、豈、境域を八洲の中に限局せむや、一に妥當を求めて、之が論證を爲さむとす。その取捨採擇、畢竟するに、上古史の眞實に近接せむとするの微意に由らむのみ。

那珂(通世)氏紀年考に、支那の字書には、三十年を一世とすと云へり、世の長短には定數なけれども、父子相繼ぎて數十世に至れば、其の平均の數は、必三十年に近し。今、我皇家の系圖を以て算するに、繼體帝は今上の四十九世の祖に當らせたまひ、古事紀に御年四十三歳とあるに據れば、今上(明治)の誕生を距ること一千三百六十年、即一世の平均は二十八年なり。(中古)舒明帝より高倉帝まで二十世、五百五十三年、一世二十六年六五に當り、近古、後鳥羽帝より近代孝明帝に至る、二十五世、六百八十四年、一世二十七年三六にあたる。國史眼に云ふ、推古建曆より、先朝慶應二年まで、千二百七十四年、四十六世、平均一世二十八年弱。此二十八年を率として、應神帝の

舊紀年は信  
け難し

那珂氏の考  
案

御宇を推すに、應神は繼體五世の祖にましませば、先たつこと一百四十年許なるべければ、晋の穆帝、百濟の近肖古王の時にあたるなり(西曆三五〇年の頃)。而も、大祖神武は、應神の十四世の祖にましませば、其日向に生れたまひしは、西曆紀元前にあたり、檀原に都したまひしは、西曆紀元の頃にやあたりけん云々と。舊紀年より短縮すること凡六百六十年許とす、是大體を得たる通説なり。然れども、過簡臆斷の恐れなきにあらず、古事紀に干支註文ある上は、崇神以降、必しも一世三十年を以て説くを須ひず、(日韓古史斷)なほ下章に評論する所あり。

金澤氏日韓兩國語同系論曰、韓國の言語は、我國語の一分派たるに過ぎざること、恰琉球方言の我國語に於けると同様の關係にあるものとす。類例を他に求めば、等しくチュートン語族に屬せる獨逸語と和蘭語、ローマン語族中の佛蘭西語と西班牙語との如き、兩々語脈を同じうせるものと相似たり。日韓兩國語の關係を論する者、古今東西、決して其人に乏からず、肯て余に於いて新意を發するにあらず、古典に眼を曝したるもの、必想

日韓同語系

到すべき所なりとす。素戔嗚尊の新羅國曾尸茂梨に降臨せられたる。延喜式神名帳及び風土記等に、韓國の神社名の散見せる、新撰姓氏錄、右京皇別に新良貴の姓の見ゆる等、皆上古に於ける、彼我關係の深かりしことを證せざるはなし。近年、星野氏は此等の點より立證して、上世日韓の西域にて、管皇祖の之を統治したまひたることを斷言せられたり〔史學雜誌第一篇〕。而已ならず、之を彼國の史籍に徵するも、新羅王脫解尼師今は、我國より到れるが如く〔三國史新羅本紀〕脫解、本多婆那國所生也、其國在倭國東北一千里、其即位西曆五七に當りて、我國人瓠公を大輔として政を執らしめたり〔三國史新羅本紀〕瓠公者、未詳其族姓、本倭人、初以瓠繫腰、度海而來。我國に於いても、天日槍以下、上代韓人の歸化せる者多かりしを見るも、兩國の關係は、推知せらるべきなり。彼我交渉の類繁なること、斯の如きものあるに係らず、言語不通なりしならむとは、想像すること能はず。三韓使節の朝貢、阿直岐、王仁の來朝の時の如き、皆然り。しかるに、所謂譯語の名の史に見え初めたるは、反りて交通稍疎くなりたる後なるは、奇とい

ふべし。即、日本書紀雄略天皇七年〔西曆四六三〕に譯語卯安那、天智天皇紀二年〔西曆六六三〕に神前臣譯語の名見え、天武天皇紀九年〔西曆六八一〕に新羅遣沙滄金若弼、大奈未金原升進調、則習言者三人、從若弼至。續日本紀淳仁天皇天平寶字四年〔西曆七五九〕に、新羅國遣級滄金貞卷朝貢、本國王、令齋御調貢進、又無知聖朝風俗言語者、仍進學語二人、同五年〔西曆七六〇〕、令美濃武藏二國少年、每國二十人、習新羅語、爲征新羅也」とあり。史乘傳ふる所、概略斯くの如し、以て古代における兩國言語の差異の、さのみ甚しからざりしを想ふべきなり。近年、内外國語の關係問題は、學者の注意を惹き、外國學者中には、我日本語とアリヤン語族、或はフィン語、トルコ語、ビルマ語との比較を試みたるものあれど、いまだ一家言たるに過ぎずして、學界に何等の影響をも來さず。然るに、日韓兩國語の關係につきては、外人中、我國語に精通せる聞え高きアストン氏、チェンバーレン氏等によりて、夙に唱へられ、今日に到るまで、未一も反對の聲を耳にせざるなり。白鳥博士の如き、宮崎博士の如き、一は歴史、他は法制の方面より、韓語を研究せられたる

結果、兩國語同源説に一致せられたり。

本篇は、神代を以て太古史と爲す、固より無曆日の時代とす。人王の世を以て上古紀と爲す、神武に起り皇極に至る、凡三十五帝、二十四世、是なり。而も、上古紀を四分して其時運を通考すれば、神武より開化に至る、九帝九世は、草昧の後を承けて、未、大一變を見ず。故に、論者、神人無別の説あり。崇神以後に至り、大小の政教、東西の争戦、事迹歴々數ふべし。漢籍に、倭韓強盛といふもの、恰之に當る。以て應神、仁徳の盛代を見る、此間、七帝七世なり。かれ「東征毛人五十五國、西服衆夷六十六國、渡平海北九十五國」といはれしは、形勢想ふに足る。其年代の擬定に、多少の前後參差ありと雖、漢、韓の遺册古碑の徵すべき者ありて、我舊傳と相對照發明し、炳焉たる

太古紀と上古紀

漢韓の遺册古碑

る光輝、千古不熄なり。

前者古人は往々古史に疑あるも、多くは發せずして止めるに非ざる歟。殊に、外籍對照の一法は、忌みて之を避けしに似たり。新安手簡に、新井白石は、魏志倭國傳の事を擧げ「是は謬傳に非ず、地名相符する者多し、女王の往來一再に非ず」とて、之を研究せむと欲し、安積澹泊に質問せることを載す。澹泊答へて曰ふ、魏志の事強ひて穿鑿せず、昔者、一僧晋書を引きて日本記を選び、朝譴ありて焚棄せらる、戒懼せざるべからず、故に彰考館の史記編集は、是等の事置きて參照せず」と。大日本史すら、外籍を斥け、對照研究を忌めること、以て見るべし。大日本史は近時の大作なり、而して其主要の編者、澹泊の言にして此の如し、餘子亦何か有らむ。而も宋儒理學の春秋主義に心酔し、敢て褒貶を皇統に試みて忌まず、却りて事實を失ふに至る者あり、史筆は難し。

履中以後は、雄略を経て武烈に至る、九帝四世を大倭盛世の第二期とす。繼體帝以後、十五世は、上古紀の季運にして、政

上古紀の四分



教に於いても國力に於いても、内外大一變に會ふ。而も之を史冊の上より見れば、文献の漸く備はれるは、此季運よりの事に屬す。されば、有史と史前の時代區分に於いて、或は武烈以前を以て語部カクリベの諸誦時代と爲す者あり、又、神武以後を以て有史の紀と爲すありて、學者の論議一ならず。

有史時代と  
史前時代と

久米氏日本古代史曰、日本の有史時代は疑問なり、應神帝の博士を召し、履仲帝の史官を置かれし以後と論ずる人もあらん、或は猶下りて欽明帝推中帝との論も起るならん。又、書紀の紀年假偽を斥けて、舊史の信用を破りたれど、余は此の如く苛酷に論ずるを欲せず。やはり、書紀に分界せる如く、神代を以て傳説時代となし、神武帝以後(即人皇の世)を有史時代となさんとす。抑、前言往行を口口に相傳ふるのみにては、數百年確實たるを得べきものにあらず。さればこそ、古史の過半は、謬傳を重ねて、事實を烟雲に化したり。然るに、神武帝に届りてより、文字の虚飾ありと雖、人事、地

口誦時代

理、名物など、皆着實にして、神代とは全く觀を改むるは、大に思はざるべからず。定めて、神武帝の比には、既に漢字を心得たる人ありて、必要の事を筆墨に書留めて、後人に遺したるならん。たとへ、舊來の習はせにて、妄誕を交へて敷衍したりとも、口々相傳のみにはあらず。想ふに、神武帝の筑紫を發向ありしは、漢の武帝が韓半島に四郡をおきたる後にして、日本の國縣よりも、其樂浪郡へ交通を始めたる時代に當れり。凡、國際には、文書と通譯とは必要なるものなれば、當時の貴族は、猶無丁字なりとも、其部屬の伴部トモベ、又は譯部ワカベなどの中には、漢文を學びて、交通に利便したること疑ひなし。下の第十の章の文學の節目に合考せよ

重野氏國史綜覽稿曰、古事記の八千矛神ヤチボコの長歌及び日本紀に見えし長歌の終りに、皆許登能加多理基登母許遠婆コトノリキトモコトノリと云ふ句あり、事の語言も是をば、にて古の事蹟を傳へし語言も、是をば今より歌詞に上せて、後の世に傳ふるとの義なるべし。此八千矛神の長歌の成りしを、富士谷成章は雄略の御世なるべしといへり。其が北邊隨筆に「日本紀神代卷と古事記上卷は

古歌に前後  
の疑あり

後に出て來たる物にて、それを始に冠らせ給へるなるべし。かく覺ゆるは、神書の中の歌の姿、神武の御卷なる歌に較ぶれば、反りて古くも見えねばなり。何れの御世とも確に云ふべからねど、もし雄略帝の御世の頃にや出來つらむ。其雄略の御卷なるも、神書の歌を學びたりとも言ふべけれども、歌は反りて其御世のすら、古く見ゆるぞかしとあり。今思ふに、雄略の御歌にも、事の語言も是をばの語あるを見れば、尙後の世に成れりしなるべし。語部の語言が變りて歌詞となりしにやとの説さへあるも、亦無理ならず聞こゆ。語部が語り傳ふる様は、詳に見えねば知るに由なけれども、思ふに、言詞を調へ曲節を面白くせしなるべし。北山抄、大嘗會の條に、國栖奏古風五成、其笛以指摩孔。次悠紀奏國風四成、其聲似神歌遲、主基奏早歌。次語部奏古詞、其音似祝詞、又涉歌聲、美濃、但馬、語部、各奏之。江家次第の文も同じ、鳥羽帝即位天仁元年の江記(大江匡房)にも見えて、各奏之下に、裝束小忌の四字あり。此諸書に、聲音似祝詞、又涉歌聲とは、祝詞を宣るに似て、又歌の聲に同き處ありとの意と聞ゆ。古く宣命譜といふ

物ありて、宣命にも曲節ありしこと灼ければ、語部は更なり、祝詞、又中臣が壽詞を宣れる、出雲國造が、神賀詞を奏せる、天皇崩御の時に諸臣が誄詞を奏せる、皆曲節をつけて語りけむこと、知るべし。朝政の衰弛より、吉野の國栖、諸國の歌人、語部なども、久しく來らずなりければ、外記局の官人にて其役を代り勤むる例となり、永徳には、國栖のみならず語部の古語をも代り奏せしが、永享には、語部の古語さへ明ならずして、行ふに由なかりしとなり。

貞觀儀式、大嘗會の時、語部は、美濃八人、丹波二人、丹後二人、但馬七人、因幡三人、出雲四人、淡路二人、伴氏一人、佐伯氏一人、就位奏古詞とあり、天武紀、十二年、語造賜姓曰連、弘仁姓氏錄に、出雲風土記、正倉院文書等に語臣、語君、語直、語部など多く見ゆるが、文字の用の愈繁くなれる世なれば、語部の口誦も、其効力衰へしならむ。僅に、古事記の口誦者、稗田阿禮を望み見て、其偉功を知るのみ。太安萬侶の序文に、舍人稗田阿禮、年是廿八、爲人聰明、度目誦口、拂耳勤心。即勅阿禮、令誦習帝皇日繼、及先代舊辭云々。此阿禮も、某の

語部といふこと詳ならねど、語部の實は誠に此人に備はれるなり。但し「目に度れば口に誦む」とあり、語部なりとて、文盲にはあらず。平安朝以後の物語といふにも考へ合すべし、亦記誦の一流派なり。永徳・永享の大嘗會に、語部絶えしより五百年、今は其名目さへ亡びんとす。

### 第一章 神代(太古紀)

古事記の初  
發造化説

天御中主

産靈

天地開闢 舊語の傳ふる所、必しも一ならず。古事記には、天地の初發の時、高天原に成りませる神の名は、天之御中主神、次に高御産巢日神、日本書紀高次に、神産巢日神、皇紀には、神此三柱の神は、並獨神成りて、身を隠したまひき。次に、國稚く浮脂の如くにして、海月なす漂へる時に、葦芽の如、崩騰れる物に因りて、成りませる神の名は、宇麻志阿斯訶比比古遲神、葦芽産男尊、次に天之常立神、此二柱の神亦、獨神成りて、身を隠したまひき。上の伴、五柱の神は、別天神なり」と、造化の元始を説く所あり。故に又、古事記の序に曰く、乾坤初めて分れて、參神は造化の首と爲り、陰陽斯に開けて、二靈は群品の祖たりと、理趣頗高し。

天御中主は、まづ世の常の言葉としても、其意義を考へ得らるべし。産靈は、結の意義として、直に悟らるべし。されど、古言として精密に推して考ふるには、分析を要するなり。故に、産靈とは、凡物を生成することの靈異なる神靈を申すなり、此外に火産靈、和久産巢日、玉留産日、生産日、足産日、角凝

魂ムスビなど申す御名もあり、牟須毘の意皆同じ。世間ヨミの萬物、事業皆此二神の産靈ムスビによりて成り出るものなり。さて此神は、記中に二柱並び出る處はなくして、一柱のみなるに、其名は異れども、唯同神の如く聞えたり。抑、かく二柱にして一柱の如く、一柱かと思へば二柱にして、其差サシの髣髴オホホしきは、いと深き所以ユエあることにぞあるべき。古語拾遺に、高御産巢日神を神漏伎命カムヤマト、神産巢日神を神魯美命カムロメとせりなど、本居氏の古事記傳に述べたり。ト部氏の釋日本紀は、カムロキを天照大神とし、カムロミを高皇産靈となせり。

さて、此元始を天御中主といへるに對し、日本書紀の正文は、國常立を初出とし、又、産靈の次出につきても、異説あり。神皇正統記は、多く舊事本紀に據るが故に、昔天御中主の尊、三柱の御子おはします、長を高皇産靈と申す、次をば神皇産靈、次を津速産靈ツハヤムスビといふと見えたり。陰陽二神イハナギイザナヒこそ、始めて諸神を生し給ひしに、直に天御中主の御子といふ事、おぼつかなし、この三柱を、天御中主の御子と云ふ事は、日本紀には見えす、忌部氏の古語拾遺の

別天神造化  
元始の異説

説なり云々と論ず。即、天七地五の上に、別天神あるを認めずと也。

高木氏比較神話學曰、天之御中主神は、其名稱の示すが如く、天の中央にありて天を主宰するもの。他の二個の産巢日ムスビは、生成力の神格化なり、生命の本源、啓發の原理、萬物化成の力なり。其獨神ヒトリガミと云ふは、他の諸神の男女兩性に別るゝに反して、此三神に此區別なきを云ひ、身を隠すとは、蓋その形體相貌を有せざるを云ふ。惟ふに、人形主義は、凡ての神話の根本にして、何れの國民の神話に於いても、神は其形體と相貌に於いて、其言語と動作に於いて、人間或は動物の如くなるを常とす、茲に於いてか始めて神話あり。而も又、宗教思想の進歩と共に、神は次第に其人間らしき身分を脱却して、無形の靈性となり、遂に時間・空間の凡ての約束を超越したる、全智全能の存在となるに至るを常とす。故に、此古事記卷首一段の神話は、之を純粹の神話として諸國のものと對比することを得ず、太古神話の他の部分に比して、多少進歩せる思想を交へて、一種の哲學的宇宙論の形式を有するに非ずや。是は、陋朴なる原始の神話時代を、既に後に遺して、宗教

造化參神の  
思想發達

神話を離れ  
て哲學に入  
る

思想漸く發達し、哲學思辨の既に始まりたる時代の、精神的產物なる可し。蓋、後に至り、記録の編纂に際して、編纂者が之を採りて、其卷のはじめに記載したるものと覺らるれば、純粹の神話としては、之を觀察し難し。

而も日本紀は、卷首に「古天地未剖、陰陽不分、渾沌如鷄子、溟滓而含牙。及其清陽者薄靡而爲天、重濁者淹滯而爲地、精妙之合、搏易、重濁之凝、結難。故、天先成、而地後定、然後、神聖生其中焉。故曰、開闢之初、洲壤浮漂、譬猶游魚之浮水上也。于時、天地之中、生一物、狀如葦芽、便化爲神、號國常立尊。次國狹槌尊、次豐斟淳尊」といひ、初發の造化三神を載せず。其「一書曰」として副注せる數說中に、五柱の別天神の名の見ゆるのみ。

「古天地未剖」より「地後定」までは、淮南子及び緯書の三五曆紀（此書今傳はらず、之を引用せる者、往往諸書に散見せり）等を撮綴して文を成せるにて、河村秀根が書紀集解に、其語の出處を注記せり。凡、日本紀に漢籍を撮綴せるは、此一處のみならず、雄略紀に馬の形を叙せる、顏延年が天馬賦に同く、同紀の遺詔は、隋書文帝紀の文に同く、顯宗紀に年豐を叙せるは、後漢書章

日本紀の國  
土神物生成

國常立

陰陽渾沌の  
字句の出典

帝紀に同く、天智紀に鎌足が人と爲りを叙せるは、三國志魏志の注に引ける魏略に同じ。本居氏の警華山蔭に、此一段を論じて「此は漢籍の文を其儘に引出て、首の飾に加へし、選者の新意なれば、たゞ序文として差置べし」と云へり。其説は然ることながら、彼此の事實合同せるを擇びて、補綴せし者にて、全く縁飾のみとも言ひ難し。此文も、神代紀の一書に照すときは、相似たる事多かり。されば、鈴木重胤が日本紀傳に「古天地未剖」より「神生其中焉」までは、別天神の名を省きて、其事跡を傳へしにて、その漢籍によりて文を成せるが故に、我が古説に非るが如く思ふは固陋なり」と云へり。

【國史綜覽稿】

故に論者いふ、日本紀は地上の神を取り、天上高天に及ばざる也本釋曰然りながら、別天神に數へらるゝ産靈、或は魂結の字を用ゐらるゝの二柱も、一は高木神と呼ばれ、一は御祖神と稱へられ、多く地上の事にもかゝれば、理説を以て判ち難きに似たり。錯雜不分は、却りて混沌たる古朴の思想と謂ふべし。

或は又論して、日本紀の神代開闢の條の本文は、國常立尊より起りて、別天

高木神と御  
祖神

神を除き、諾冉二神の漂へる國造り固むる條にも、別天神の大命オホミコトに因れることを言はず。其が中に、最も靈クシしく貴ミき、御産巢日ミムスヒの神も、天孫降臨の處に、其御名始めて見えつれば、心淺き人は之に迷ひ、別天神の深き緣由を知らず、皇統を叙するにも、唯日本紀の本文にのみ據りて、國常立尊を元始とせるは遺憾なることなりといへり。されど、神といふ思想沿革は、諾冉二神を元として、その上に國常立の七代を構架し、更に別天神を構架せるにあらずや。又、別天神は獨神成り身隱したまふと云はれながら、兩産靈の子孫といふこと多く見え、諾冉二神も人類の初めといふ義理立たず。弘仁姓氏錄には、天之御中主をさへ家祖に數ふる系譜あり。神統論も、此に至りて混沌甚しと雖、此未分の間に、亦考ふべき者あらむ。或は高木神は男神にて、御祖神は女神なれば、外事には高産靈、内事には神産靈の出で掌りたまふとの説あり。又、高木神をば高天原タカマノハ大倭の父神に考へ、御祖神を根國ネクニ出雲又常世國の妣神と見るものもあり。又、此兩産靈は、君主を輔佐扶翼の德業を譬へたるもののみともいふ。

神皇正統記は、佛經内典の須彌山スミダラ香水海四大洲の説を引き、日本も其世界の一邊の小國なりといひ、同一世界の中なれば、天地開闢の初は、何國もかはるべきものならねど、三國和漢竺ソウカンテツの説、各異なりとて、天竺テントクの成住壞空ジヤウヂユウクウの四劫説を述ぶ。次に、震旦は殊に書契を事とする國なれど、世界建立をいへる事慥タシカならず、儒書には、伏羲氏といふ王よりあなたをば云はず。但、異書の説に、渾沌未分の形、天地人の始をいへるは、我國神代の起に相似たり、或は盤古といふ王あり、目は日月と成り、髪は草木と成れりといへる事もありて、それより下つた、天皇地皇人皇五龍等の諸の氏、打續きて多くの王あり、其間數萬歳を経たりと云ふ。我朝の始めは、天神の種を受けて、世界を建立する姿は、天竺の説に似たる方もあるにやとあるは、中世の思想を代表する好標本なり。近世に至り、西洋の地球説を聞きけるより、古事記傳に、天地泉アノツミ太陽地球太陰の考案中服部ありて、平田篤胤、大國隆正等は、之を祖述する所あれど、附會甚し。

古事記又いふ、次に成りませる神の名は、國之常立神紀の立尊次に豊雲野神の

國一主尊此二柱の神も、獨神成りまして身を隠したまひき。次に及び成りませる神は、紀に俱生、泥土煮神、沙土煮神、通音は、次に角杵神、古事記傳云、角凝妹活杵神、皆姓氏錄に生魂に見ゆ。次に大戸之舅神、大戸之女神、次に面足神、妹吾屋惶根神、次に伊邪那岐神、妹伊邪那美神、紀に伊邪諾尊、伊邪冉尊、上の件、十柱を並せて、神世七代と稱すと。

五行説

神皇正統記曰、國常立尊、又天御中主の神とも號し奉る、此神に木火土金水の五行の徳まします。先、水徳の神にあらはれ給ふを國狹槌尊と云ひ、次に火徳の神を豊樹淳尊と云ふ。天の道ひとり成す、故に純男にてます、純男と云へど、其相ありとも定めがたし。次に木徳の神を埴土煮尊、沙土煮尊と云ひ、次に金徳の神を大戸之道尊、大苦邊尊と云ひ、次に土徳の神を面足尊、惶根尊と云ふ。天地の道、相交りて、各陰陽の形あり、されども其ふるまひなしと云へり。此諸神、實には國常立の一神に坐ししなるべし、五行の徳、おのおの神とあらはれ給ふ、是を六代とも數ふれど、二世三世の次第を立つべきには非ざるにや。次に化生し給へる神を、伊邪諾尊、伊邪冉尊

と申す、是は正しく陰陽の二つ分れて徳となり、此五徳をあはせて萬物を生ずる初めとす、云云。

高木氏比較神話學曰、太古以來何れの民族も、直接或は間接に、他の民族と交渉接觸の關係を有せざるは無く、從ひて其人文的發達に於いて、幾何かの程度に、外來の開化影響を蒙らざりしはなし。日本の神代史が、其編纂者の思想に於いて、編述の方法に於いて、内容に於いて、外來の分子を含むが如く、殆凡ての民族の史的源泉は、この種の混淆を免れず。未開民族の口誦傳承も、亦常に同様の影響を受けし例多しとす。故に、神話學者は、その材料たる史的源泉を、批判し、精査するに際して、須く此點に注意するを要す。

諸冉の二尊、その諸は、吳音ナク、之をナミに假れり。冉は、奴干切音南にて、ナムなり、故に亦ナミに假る。冉字、或は冊に作るは、譌誤なり。

又いふ、是に天神もろくの命を以て、伊邪那岐命、伊邪那美命、二柱の神に、此漂へる國を修理固め成せと詔ごちて、天瓊矛を賜ひて言依したまひき。故、二柱の神、天浮橋に立たして、其瓊矛を指下して、畫きたまへば、青海原、鹽こをろこをろに畫鳴して、引上げたまふ時に、其矛の末より垂落る鹽、積もりて島と成る、是淤能基呂島なり。其島に天降まして、天御柱を見立て、八尋殿を見立たまひき。

伊邪那岐伊邪那美の降臨

やがて御所の事どもありて、島を生み國を生み、更に海山水土、金石草木、禽獸風火の諸神あらはる。吉凶禍福、雷霆黃泉、星辰日月、及び器物の微細に至るまで、大小有形無形の發生は、大抵諸尊の功業として、之を説かるゝ所あり。

淤能基呂島

淤能基呂島は、自疑の義なり、卜部懷賢の釋紀に、今在淡路島西南角、小島是也、といひ、忌部正通が神代口訣には、淡路西北隅といひ、方位違ふと雖、自疑の解は一なり。新撰龜相記といふ卜部の古書に、淤能基呂島、從紀伊加太驛、通淡路由良驛、其伴島西南。島體圓六十町、無有人居、高二十丈云々。されば、今の苦島の一嶼なり、或は沼島を以て之に擬すべし。龜相記の本文、兩三島、同根屬也、從良連坤も實際に合はねば、苦島沼島、いづれとも定め難し。

二尊婚嫁

英人チャンパーレンの説(英譯古事記總論)古事記は、其文體華美を旨とせず、樸素の調子なれば、英語にうつすも亦然らざるを得ざるなり。原書中に、故ありて英語もて譯するを厭ふ所あり、其は不長の部分なり。然れども、羅句語に譯しなば、亦之を非難する者あらざるべしとありて、その不長の部分とは、猥褻の嫌ある二尊の祈哉云々の句の如きをいふ。凡、紀記の二書に、男女の事を叙して、後世より視れば、淫褻ともいふべきもの往往あり。二尊婚嫁

再尊黃泉國に入る

但し、再尊は此間に避りたまひ、黃泉國に入るといはれ、其遺蹟は多く出雲に傳へらる。諸尊は筑紫の櫛原に至り、澡浴したまひし時に、目を洗ひ日神月神、鼻を洗ひ、須佐之男命を得たまふ。故に、伊邪那岐命は、御子を生み生みて、生の終に、三柱の貴子得たりと詔りたまひ、天照大御神は、高天原を知らせ、月讀命は夜の食國を知らせ、須佐之男命は、海原知らせと、別依さしたまひき云々。而して諸尊は淡路島に隠りたまふ。

櫛原の腹に三貴子生る

釋日本紀は、紀の一書なる、櫛原に生れ出てし、底筒男命、中筒男命、表筒男命、是、即住吉大神矣と云ふ事を、又問、今如此文者、此三大神者、當在筑紫橘之小戸、而今在攝津國墨江、如何。答、此神荒魂者、猶在筑紫、但和魂獨在墨江耳。案、神功皇后紀云云、然則、此神本在筑前小戸、即神功皇后初遷居於攝津墨江



耳と解けば、筑前博多の住吉神社を以て、此櫛原の舊地と判断すべし。又、古事記によれば、三貴子を諾尊の獨にて生みたまへるものとし、日本紀正文には、正しく二尊の所生とす。釋紀にも是を難解の事と爲し、天照大神と素戔鳴尊の三女五男と共に、古今註釋家の大疑とする所なり。

太古諸神の崩葬につきては、諾冉二尊の事跡を以て始見とす。紀に據れば、伊弉諾尊は神功を畢りて淡路の幽宮に長く隠れたまふ、津名郡伊佐奈伎神社、蓋是なり。一説には、淡海之多賀ともありて、犬上郡多賀神社なりとなす、蓋非なり。又、伊弉冉尊は、伯耆比婆山に隠れたまふといふ、而も一説、紀伊之有馬といひ、花窟ハナイタをば其處とす。書紀の一書、伊弉冉尊、葬於紀伊國熊野之有馬村焉、土俗、祭此神之魂者、花時亦以花祭、又用鼓吹幡旗、歌舞而祭矣」と。是は、出雲の人民が紀伊に移住往來したるに因り、其祖神を別に祭れるを、後人の口碑によりてかくも記したるならん。此他、出雲の須佐之男命、五十猛命などの遺蹟も、紀伊國に存在するなり。

惟ふに、諾冉二尊の神話舊語は、人間事物種々の由來起因を説くに止まらず、天

諾尊は淡路に隠る

舊語として之を聽くべし

地日月、萬有の創成をも之を盡す。則、別天神及び天神七代は、重架の者に似たり。蓋、古人の開闢思想の上に、從來幾多の變化沿革あり、紀記諸典の編者、其異同を録するに方り、諸説を并せ採り、多少の貫通を爲すも、強て條理分析せず、之を述べ之を傳へ、一に以て讀者の參考自發に任せし者か。後に及び、別科の講習、專攻の研究ありと雖、臆度強解の嫌に涉る多し、亦免れざるの理數なり。

伊勢貞丈曰、神代の事蹟、慥タシカなる事は無し、神代には文字なければ、固より書籍無し、只、古人の語傳、人人の聞傳へし處、異同區々なるを、遙の後世に書記したれども、其語傳聞傳も同からぬゆゑ、之を記すにも同からぬことなり。日本紀にも、「一書曰」と云ひ、諸書の不同を其儘に擧げられたり、何れを正説と決定しがたき故なり。千萬年の昔の事は、げにさこそあるべき事なれ。然るに、後代巫學家の徒、神代の事を説くに、昨日今日見聞したる事を説くがごとし、詳に過ぎたり。かの神の所爲シノヅともあるべき事とも思はれざる、奇怪の事をば、或は陰陽五行、相生相剋の理を以て、或は因果方便、變通自在の説を以て、牽強附會の妄説を作り、或は儒家の仁義禮智、孝悌忠信の道を

巫學を指摘す

述べ交へて飾を巧む、皆後世の巫學者流の所爲、惡むべき事なり。神の事は、元來、神代の遺書なく、古人の口々に語り傳へたるのみなれば、半實半虚なるべし。百年五十年以前の事すら、虚實異同の説區々なり、猶近く云はゞ、今日、五六町隔りたる所にて、往來の人の鬪諍しける事を談るに、諸説異同あり、虚實決し難し、是を以て考ふべし。抑、神には奇妙不可測の靈驗、徳の侮る可らざる所あり、必、深き理ありて然るなるべし、狭き人智を以て搜尋ことは、叶はざることなり。されば、孔子の聖智なるすら、怪力亂神を語らずと云へり。然るに、今、宋朝の性理の學を好む徒に、理を以て神を侮る者あり、亦愚と謂ふべし。〔安齋隨筆〕

重野成齋曰、神代之史、有書紀古事記二書、據古來傳說、以成文。觀者往々爲神異靈奇、而弗採。其採焉者、又以儒釋諸道、牽強傳會、或以爲譬喻寓言、謬戾殊甚。近世、加茂真淵、本居宣長等、出講究古言、以釋古史。二書之外、參以祝辭、歌詞、風土記、姓氏錄之類、融會貫通、爬羅剔抉。其所謂神異靈奇者、不敢以人意臆度。曰、所傳如是而已、言辭難解者、爾、不强作之說。於是、古史之面目

神道不測

古書は強解  
臆度すべからず

燦然明于世、學者奉以爲圭臬。或謂、紀記之書、成於中古、當時儒釋之說盛行、撰者取以文我史、勿異也已。是不然、中古人文之開如彼、假如有意於取他道、何屑々焉、確守古說之爲。然而、紀臚列一書、記討覈舊辭、而毫無出新意之跡。蓋我人心、篤乎信古、就史事、亦可見焉。〔國史綜覽稿〕

高木氏比較神話學曰、神代史は、形式上一個の天地開闢説を以てはじまり、次に純粹の神統論に移り、遂に叙事的記述を以て終る。勿論其内裏には、多くの歴史事實の存在す可く、歴史が神話の内容の變化形式の發達に、與りて力を及ぼしたるは、疑ふ可からず。而も、神話學の立脚地よりして、其大體の觀察を試みるときは、凡て神話的記事と稱す可く、其間に多くの異分子の混入するを見るのみ。歴史的分子あり、社會的分子あり、説話的分子あり、一々茲に詳説するを得ず。神話は元來、其性質甚多方面なるが故に、豫め若干の名目を立て、個々の神話を悉く其所屬に従ひて分類せんことは、到底不可能のことなり。一個の司祭神話にして、同時に人事神話たり、且、説明神話たり。其一面に於いては十分に天然神話的解釋を可能

歴史分子の  
存在

【神代及上古編】  
ならしめつゝも他の一面に於いては風習神話として解釋す可く、更に他の一面に英雄神話として解釋せざる可からざるが如きは、普通の現象にして、物に變化あり發達あるを知る者は、毫も之を怪むこと無かる可し。今その疑惑を闕き、枝葉を去り、根本につきて一考するに、已に神を以て國土の君上なりとするものと、天界の幽靈なりとするものと、二重の性格は、久しく吾人の思想を支配して、千古依然たるに非ずや。高天原に、國土と天上の二性格を具ふるも然り。則神代の剖判は、殆穿鑿の能く得る所に非ず、唯大觀達識に待たむのみ。

新井氏の「神は上なり、上たる人なり」と直截に喝破したるも、神道巫學者流は之に服せず。本居氏の解、凡、迦微とは、古の御典に見えたる天地の諸の神たちを始めて、其を祀れる社に坐御靈をも申し、人はさらにも云はず、鳥獸草木の類、海山など、其餘、何にまれ尋常ならず、すぐれたる徳のありて、可畏き物を、迦微とは云ふなり。抑、迦微は如此種々にて、貴きもあり賤きもあり、強きもあり弱きもあり、善きもあり、惡しきもありて、心も行も、そのさ

まざまに隨ひて、とり／＼にしあれば、大方一むきに定めては、論ひがたき物になむありけるといへり。平田篤胤は、更に迦微の語意を幽深に説き、做したれど、穿鑿に過ぐ。されども、神と稱するものを概括して、二つに分つことを得べし。其の一は、天地萬物の、各身に具有す。高天原には天之御中主、及び産靈の神といひ、天照大神をば太陽とし、月には月夜見神あり、星には筒男、香々背男といひ、風には級長、火には軻遇突智と申す。水には速秋津日、山には大山祇、木には句々、廼馳あり、草には草野姫あり、汚垢には禍津日あり、之を正すには直日の神ありといふの類にて、有形無形の事象に涉りて、遺す無きの旨意、想ふべし。其の二は、人なり、その君長たるを稱へて神とするに止まらず、死後にも其の靈魂を畏敬して之を祭るなり。故に神なるものは、無量無數にして、謂はゆる八百萬是なり。諾冉二尊の初め居たまへる高天原、及び冉尊の隠りたまふ黄泉國につき、考ふるに、古今衆説、紛々として定まらず。高天原の所在を論じ、其の一は天上に在りとの説にして、古人既に之を稱し、其二は我國內とするもの、其

黄泉國は何處ぞ

三は海外の地とするものなり。我國內とするにも、諸説あり、新井白石は常陸に在りとし、多田南嶺は豊前とし、其他の説は、多く大和か伊勢、即是なりとす。海外は、三韓といひ、吳越といひ、西南洋印度地方といひ、指す所一ならず。而も、其大和もしくは伊勢と擬せらるゝは、全く天照大神の事に屬す。故に、初發の高天原は、宇宙開闢論に天空と悟られ、國土修成論に海外と想はるれば、第一の天上説と、第三の海外説は、其場合を異にすとも謂ふべし。而も又、常陸といひ、豊國といふは、いづれの場合としても、適用し易からざる説ならむ。黄泉國につき、本居の門徒には、天地泉の三界を立て、宇宙開闢論を試みたれど、橘守部の論駁あり。橘守部曰古事記に黄泉國、根之堅洲國、祝詞に根國、底國などいひ傳へたるに就きて、古事記傳に「地の下つ底の方に在りて、死し人の往て居る國也」といひ、又、天國、黄泉と上中下に分れたるよしに論せる、服部中庸古事記三大考などは、道のためにいといと妨げある解ごとなり。遠き御世より、皇孫命の崩御を神上と申し傳へたるも、御魂の天に昇り給へるよしの古言に

古人の死去に對する感想

上天下地

こそはありけれ。其をかへさまに、黄泉國に墮沈坐む事を忌みて申すなりなど云はれたる、たかき尊き神の道をひらかむと思ひたてる人の、かりにもいふべき言かは。今、此事をいさゝか辨へむに、萬葉に「天智天皇崩時、皇后御作歌に「青旗の木旗の上をかよふとは、目には雖視、直不相かも」。また有馬皇子の結びたまへる磐白の松を見てよめる歌の追和に、山上憶良「鳥翅成有がよひつゝ見らめども、人社不知松者知らむ」。此等、歌なれば禁忌てのみは云ふまじかるを、なほかくさまに天翔といへり。又、古事記に倭建命の崩薨の條に「自其地、更翔天、以飛行」とありて、其御魂は現に白鳥と顯はれて、伊勢國能煩野より河内和泉、幾許の國共を翔りて、終に天に上り給ひたる。是は、底之國に沈み給はぬ灼き證ならずや。續後紀「承和七年、後太上天皇淳和願命皇太子曰、云々、予聞、人没精魂、飯天、而存冢墓、鬼物馮焉」とさへ見えたり。されば、人死て黄泉國へ往くといふ舊辭は、中古の歌に「闇路より闇路にかよふなどいひ、今の世の言に「明き世に居る間は」とも「闇き處へゆく」とも、眼をねぶらぬ間は」などいふ類にて、人死ねば眼の見

えずなるよりいふ言なり。即、豫美は夜見の義にて、闇とも音通へり、黄泉とかくは、骸を地下に埋む故に、漢字を借用ひたるなり。それを國としもかたり傳へたるは、舊辭の常にて、國地を指して、人の如く面四つなどいひ、白日別などいふ類なり。萬葉卷三の歌に、足ひきの山邊を指て、晚闇と隠ましぬれ、また卷九に、黄泉の界に、中略別し往ば、闇夜成云々。此等、人死ねば、現き世も、闇くなるよしなり。故に卷三、田口廣麻呂が死し時の歌に、百不足、八十隈路に、手向せば、過去人に、蓋逢むかも。此隈跡は、常に道曲道の長手などいふとは、少し異にて、古事記に、隱八十垵手とある類の隈にて、闇き處のよしにいへるなり。又卷五に、わかければ、道行知らじ迷ひはせむ、之多敵の使負ひて通らせといひて、次の歌に、天路知らしめとよみたり。此は、人死なば其骸は地下に埋みて、其地下は日の目も見ぬ處なる故に、右にいふ闇き意をかよはして、下部とも隈路とも夜見ともいへる、皆天路と一つことにぞあるなる。又、其を底之國としもいへるは、萬葉の歌に、天地之曾久敵、野之曾伎、山之曾伎などよめる底と同言にて、必しも地の下底を

八十隈路

底國根國

出雲の國內にも黄泉の名在り

云ふにはあらず。人死て現し世を避る時は、假令、其精靈は傍に在りとも、目にもみえず言問ふ事もかなはねば、其をやがて遠き意に取りて、根之國といひ、根之國といふより、陰陽國とも、かたり傳へたるにこそあれ。佛家に所謂、地獄と云ふものゝ如くに、死し人の往集居る域の、別にあるにはあらず。大穴持の、遠き、黄泉國にて、須佐之男神の御許に往坐つるも、なほ出雲國なりし事、本書にて明らけし。〔難々語〕

古事記に、黄泉比良坂者、今謂出雲國之伊賦夜坂也とあるを、日本紀、泉津平坂に作り、今八束郡揖屋村に言屋神社齊明風土記延喜ありて、其古蹟を遺す。此地は、伯耆の夜見島、弓濱并びに、島根郡に對して、江灣、中海を隔て、相望む。又風土記に曰く、出雲郡宇賀郷の名腦の磯に、窟あり、高廣各六尺、其中穴あり、人入ることを得ざれば、其深淺を知らず。夢に此磯窟の邊に至る者は、必死す、故に土人號けて黄泉之坂と云ふ、黄泉の穴なり」と。此名腦磯は、今簸川郡の宇太保濱に屬ける地なり。

國土修成 伊弉諾伊弉冉二尊、大八洲を生ませたまふとの傳あり、古來、史家

その解多しと雖、國土を平定したまへるなりとの説、最、妥當なるを覺ゆ。彼神道家不測を尙ぶの説は、今此に之を省く、但し上世の事まことに強解し難き處あり、たゞ其の通し易きに依るに、八洲は島々の多きを云ふのみ、彌の義、八數に限るべからず。故に、記紀二典に載する所、牽合附會、異說頗多し、而して、みな韓郷の島を脱略せり。且、舊辭に、漂へる國を修理固め成すとあるは、之を人事上に觀れば、むしろ民族の修成の事にかゝはると謂ふべし。

按ふるに、我邦上古の政治、帝王は島嶼に依りて國を立つ、故に島國といふ、其國治しし情實は、列聖致祭の祝詞の中に見はるる如し。「皇神の敷坐す島の八十島は、谷蟻の狭渡る極み、鹽沫の留る限り、狭き國は廣く、峻き國は平けく、島の八十島、墮つる事なく、皇神の依さし奉る」云々、遠き國は、八十綱打ち掛けて、引き寄する事の如く「云々延喜式」。島といひ國といふ、古言義理相通へり。古事記に擧ぐる八洲の名は、淡路島、伊豫二名島、此島は四面あり、伊豫、讚岐、粟、土佐といふ、筑紫島、又四面あり、筑紫、豊肥、熊曾といふ、伊岐島、津島、佐渡島、大倭、豊秋、津島、是なり。又、吉備の兒島と小豆島、後世、讚岐國の管内

り、大島の周防、女島、今豊前に、姫島あり、一説、筑前といへど、知訶島、肥前の五島に、嘉と、兩兒島、一、天、兩、屋、と、呼、ば、る、長、門、の、蓋、居、島、が、最、も、小、島、な、り、其、豐、の、六、島、の、い、ふ、浦、郡、に、屬、す、も、し、く、は、肥、後、天、草、上、島、下、島、な、ど、の、舊、名、歟、淡、路、岩、名、を、記、し、た、り、本、文、に、粟、島、を、生、み、た、ま、ふ、も、子、の、數、に、入、ら、ず、と、い、ふ、友、島、は、沼、島、と、相、向、ひ、沼、島、を、淡、能、基、呂、島、と、せ、ば、日、本、書、紀、に、は、數、説、を、併、せ、擧、ぐ、れ、友、島、よ、く、當、れ、る、に、似、た、り、友、或、は、昔、に、作、る、日本書紀には、數説を併せ擧ぐれど、越洲といふを見るの外に、大異無し。越洲は、又越之渡島といひて、第十四篇第二章に見ゆるごとし、後の蝦夷島にて今の北海道なり。古史通(新井白石)に、太古の俗朴質の言多し、辭を以て意を害ふこと莫かるべし。古事記にウキアブラノゴトク、タダヨヘル國とあるは、國亂れ争ひての義にて、二尊の大八洲を生みたまへりとの一段は、淡路に據りて四方の國々を征伐されしに、國人の來服、其の父母に歸する如くなりしかば、其の國々を以て地祇に別依さして、其の始を更めたまふことを、斯く言嗣ぎしなるべしと。莊園考、栗田寛に、大八島の國々に、某の別など云へる名負へるは、景行帝の諸國に封したまへる別王といふに同しく、伊弉諾の御子たちをして、國々を分け治めしめたまひしものと知られたり云々。また

按するに、古史通に、「二尊の次に生ませたまへりと云ふ大山祇、又は大海童などと云ふは、山野河海、其の物を生みたるにあらず、河海山野を祀る職を分命したるを云ふ」とあり。是は、河海山野に據る所の、小國の部酋族長を綏撫せしにあらずや。

蓋、二史の成文は、三韓離叛の後にして、對馬を以て國の内外を限れるより、韓郷之島を脱略せる者とす。然れども、尙幸にして、素戔嗚尊の古傳ありて、上世版圖の概略を見るに足る。彼越洲コシヤ今の北海道なり)の如き、北鄙の一島、なほかつ八洲の一に數へらるゝに非ずや、彼れ對馬以外をば、和銅養老の修撰の日に、全く外國なりと心得て、韓郷を八洲國よりのぞきたる意を推すに、必定陸奥のあなたなる越洲も除かるべきに、其の事なくて傳はりしは、此の越洲を佐渡の島又は越路の國とまぎれつゝ、其れともなく古傳をのこせし者ならむ、況や、韓の近くして且親しかりし者に於いてをや、遺脱想ふべし。

久米氏曰、大八洲は日本の古疆域に非ず、素戔嗚尊は新羅に在して三韓を兼領せられ、因りて出雲の八島ヤシマ沼神ヌミカミの國引クニヒキの語にも、新良貴の崎より引來

韓郷之島も  
八洲の中た  
るべし

て縫ひませり」とある、是正しく日韓聯合を證明する者なり。對馬は、筑紫より辨辰へ渡る津島なり、此間に界線を引きて疆を分つべきに非ず、かゝる狹陋の思想になりしは、新羅の叛きたる後の事なり。外國へ宣示の詔書アキツカミシノシ明神御大八洲天皇と書く式は、大化の比より始めて見ゆ。八洲は彌洲の義にして、八個の數には限らずとの説を是とすべし。紀記に、八洲を序列したるは、四類七様の異説あり、これ強て八個となさんとするに因りてまちぐになりたる破綻なり。抑、國疆は周圍の國の變動につれて、伸縮をなすものなれば、千萬年も固定するものに非ずと知るべし。

星野氏史學叢説曰、太古の傳説も、亦人事に外あらず。出雲風土記を按ぶるに、古志郷伊弉那彌命之時、以日淵河、築造池之時、古志國人到來而爲堤、即宿居之處、故云古志。本書他郡の條下に、又伊弉奈枳命の事散見すれば、二尊は當初、磯馭盧島に降臨したまふと雖、出雲は北海に面し、新羅と交通の便あるを以て、一時宸居を此地に定めたまへる歟。而して、古志國は、人民衆多にして農事に慣熟せるを以て、召して之を使役し給へる歟。又此事

に因り、出雲一國に限らず、他の國々にも水利を興し、民産を饒にし給へるならむと推し考へらる。たゞ、諸國の風土記、概して亡佚に歸するを以て、其事後世に傳はらざるのみ。

然りと雖、この二尊の修成をば、之を人事歴史の規矩にひきあて、之が年代を推測して、國土の區劃、民族の分類、如何を考へむは、最決め難き疑問なり。縱令淡路を中心とし、西北は韓郷之島、東北は越之渡島をも、大凡にすべて、八洲國とするも、之に對する高天原は何處か。又、二尊の統治したまへる八洲の人民は何種族か、一類一群には非じ。その往來去就の跡を追跡して、得る所は幾何ある。

久米氏古代史曰、太古早く、日本に移入したるは、食蜃人を其一とす。其他、古史に北人種(蝦夷)と認むべきものは、一を越人(高志とも八握脛とも)二を熟蝦夷、三を龜蝦夷とす。此外、國栖(佐伯)土雲の類は、蝦夷と同種なるや異種なるや、識別し難けれど、多分は一北種の別なるに似たり。近年、人類學に於いて、古代の遺物によりて、原人の消息を求めつゝあり。海に近き河

人民の種族  
及び去來

食蜃人

アイヌは南  
北種の何ぞ

人の體型よ  
り觀たる日  
本の種族別

流の岸邊、小高き岡に、地質學の洪積層多く、貝塚を見、或は地名となりて存するものあり。貝塚は全國に散布し、東北地方に殊に多しといふ。而も此塚を作りたる食蜃人は、常陸風土記に其人長大と記しあれど、北海道土人は之をコロボツグルと呼び、短小なる人種なりと語れり。或は、アイヌ人を研究して、彼は馬來群島の種族にて、早く日本に占住したるも、他の北種の進入に遇ひて中斷し、一は北境に殘留し、一は臺灣非立(俺呂宋)に退散したるなりといふものあり、下の第二章、半島大陸の草昧に合考すべし。○コロボツグル説は、近年坪井氏の唱導に係り、石器時代の原人を解くものとす。常陸風土記、平津驛家西有岡、名曰大櫛岡、上古有人、體極長大、身居丘壟之上、採蜃爲食。其所食貝、積聚成岡、時人取大朽之義、今謂大櫛とある大櫛は、今大串に作り、貝塚あり。此食蜃人を、巨人と傳へて、手長、また大多房と訛ること、各所の貝塚に説話を遺れり。

開國五十年史、ベルツ氏曰、支那の北部、並びに朝鮮に、優勢を占むる北部人種、一名滿韓型と稱する者は、日本に於いては、特に之を上流社會に見るを



得べし。該種族の特質たる、細長優雅にして、大抵、身幹高く、面長くして、頰骨餘り秀でず、多少斜に垂下せる眼、曲りて高き鼻、大なる上齒、引込みたる頤、細き頸、長くして狭き腦、長き胸、細き四肢、又往々長き指を有し、顔面並びに身體には、毛髮稀少なり。此種族は、元朝鮮より日本に移り、日本の西北海岸に位する出雲を分布の中心とす。又、廣く平なる面を具へ、頰骨聳えて、斜なる眼、稍平たき鼻、大なる口を有する所の蒙古型あり。此蒙古固有の型は、日本にしては普通にあらざれども、間之を下流社會に見ることあり。是恐らくは、幾多の時代を經過し、漸次滿韓族中に混合せられて、痕跡を少くせしものならん乎。而も、日本に於いて優勢なる分子は、黄色種に屬する馬來人種なり。此馬來人種は、廣く支那南部、並びに朝鮮西南隅の地方にも分布す。而して、日本に於ける馬來人種を觀るに、體格は小なれども、姿勢整齊にして、往々方狀を成す。其顔は圓く、或は角立ち、頰骨は秀で眼は水平にして大に、鼻は低く、上顎及び齒は突出し、頤は小なり。其頸は短く、胸は廣くして善く發達し、脚は短く、手は小にして纖し。此種族は

南北筑紫出雲の二大別

何時しか南方より來り、最初は筑紫(九州)に在りし者のごとし、云々。

近時、日本人の祖先を論じて、南北の二種あるを説く者多し。其の言に、彼の北海、半島を経て、若しくは蝦夷北島(渡島唐太)を回りて、南下せる數種族(一種族にしても、南下の時代異なれば、自別部となる)に對し、之を北島遷移となす、南洋馬來群島を回りて、北上せる種族あり。是數種族は、現に日本人の身體模型を檢査せる結果に因りても、證し得べし(ベルツ説)云々。是即、出雲北種(筑紫南種)の兩標本を立つる者にして、最注目すべし。又、蝦夷を論じて、ヒリツピン島土蕃アエダに類似する所ありと云ひ、之を太古のバプア種と名つけて曰く、「此バプア種は、一時は、馬來諸島より東北日本まで擴布したりと推想し得べし、かくて此バプア蝦夷族は、北亞細亞の野民、謂はゆるコロボグルに遇ひ、是は貝塚介墟に其の痕跡を留止す」又、半島より來れる蒙古種(北種出雲族)に遇ひ、遂に其の襲破する所となり、中斷して南北に分散す。此に於いて、北に走るは東夷と爲り、食蟹人を驅りてますく、北上し、南なるは競争に勝へずして、大に衰へ、僅に奄美臺灣等に留

蝦夷も南種なりと説か

任せる者ありしならん(ミルン氏説)云々。此後説に従ふ如くんば、蝦夷は北種に非ず、食蜃族こそ、出雲族と共に、半島大陸より來れるなれ。而も筑紫族は、蝦夷と共に南種の別と謂はるべし。蝦夷は舊南種にて、筑紫族は新南種ならむ

近年、田口鼎軒が、日本人は白種の別屬にて、アリアン語系なりと論したることあり。されど、二百餘年前にも、ケムフルは、其名著日本史に、太古、シナイ高原なる巴比倫人の離散して、此島に移れるならむといひ、アリアン説も久し。其他、セミチック種の猶太人の末裔と説く者あり、蘇格人マクレオット是也。

今且、之を概論して、容貌體格の上より、南北の二大種族に別つべしとするも、之を舊語に考へ合せて、彼、いちはやぶる荒人神をば、蝦夷、國栖、土雲、はた隼人の類の惣名と爲すべきか。而も、考古家の謂ふ所の石器時代の食蜃族を、全く史前の原人とするも、二尊已に淡路島天降の神人なれば、隨從の伴類は如何。之を皇孫(邇々藝尊、高千穂降臨)に比し、第一天降、第二天降と、其部屬を分つべき歟。又、南種にしても北種にしても、複雑なる内容ありて、一言にして盡し得ざる如

荒ぶる神

言語上の系統

し。且、言語系統には、南島の阿麻彌(奄美)人は、正しく日本語に屬す。而も此言語は、出雲(北種筑紫南種)いづれの本有たりしかに注目すべし、疑惑いよいよ多し。蓋、言語を主眼として之を論斷すれば、出雲を元とすべし、即北種の系統なり。而も、神聖は淡路に降り、筑紫に降り、毎に南方の海洋に倚るに非ずや、之を解くべき言辭ある歟。

古志人をば八掬(カキ)ともいふ、かの土蜘蛛、國栖、佐伯などいふものと共に、蝦夷の別族なるべし。此種族は、太古廣く西南までも廣布せしが、後は散亡して、僅に東北に據る。日向國風土記には、天孫高千穂降臨の時、大鉗(オカキ)小鉗と云ふ二人の土蜘蛛ありと載せ、攝津國風土記には、神武東征の日に、穴居の土蜘蛛居れりといふ「風土記逸文」。又、古事記神武紀には、大倭の國中にも生尾(ウツノ)土雲の建、侏儒(シロコ)の土蜘蛛居れりといひ、吉野には國栖あり。常陸風土記、茨城郡の條には、昔在國巢(クニノネ)俗語都知(ツチチ)久母(キモ)又云夜都賀(ヤツカ)波岐(ハタキ)山之佐伯(サヘキ)野之佐伯(サヘキ)云々とありて、其土蜘蛛、人來れば窟に入りて竄れ、人去れば郊に出で、遊び、狼性(オウケイ)梟情にして、掠盜(ロウダウ)を事とせりといふ。景行紀には、豊後國鼠

土蜘蛛國栖佐伯の類

石窟には青白と稱する二人の土蜘蛛あり、禰疑野には打猿八田國摩侶と稱する三人の土蜘蛛ありし由など見えたり。蓋、蝦夷の類、數種の名を分ち、東西に散在せるなり。然るに、此蝦夷を、日本武尊が征伐したまふ事を録して、蝦夷賊首島津神國津神と云ひ、景行紀、國栖をも地祇に收めたる〔姓氏錄〕を見れば、夷種と雖、首領たるものは、神として崇禮せらるゝは勿論なり。然るに又、夷といふも、賊虜といふと同じ程の言にて、人種差別の上に非ずと論するものあり。其説に、

黒川氏云、古言の延美志は、其最初は、朝命を奉戴せずして強暴なる人民、又は厚く教諭しても従はざる人民等を、さしていへる言にして、此言を以て良民と區別せしなり、然れば、後世に至りて、良民といひ、蝦夷といふも、皆其の類を別にせる稱なるを、別人種の稱なりと心得るは、甚しき誤なり。賦役令集解には、凡邊國遠國有夷人雜類。義解謂、夷者夷狄、雜類者亦夷之種類也。釋云、夷、東夷也、舉東而示、餘推可知。雜類、謂夷人之雜類耳。古記云、夷人雜類、謂毛人、肥人、阿麻彌人等類。問、夷類一歟。

エミシは種族名に非ずといふ説

隼人肥人

阿麻彌人

答、本一、末二。假令、隼人、毛人、本土謂之夷人、此等雜居華夏、謂之雜類也、とあるにて知るべし。文に毛人ケキトとあるは、東國人なり、阿麻彌人アマミとあるは、奄美にて、隼人ヒノとあるは、今の日向大隅薩摩の地に居住せしなり、皆別人種にあらず。〔黒川真頼全集〕

毛人の蝦夷をも、種類の名に非ずといふ、強辯のみ。隼人も、肥前風土記フノ値嘉島カ（今五島）の條に、此島白水郎容貌似隼人、恒好騎射、其言語異俗人也、とありて、隼人が常人に違へること明也。肥人は、コマヒトとも訓され、隼人の一類にて、肥國の球磨郡クマに居れる如し。氏族志には、肥人は、蕃別コト狗人の裔なりといふ、縱然、狗種にはあらずと雖、隼人と共に、言語異俗人コトなり。阿麻彌人は、遠島に居れば、之を別ちたるにて、是ぞ恐らくは異種にはあらず、琉球人の祖なれば、本一にして、末二となれる也。〔但、琉球にも南北舊新の種の興敗ありたること、日本本土に同一なりといへば、蝦夷、毛人の異種の南島に居れるも事實ならむ。それにして、令集解の古記にいへる阿麻彌人は、此異種に非ず、阿麻彌人は、むしろ西南進せる日本人なり〕

沖繩縣出身の文學士伊波氏(普猷)琉球祖先論(沖繩青年會雜誌所載)曰琉球群島民は殆同一なる言語・風俗・習慣・容貌・氣質を有し、其神話の語る所によれば琉球人の祖先も亦天より降りといふ。之に就き二百三十年前に死せる羽地王子向象賢氏は其仕置といふ隨筆の中に「竊惟者、此國人の生初は、日本より爲渡候儀、疑無御座候。然者、末世の今に、天地山川、五形五倫、鳥獸草木の名に至迄、皆通達せり。雖然、言葉餘に相違候者、遠國の上、久敷通融絶し故也。五穀も、人と同時に、日本より爲渡物なれば、云々と書いて、琉球人の祖先は、日本より來るといふ説を唱へし最初の人なり。近く、明治の初年に三司官たりし宜野朝保は、向象賢の説に賛成して、日本上古の言語は、琉球に今も多く残り、と云ひて、三十餘の琉球語を取り出して、記紀萬葉の中の古語と比較論定したり。其後、明治二十七年に、言語學者チエムパーレン、沖繩島に遊び、種々の方面から琉球を研究して曰く、「琉球人は、其體質日本人に善く似て、モンゴリアンの型を有し、彼等の祖先は、かつて共同根元地に住してゐたが、耶蘇紀元前三世紀の頃、大移動を企てて、對馬を経過して九州に上陸し、その大部隊は道を東北にとり、ゆく、先住民を征服して、大和地方に定住するに至つた。その間に、南方に遺ひつゝ、有つた小部分の者は、恐らく或大事件の爲に、逃れて海に浮び、遂に琉球諸島に定住するに至つたのであらう。それは地理上の位置でも、傳説の類似でも、言語の比較でも、容易く證明される。」

## 琉球祖先論

## 琉球語は日本語の分派なり

## 南島に於ける異人種の痕跡

云々と。また、日本人と琉球人とが、最著しい系圖的關係を有してゐることを、言語學上から推論して曰く、「この二國語の文法を綿密に比較すると、語詞論にも、措辭論にも、根本的一致の存在することがわかる。而も近代の日本語が、上世の日本語を代表するよりも、琉球語がそれを代表することが、一人忠實である。それは、動詞の語尾變化に著しく現はれてゐる。要するに二國語の關係を、スペイン語とイタリア語の相互的關係、否、むしろスペイン語とフランス語の關係に比較しても、大過なし。此諸島に、石器時代の遺物が存在して、日本石器時代のそれと同一系統に屬するものであるが、その外には、アイヌが居た形跡もある。奄美大島の住民中に、多毛を以て覆はれる者が多い。ベルツ博士も、小倉の師團で大島の兵士百五十人の體格を測り、又之を擧げてゐる。鳥居龍藏氏は、八重山島の石器時代の住民に就いて、十五・六世紀の頃迄、その獅子森の山腹に、馬來人が生存して居たのであらう」と想像された。與那國島に、啖人風俗の傳説がある、馬來人種のバプアンの事であらう。これは又、琉球今日の人民の中に、時として馬來眼を有するものがあるのを見ても、わかる。総合してみると、アイヌ人種の故郷は亞細亞の高原で、漸次東方に向ひて進み、朝鮮半島及黑龍江一帯の地域に移り、一部は北海道に入り、一部は筑紫に入つたのであらう。又思ふに、紀元前三世紀頃に於ける天孫人種の大移住は、アイヌの中堅を突いたのであらうか。

チエムバーレンの説をして真ならしめば、此天孫より分れし琉球人の祖先は、大遷徙の後に、又海に浮んで沖繩群島に移住して、アイヌを壓伏したことになる。新しい年代研究によれば、神武の紀元は、西暦紀元のころに當ることとなれば、彼等が沖繩島に渡つたのは、何れ此紀元前後の事であらう。

大元の初めを去りて各別の時に就

また更に翻轉して、天御中主、兩產靈、乃至諾冉二尊を以て天地萬有創造の根源と考ふれば、内外自他の種族は、皆一高天原に出づと云ふに歸着せむ。故に、此には其大元を去り時代を考へ、各島各國には、已に自治自立の君民ありて相差別し、種族部落は、離合盛衰の形勢に在りと爲すべし。則、之を悠遠なる天地開闢、人物初發の事と相分ち、以て國土修成の一節を終るべし。國土の成立變遷、民族の發生分布等は、別に專攻學問の在ることなれば、それに依りて考ふべし。語を換へて之を言へば、諾冉二尊の、國土を修成して、三貴子に分與したまへる時代をば、今を距る二千餘年前の事と爲し、支那にしては周末戰國、もしくは秦漢の交にあたる。以て、帝國歴史の展開を觀むとす。天御中主を人類の太元と推定歸向する思想は、古今、其實例あり。彼大同年中に禁止せられし倭漢總歷帝譜圖といふものには、蕃別秦漢諸氏も、御中主を首祖として、系屬を立てたるごとし。近年、平田篤胤が、震旦天竺も、

少彥名の裔孫なりと論したるに非ずや。是皆、人類一元の理想の浮びて、古傳と相接觸して調合せむとするに由る。

天照大神 オホヒルメノミコ 大日靈貴 オホニギハヤヒ 天照大神 アマテラス 月讀尊 ツキヨミ 素戔嗚尊 スサノヲ 貴子 ウヂ 以上三及び蛭兒 ヒルコ の出生治居に、

古傳異同ありて一ならず。亦、天地相去未遠と稱し、奇異の説多し。是、天地開闢、人物初發の事と相涉りて、判たざるが故なり。大略、大日靈貴は高天原を治めたまひ、素戔嗚は天下を治めたまへるに、素尊善からぬ事ありて、更に根國に行き、海原韓國に去り、又出雲に歸りたまふといふに在り。而も、高天原とは何地か、已に天界太陽の譬喩を覺りて、之を人間世界の事實に推すに、八洲の内外、何地か。蓋、神宮の所在にして、之を天上といふは、猶、雲上といふごとし。前賢、高天原を以て耶麻止ヤマトに外あらずといふ者、是に庶幾し。但し、國家の統治に於いて、天上天下の語を分つは、大日靈貴は神祭を親したまひ、素戔嗚は俗務ソコト、庶政を執りたまふとの義に由るとするも、亦合ふ所あり。

月讀命と須佐之男命とは、紀記並ひに別神とせり、然るに、紀の一書に月讀命の保食神を殺すことありて、記の須佐之男命の事と合へるに因りて、本

高天原の神

月讀並びに蛭兒

日韓閩三土  
の分治説

居氏は同神ならむと疑へり。其學徒服部中庸、平田篤胤等、益之を敷衍徴證して、遂に其同神なることを確言し、篤胤の古史傳には、三貴子を二貴子と改むるに至れり【國史綜覽稿】。而も、三貴子分治の意義を、固く國土に執りたる説あり。其大意は、天照大神の我中國に君臨したまふを、太陽照臨に喩へ、月夜見尊の西土に君臨したまふを、月神に喩へたり。是も、詩想的に其光景を抽象したるにて、渴仰の意念を深くすれど、常世國は、總べて西方の大陸地をさせば、かの田道間守が非時香菓を求めたる常世と同地方にて、支那の閩越に當るならんと斷定すべし。即、日韓閩三土の草昧開國の時運是なり。蛭兒の楠船も、南洋未定の島嶼を分治せしめられしに譬喩す【久米氏古代史】と、其説頗廣遠に涉り、亦感想を牽く多し。而も、餘りに人事的に其神話を解釋し、歴史の意念を深くするに過ぐるにあらずや。且、又月讀の夜の食國といふを考ふるに、月讀の御名は此神の主帯ませる國名すなはちヨミと云へるに因れるならん。古史通には、夜國も海上の事ならんと云へり。則、月讀も素戔嗚も實は一神にませるを、古史二神と

出雲は夜國

せるは疑はしとて、論證せる者も、亦棄て難し、或はさもあらん歟。古史通にまた、素戔嗚の罷り下りたまへる根國は、一に妣國とも云ふ、即、妣伊弉冉の居ませる國にて出雲なり、一に根の傍國と云ふ、山陰の根嶺邦言通す邊傍にて同く出雲なり云々。然らば、夜國も根國と同一にして、今山陰道出雲伯耆地方と見て可なり。而も其謂はゆる海上は、主として韓郷を指せることも亦明かなり。妣國と云ふは、此に根國を指せること明かなれど、後、皇孫の高千穂の宮に居まして后妃を筑紫の海童より納れませるより、其外戚家の國をも妣國と稱へらる、それと之を見紛ふ勿れ。又、月讀進男を二神とするも、其所治の地は、山陰(出雲)韓郷に外ならじ。此に、之を常世に聯想して、閩越に至るは、却りて茫昧の憾あり。

古事記の序に曰く、乾坤初分、參神爲造化之首、陰陽斯開、二靈爲群品之祖、所以出入幽顯、日月彰於洗目、浮沈海水、神祇呈於滌身。日月の双懸を、人の兩眼に喩ふる所あるか。又、一書の神話に、月讀は、保食の神が其口より食物を出せしを怒りて、劍を抜き保食神を殺しければ、日神甚しく怒りた

日月の双懸  
隔離

高天原は大倭ならむ

高天山

天香山

まひ、汝は悪き神なり、相見じとて避りたまひ、此より後、日神と月神と、一夜隔て離れて住むに至れり」といふは、晝夜の明晦を説くものとす。

高天原の意義及び其地處につきて、前賢の之を大倭(耶麻止)に擬定する者、凡下の如し。谷川士清曰、日神皇基を高市に草創し、神武大業を橿原に恢弘し、定めて天上高天原國となし、以降屢遷都ありといへども、世々その域を出てず〔書紀通證〕。河村秀根曰、高天原は天なり、蓋古の俗、皇都を謂ひて天と爲す。此に天照大神の都する所なるを以ての故に、此稱あり〔書紀集解〕。伊勢貞丈曰、高天原は、本より天を指して云ふ。而も又、我君のおはします都をば、天になぞらへて高天原と云ふは、後代禁中を雲の上と云ふに同じ。大和國葛城郡に高天山、高天野あり、此山野、ともにおしなべて、天照大神のおはしませし都にて、すべて高天原といひしなるべし。それはいかにといふに、同國十市郡に天香山あり、高天原も天香山も同國なる故、かの天石窟の變時にも、天香山の産物を採り用ひられしなり。天香山の眞坂樹、天香山の婆婆迦、天香山の眞男鹿、天香山の金、天香山の柅木等、是也。

天高市

素戔嗚尊の失政

(神武天皇の大和國進軍の時にも、人を遣りこの香山の埴を取りて、平瓮を作られし事もあり、右の品目、日本紀古事記古語拾遺等に見えたり)。又、天照大神、天磐戸に入ませし時、會八十萬神於天高市、而問之と、日本紀一書に見えたり。同國に高市郡あり、是其所なるべし。此等を以て合せ考るに、天照大神の宮處たる高天原は、大和國の高天山、高天野なること疑ふべからず。〔神道獨話〕

素戔嗚尊の國政を執り失ひたる狀は、惡神の音なひ、蠅なす皆涌き、萬の物の妖ことごとくに發りき。故、伊邪那岐大神詔給はく、何とかも、汝は事依させる國を知らさずて、哭いさちるとあれば、吾は妣の國、根の堅洲國に罷らむと欲ふが故に、哭くと答したまひき。又、此神勇悍、且常以哭泣爲行、故國內人民多以夭折。故、汝甚無道、不可以君臨宇宙、固當遠適之於根國とあり。諾尊の晩年に、素尊は遠適(謂はゆる神)と定まり、八洲國は大倭(高天原)と根國(出雲及び海原の韓國)を分ち、親隸と藩屬の別を生ずるの勢を見る。やがて、天照大神の治世の初めに、素尊の誓約ありて、素尊の御子、忍穗耳尊、穗日命、天津彦根命、活津彦根命、熊野

樟日命五男を取りて、天照大神の御子としたまふ。亦、此間の形勢を融和したまへる者歟。

五男三女神の誓約

天照大神と素戔嗚尊は、事を以て相共に誓約し、各子を生みて、驗と爲むと云ひたまふ。大神は、素戔嗚の十握の劍によりて三女神を生み、素戔嗚は大神の御統の瓊によりて、五男神を生みたまひ、正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、天穗日命、天津彦根命、活津彦根命、熊野樟日命と申す。大神は、此に於いて素戔嗚の濁心なきを知ろしめして、五男神を取りて、其忍穗耳尊を以て太子と爲し、三女を以て素戔嗚に授け降したまへりと。誓約の三女神は、田心姫、湍津姫、市杵島姫なり。宇氣比てふ古語は、一種の方式に因りて、共に固く宣誓して、協議を定むるをいふ。此高天原の眞名井の宇氣比の式は、劍を執りては三段の状をなし、玉を執りては振搖し、並びに水に濯ぎ、咀嚼して吹棄する氣吹の霧の中に、御子を生むとあれど、後世の神道には其傳を失ひたり。而して、天照大神の勅に、其物の根を原ぬれば、玉は吾物なる故に、五男は吾兒なりと定め、劍は汝が物なる故に、三女は汝の兒とせよ

伊勢を高天原とする説

天津彦根の子孫繁昌

とて、これを素尊に授け給へり」といふ。日本書紀の一書に、これを別記して曰く「素戔嗚尊、將昇天時、有一神、號羽明玉、奉迎而進八坂瓊之曲玉。故、素戔嗚尊持其瓊玉、而到天上。是時、天照大神、疑弟有惡心、起兵詰問。素戔嗚尊對曰、吾所以來者、實欲與姉相見、亦欲獻珍寶八坂瓊曲玉耳、不敢別有有意也」とあり。咒にカジリ、カシルの古語あり、俗語鼠のもの、噛むをもカシルといふ。神代紀に、二神が眞名井の水を咀嚼にかみて、宇氣比ありしといふも、此咀嚼やがてカジリに非ずや。カシヒヒトは咒人なり。

久米氏は天照大神の京都高天原を伊勢なるべしといひ、五男神の第一なる忍穗耳尊には、既に降臨の舊傳ありて、中途より返りたまふといへば、豊前香春の忍骨神社は、やがて彼地まで西下ありし遺蹟を印證すと論せられたり。穗日命は、下文に見ゆる如く、出雲國造の祖なるが、天津彦根命は、其子孫、頗注目すべく、畿内近國に繁榮して、最も高天原の所在を徵する明證たり。活津彦根は、別に傳ふる所なし、熊野樟日命は、名の如く熊野(紀伊)に赴きて、化服を事とせられしならん。○又按、天津彦根命は、紀に、是、凡河



内直、山代直等祖とあり、記には、是、蒲生稻置、額田連、倭田中直、倭淹知造、高市縣主等之祖也」とあり、姓氏録に、難波津國造も、淡海犬上縣主も、天津彦根命之後也とあり。伊勢桑名郡の多度神社に、天津彦根命を祀り、桑名首は、其男久之比乃命之後と云ふ。蒲生も額田(坂田)も淡海の地にて、開化紀に息長水依媛を、御上祝が以ち齋く天之御影命の女といふは、姓氏録によれば御影命、即天津彦根の後なれば、額田息長は、異名同地なり、(大倭河内伊勢美濃にも、額田の地名社名あり)。御上神社(野洲)は、やがて御影命を淡海の國神と祭れる也。犬上多賀神社も、天津彦根命を祭れるならむ、伊弉諾尊にはあらじ。

天石窟の變

已にして、素戔鳴尊、高天原に在りて、其所行甚無狀なり。或は大神の御田を毀り、或は大嘗の新宮を汚し、人物を損ふこと止まざりければ、大神愠を發して、天石窟に入り、戸を閉ぢ幽居ますにより、葦原中國常闇と爲りて、群妖悉く起る。是を以て、八十萬神は、安河上に集ひ議りける時に、思兼神深く慮りて、諸神とも種々の業を爲して、誘ひ出し和め奉る。

石戸隱の解

石戸隱は、古今その解釋一ならず、是、神話中の最神話なればならむか。松下見林は、石隱は神退の義なれども、日神の磐戸より出でたまへるは、諸神祈禱の誠を以て、蘇生したまふなり」と云ひ、谷川士清は、日神、石窟に入り坐せば、天下黑暗、故に後世之に借りて死を言ふ、而も是は此章の本義に非ずと云ふ、而して、宣長は、石屋隱を以て神退とするの非を駁して、いみじき邪説なりと斥け、既に、日神を太陽とす、天日豈死するの理あらむや、日神も崩りまさば、此世は滅ぶべしといへり。然るに、天日に蝕あり、蝕時に當りて、天地晦冥、瞽奏鼓、齋夫馳、庶人走、或は、用幣于社など、漢籍に見えたり。上世の民情は、彼我大抵相似たり。天日の變に當り、上下驚擾、因りて此段の事實と爲り、祈禱舞樂は、所謂救日の事にて、見林が祈禱の誠に由りて、蘇生したまふと云へるも、或は是を指すにやあらむ。然れども、見林固より曰く、神代事、當有深義、然試言之」と、これぞ眞に神代史を讀むの正則なれ。國史綜覽稿

此石屋隱の變を、大倭の高市城の高天山の事と爲すことは、前に見えたる

如し。安河原といふも、此間の地か。古事記に「天の安の河の河上の天石屋に坐す、伊都之尾羽張の子、建御雷之男云々」といひ、此父子は、葛城の高尾張の地に居りしなれば、其安川といひ石屋といふも、その處なるべし。古語拾遺に、八湍河といへば、元來湍の多き山溪に名づくる者にて、書紀一書に八十河につくるは、訛言なり。此石屋石は例の美辭にも、既に天上の事と爲されし程なれば、後世其地を失へり。葛城山金剛には、高天彦と高鴨共の延喜を祭るも、一言主は詳ならず、味耜高彥の神威を傳ふるに過ぎず。式の大社而も、山下には、綏靖帝の高丘宮、孝昭帝の掖上宮、孝安帝の秋津島宮等の古蹟あり、天石戸の社延喜式ありて、多少の論證すべきものあり。横山由清曰、太古より君臣の分判然たるは、論ずるを俟たず。然れども、其臣民に君として、萬世國家の主本たる根元は、一己の私心より發して成れるにあらず、天下の公議に依りて定まれるものなり。伊弉諾伊弉冉等の共議して、天下の主たるべき天照大神を生み、天照大神の岩屋に隠れ給へる時に、群神天安河原に集議せるを初とし、素戔嗚尊に罪を科して、神逐に

逐ヤラひしも、諸神の合議に成る、此後、天孫降臨も公議に依りて定まり、神武東征も公議を盡して後、發船したまへるなり。廐戸豐聰耳皇子、憲法十七條を作られ、其第一條に上和下睦の事を陳べ、第十七條に廣く衆論を採るべき事を云はれたり。【日本歴史評林】

日神已に出御しますと雖、諸神は素戔嗚尊の罪を責めて、科を負せ、先の定の如く、根の國に追ひ遣りぬ。謂はゆる天罪國罪の舊語は、此に係けて傳へらる。

久米氏古代史曰、天罪國罪とて、神道家に説かるゝは、上古政治の審判上の權威にして、古法律の根元ならむとも想望せらるれど、詳ならず。後世に傳ふる所は、延喜式に載する大祓の詞に「天の益人益人古語に天之益人といふは、此世の人の子孫の増加するが故に名づけしものなり」等が、過ち犯しけむ、種々の罪事は、天津罪とは毀畔、埋溝、重播、串刺、生剝、逆剝、屎戸、こゝだくの罪を、天津罪と法別て、國津罪とは生膚斷、死膚斷、白人、こくみ、己が母犯せる罪、己が子を犯せる罪、子と母と犯せる罪、畜犯せる罪、昆蟲の災、高津神の災、畜仆し、蠱物せる罪、こくだくの罪出む云云とあり。この天津罪は、記紀に

ある素尊の高天原にての犯状より抄取して、七罪と歴擧したるにて、さほどの事とは思はれず。先、大同小異なる記紀及び一書の文を参照するに、素尊の犯せる罪は、二種類に分たる。其一は神田の妨害なり。此に紀の一書を擧ぐれば、日神之田、有三處焉、號曰天安田、天平田、天邑并田、此皆良田、雖經霖旱、無所損傷。素戔嗚尊之田、亦有三處、號曰天織田、天川、依田、天口、銳田、此磽地、雨則流之、旱則焦之。故素戔嗚尊、妬害姉田、春則廢槽、及埋溝、毀畔、又重播種子、秋則插籤、伏馬フセウマとありて、此中に六條の罪科あり。古語拾遺には、八條の天罪を數へ、中臣祓の文を注したり。一は廢槽なり、放樋に作りて、ヒハナチと注す、神田にかくる水道の樋を取除くるをいふ。二は埋溝なり、同書にミゾツメと注し、三は毀畔なり、アハナチと注し、四は重播にしてシキマキと注せられ、他人の種を蒔きたる田に、又重ねて播くをいふ。五は插籤なり、同書に刺串に作り、クシサシと注し、耕種之節、竊往其田、刺串相争ウツマシと解きたり。而も、釋紀に「私記曰、以籤刺立田中、爲咒詛之詞、謂之插籤。若有強稱其田者、身遂滅亡。今世、若有彼此相争之田者、插籤、是其遺法也」と

あれば、中古まで猶久しく行はれたり。古語拾遺に、伏馬を數へ、日本紀に「放天斑駒、使伏田中」とあるに當る。紀の一書に、また「垣田秋穀已成、則互以絡繩ワカの條あり、釋紀に「私記曰、至秋時、即以絡繩、引互御田、曰是我田也。見其實既就、有可欲意、必引互絡繩者、欲爲其分境之畔也」と。是等を天罪と數ふるも、尋常の田野妨害にあらず、大神の御田に對したる犯罪なる故ならん。其二は、新嘗宮齋織殿イハヒを汚したるなり。「屎まり散し」とあるを、古語拾遺に「當新嘗之時、以糞塗戶」と注したるは、誤解なり、戸ドとは、放の假訓のみ。「剝天斑駒、穿殿薨、而投納。是時、天照大神驚動、以梭傷身カキともあり。此天罪により、拔髮、亦拔手足之爪、贖之」とあるは、實は、素尊の手足たる重臣をも罪科に處したる喩へなるべし。

素尊の天罪といふことは、畢竟するに罪過と刑罰の説を、此神にかけて傳ふるのみ。天罪國罪の意義は、天上高天原に犯せると、國土に犯せる差違に因るとの説あれど、古事記の仲哀天皇の段に「天皇既崩訖、爾驚懼而坐殯宮、更取國之大奴佐、而種種求生、剝逆剝向、離溝埋屎、戶上通婚、下通婚、馬婚、牛

婚鶏婚犬婚之罪類爲國之大祓とあるに併せ考ふるも、天と國の差別は明かならず。大略、天罪とは田野居處などの顯露の罪犯にして、國罪とは隱密にして、不時の罪穢禍災なり。一は專、人の爲業にして、一は癩、瘤、高津神(雷ならむ)蟲害、畜病などを籠めたれば、むしる人の爲業に非ず。天の刑罰と、人の過失が相錯亂するに似たり。然らば、天地の區別も、さのみ深き意義あるに非ず。但し、古代の農業生活時代の、重要な田舎警察の條目は、此に盡せるに似たり。村里の淳朴なる風俗としては、人命にかゝる殺害、寶貨の盜奪も、其例多からじ。而も其多く見ゆるは、田野耕稼上に於ける争訟なり。即、串刺の如きは、一村共耕時代、田土には定主後世の班田の地主又は檢地帳の地主無く、年々班給して一村の戸に男女に耕作せしめし時代を想定して、いふものの、夏耕の争奪せらるる例にて、畔繩の如きは、秋收の冒認せらるる例ならむ。生剝逆剝は、家畜の傷害にて、尿放アツなどいふは、今も田舎にはある事なり。さて、大祓に國罪と擧ぐる膚斷は、人の皮膚損傷にかゝる事か、恐らくは、自發の皮膚病にやあらむ。白人は癩人にて、古久美は寄肉、即、瘤

農村警察の條目

隱密の事を國罪に數ふ

上通婚下通婚の説

中臣の祖兒屋

疣などをいふ。是等は皆、天の刑罰に由ると誤認せられし故、其原因の解除法として、國罪ともいはれし者の如し。畜仆は、家畜の病疫にて、倒死するならむ、或は下の蠱物へかゝり、畜たふしの蠱シメか。又、母子の姪行をば、上通婚下通婚ともあれど、是は生母生子の間には非ず。己が生父の妻妾ながら、生の母ならぬを犯せるなり。「子と母」といふは、己が妻妾と併せて、又其妻妾の生母を犯せるにて、是二つは上通婚なり。「母と子」は、他種の連子ある女を妻として、其連子にも好するをいふ、やがて下通婚なり。かゝる事からは、固より善からぬを、之を殺人盜貨の如き、明白なる罪犯に對比しては、疑惑もあり争訟もありければ、特にその疑惑を去り、争訟を絶たんが爲に、大祓の詞に數へられて、衆人に教へられしなり。

凡、天石窟アノイノヤに仕へ奉れる諸業は、後世、祭祀の儀式の原を推さるゝ者なり。其の天兒屋命が、祝詞を申し祈り請ひ、神人の中取り持てるは、中臣氏の祖なり。天鈿女命は、手繩をかけ鬘を戴き、茅纏の矛を持ち、庭燎を焼き、槽を覆せ踏みとどろかし、神懸して巧みに俳優せしめしに、八百萬の神、其態を笑ひて、高天原爲に

【神代及上古編】  
動搖ける様は、猿女氏の神樂の始とはなりぬ。齋部の祖太玉命は、石凝姥に科して、八咫の寶鏡を造らせしに、初めのは少しく肖す、是は、後に紀伊國日前神社の神體となる、後に成りたるを用ゐたりといふ。即、後の伊勢の大神の御靈代にまします。(古語拾遺に、太玉命の率ゐし齋部は、紀伊に手置帆負彦狹知ありて、磐戸の神事に、材を伐り、御舎を造り進らせたりといふ)

高橋自健氏鏡劍玉篇曰、舊説、八咫鏡を以て菱花鏡となせり、古事記傳にも、八咫は八頭の意なるべしとて、倭姬命世記の「謂八咫者、八頭也」及び御鎮座傳記の「八頭花、崎八葉也」の文を引かれ、また釋日本紀引くところの、天徳御記の「内裏燒亡之時、内侍所神鏡、不燒損、其鏡徑八寸許、頭雖有小瑕、專無損」の文中、頭の字を取り出で、神鏡の圓形ならざるを論證せり。然れども、是は誤れる説なり。内侍所の神鏡は、崇神天皇の模造せしめ給ひしところなれば、之によりて推察するは最妥當なれど、天徳御記の本文は、むしろ、神鏡の圓形なるを證するものなり。何となれば、其鏡徑八寸許、頭雖有小瑕、專無損、圓規并帶等、甚分明、見之者無不驚感とあるに非ずや。又舊説、咫は八

寸なれば八咫は六尺四寸なりとするは、甚しけれど、其周尺を我曲尺に換算して、彼の八寸は今の四寸八分餘なれば、一掌にあたるといふ。國史綜覽稿は、之に因りて解き、其ヤアタとはこの手掌の長二つにても三つにても、重りたるはヤといふべしとあるは、稍庶幾し、而も猶信服し難し。惟ふに、ヤアタはヤハタの轉なるべく、而してハタは漢字の端にあつべし。釋紀には、頭を端と訓みたり、多くの端、即、ヘリ、或はフチを背に有せる鏡なれば、八端鏡といひしなり。又、上古の諸鏡の白銅なること、考古學上既に明確なる事實なり、古事記傳の如きは、取天金山之鐵、而求鍛人天津麻羅、而科伊斯許理度賣命、令作鏡とあるに拘らず、古語拾遺に、令石凝姥神、取天香山銅以鑄月像之鏡とあるによりて、銅鏡説を唱へ、取天金山之鐵とある文を解きて、此は矛を作る料なる故に、鐵字を書けり、鏡ならば鐵とは書かじと言はれたり。

其祭祀の狀は、必しも宮を建て、業するにあらず、然るべき淨き庭を見立て、籬結ひ、又は繩を引きめぐらして、嚴の磐坂と定め、飲食のもの、海山に取り獲し限

りを、机代に、横山の如く盛り備へ、又、麻木綿マキ或は粗妙コウミョウ和妙ワミョウ或は青白の絹繩などを之を幣スサといふ櫛シに取添へ、鏡、太刀等をも飾り附け、神事を主とするもの祝詞を高らかに誦し、又は歌を謠ひ笛を吹き、琴かきならして祭りたり。かくの如く神祇を尊敬崇拜すると、同時に神意を奉承するに、種々の方法もて之に仰接するは、自然の事なり。此に於いて、太占フタマニ、禊誓約シヅメ、嚴咒詛ウツクシ等あり。其接神を憑談カマカサリといふ、鈿女ウツクメの爲せる業、即是なり。

神明憑談

太占鹿卜

太占のフトは稱辭なり、マニはマ、といふに同じく、神慮に任せ隨ふ意なり。伊弉諾伊弉冉の二神、大八洲國を生み、蛭兒と淡鳥との、不良子フサハザルコを生みませる時、此太占に卜ウラ相したまふ。かくて、天照大神、石屋に隠れ給ひし時、太玉命をして、香山カクの男鹿の肩骨を内抜にぬきて、ハ、カ樺櫻カハヤシといふ木もて灼き、その拆目ワレメ兆チカタを見て吉凶を知れりといふ。是より卜部は一家を成して、中臣氏に附きて、太占を世業とせり。中古以來、陰陽家の説を取り雜へて、種々の龜卜、式占の諸法行はるる事となりぬるも、尙古の遺風の存せるなり、此の外、琴占とて琴を搔きて神意を問ふ法あり、又は夕占ユウウラとて市の

龜卜

詔琴

禊祓と贖罪

衢カに立ちてトふあり、石占とて石にてトふあり、足占とて歩行してトふもあり、ウラナヒは心合の義也。三國志、魏志、東夷傳に、倭人、其俗、舉事行來、有所云爲、輒灼骨而卜、以占吉凶、先告所卜、其辭如令龜法、視火拆占兆とあるも、鹿卜の事ならむ。龜卜を傳へし後も、トホカミエミタメと祝するは、鹿卜の舊法歟。龜卜は、神功皇后に仕へし中臣烏賊津ウサヅを其祖とす。古へ、何事にまれ神の命ミコトを請申すには、必琴を弾き、時に其神琴上コトカに降り來坐イて、人に著カりて命を詔ミコトりたまふとせり。故に、天詔琴の名あり、後世、梓巫女スサハメとて、梓弓の絃を弾きて神降下カミオロシをするも、同義なるべし、神明憑談是なり。又、上代の俗、過ちを悔いて善に遷らしむるに、禊と祓との二法あり。禊は身滌なり、伊弉諾尊、黃泉の穢國に到り、其の心も身も穢れたるを自覺し、還りて日向の橘の小戸にて、身を滌き心を潔めたまひしに起るといふ。祓は、拂はせハなり、岩戸隱の時、諸神素戔嗚尊を責め、千座置所チクラオキクラの祓を科せて、罪過を拂はしめたるに起る。故に禊と祓とは、一は自覺して之を行ひ、一は他より強ひて促さしめらるゝを以て、其形狀は内外の差あれども、全く悔

【神代及上古編】  
 過遷善の一に歸するなり。その作法は、身につける財産を、罪の輕重によりて、多くも少くも持出し、祓處の神に祈り、水汀若くは海濱にて、その持物を千座置所にみて列べて、贖の料と爲されたり。又、素戔鳴尊は髮と爪をも抜かれたりといへば、體刑をも課せられ、それも同く祓の一法にして、刑律の古代觀念は、此間に徴見すべし。

誓盟、祈、詛等の字皆ウケヒの旁訓あり、此言、萬葉以下の諸歌、及び物語類にも出たり。今其言に因り、其事を徴するに、神に誓ひ誠を致し、其信徴を得て、吉凶是非眞偽成否等を定むる、上古一種の祈咒法と見えたり。今も、人其約束れる事の相違はざるを證すを請合と云ふも、本此ウケヒに出たる者なり。さて、瓊々杵尊の後、木華開耶姬の、無戸室にての誓は、其御子の火中に害はると害はれざるとを以て、皇孫の疑ひませる當否を定め、大山祇の二女を相並べて、皇孫に奉りし祈誓は、皇孫の使ひ給ふと否とを以て將來の御壽の長きと長からざるとの吉凶を定めむとせる也。應神紀なる、武内宿禰兄弟の探湯も、誓とは云はねども、亦神に誓ひて眞偽を判つ處

は、猶字氣比なり。

呪は、祝と同字なれば、神代紀にホギと訓む、詛はトコヒと訓まれ、神功紀には呪詛をノロヒトコフといふ。又カジリと言はれて、神武紀には嚴呪詛、また呪着といふ、神武天皇夷賊を鎮定し給ふ時、神託によりて、天香山の土にて天平瓮、及び嚴瓮を造りて、天神地祇を敬祭せしことあり。やがて、祝人ホギ後世ホイに轉すは、呪師ならむ、カシリの語意につきては、上の五男三女神の誓盟の條に一説あり。

久米氏古代史曰、日本紀の一書に、伊奘諾尊、桃樹の下に隠れ、其實を採りて雷に擲ちたまへば、雷みな退走す、此桃を用て鬼を避るの縁なり」とあり、古事記にも之を載す。荆楚歲時記に、桃樹東南枝向日、鬼憎避之、避疫術也」とあるに同じ、禮記、檀弓、君臨臣喪、以巫祝桃茢、執戈、惡之也、注、茢、萑苕、可掃不祥、左傳、襄公二十九年、乃使巫、以桃茢、先祓殯。昭公四年、桃弧棘矢、以除其災、など見えたり。桃にて惡氣を避るは、漢土の古俗と覺ゆ。思ふに、是は夙に彼國と交通ありて、其方術を我に傳へしを示すに似たり。因りて又之を

考ふるに、後漢東夷傳に、馬韓を記して、常以五月田竟、魏志には「下種訖」に作る、祭鬼神、晝夜酒會、群飲歌舞。輒數十人、相隨蹋地、爲節。十月、農功畢、亦復如之」とある、我新嘗祭に相似たり。次に「諸國邑、各以一人、主祭天神、號曰天君」とある、我古俗に君長を日子といふに相似たり。次に「立蘇塗、建大木、以懸鈴鼓、事鬼神」とある、我賢木に相似たり。支那は、唐虞の時代に、既に上帝の大祭を行ひ、周代に至りては、鬼神説も繁雜になり、戰國の時に、燕齊の儒者方士、競ひて神異を説く。夫餘、句驪、朝鮮の地は、其東南に接壤すれば、必や、燕齊の亡命、早くより、雜糅したるべし。漢書に「高句驪、好祠鬼神、社稷、零星」の一句を看出す。社稷は土神農神にて、我産土神の祭禮に似たり、零星とは音義に「農祥也、辰日祀之」と云ひ、星祭にて、支那より移入したる教俗なり。是等の教俗は、必日本へも傳はりて、陰陽道の前驅となりたるならん。凡、古代の神といふ觀念には、禍福に觸れては、之を避け、之を迎ふる方法を豫知せんとの意を生し、是を拘忌といふ。故に、日本にも上古より拘忌多し、書紀に「今世人、夜忌一片之火、又夜忌擲櫛、諾尊の條」。諱著笠篋、以入他人

屋内。又、諱負束草、以入他人家内、有犯此者、必償解除、此太古之遺也、素尊の條。反矢可畏、惡以生誤死、其緣也、忍穗耳尊の條といふ類也。是等は、古代の風俗を神秘となしたる者にして、我邦固有の拘忌とす。此他、陰陽五行、星象、干支、方位等より出たる、種々の拘忌あり、原は支那より流入したるもの多きに居る如し。

素戔鳴尊 韓郷の島は、素戔鳴尊、根國より其の子五十猛を携へ渡航したまふ、謂はゆる新羅の曾尸茂梨の所、是なり。古事記傳、古史傳等、皆曰ふ、此に韓郷と云ふは、新羅なり、されど、すべて外國を加羅、韓と云ふに同じと云ふ事となれるは、崇神天皇の世に、大加羅(任那)の人始めて來朝して、よりの事と思はる」と。恐らくは、必しも然るにあらず。加羅の稱、崇神の御世よりと限るべからず。何となれば、素戔鳴の帯ばせたまへる劔に、蛇韓鋤の號あり、是等器物の名稱は、後世の追號にはあらざるべし。又、出雲風土記に録せる國引の古語を按ずるに、八島野神素戔鳴の子、出雲の地に附け加ふとて、遠き國より地ひかするに、首として新羅の崎より引き來て縫へませりとあるを考ふるにつけても、當時、八



曾尸茂梨

島の數々は、新羅も其の一としてかぞふべかりしこと、思ふに餘りあるなり。素戔嗚父子の渡韓して彼の地に居たまへることは、其説定まれるなれば、別に此に擧げず(五十猛を韓國神と稱したること、古書に見え、素戔嗚を新羅明神ともあり)。曾尸茂梨は、書紀通證に高麗曲、樂名蘇志摩利、又樂具蘇志麻理ありと云へり。且曾尸茂梨は韓語牛頭の義にて、後世の俗、素戔嗚を祀りて牛頭天王と稱するは、此に因るのみ。牛頭州は、今江原春川府なり(日本紀、欽明帝十三年、東國通鑑、新羅眞興王十四年の條にも見ゆ、東國輿地勝覽に云ふ、牛頭州、一稱首若、又作首次若と、首次と曾尸と音相近し。牛頭の地、新羅之を高句驪と争ふの前に、百濟と争ひ、三國史記、新羅奈解尼師今の時、形勝の所なり。然れども、海上往來の便なし、牛頭州の東に悉直國あり、新羅悉直州にして、海に面し我出雲と斜に對せり、往來の路は此歟。悉直、今江原道三涉府に、太白山(三涉府西一百廿里)あり、東國輿地勝覽に曰く、太白山、新羅時爲北岳、載中祀。太白山祠、在山頂、俗稱天王堂、本道及慶尙道傍邑人、春秋祀之。繫牛於神座前、狼狽不顧而走。曰、顧之神、知不恭、而罪

牛頭天王

胸肩の三女神を道中貴といふ

之。過三日、府收其牛而用之、名之曰退牛と。牛を以てると云ひ、天王堂と云ひ、牛頭天王に緣由なしとも謂ふべからず。此に、山を牛頭と名づくるは、峯形に因り、又太白と名づくるは、雪を戴くに因る、韓地同名の山多し。初め、素戔嗚の、天照大神を辭し、將に北航せむとするや、大神其の女嚴島媛イナキシマノメ以下三姫を之に授けたまふ。三姫すなはち筑紫に降り、海北道中ウミキタノミチナカなる宇佐島に居り、曾肩君ソノカサノキミ、水沼君ミヅノリノキミ等の奉する所と爲り、海表の事を助けて、道中貴ミチナカノキミと號せらる、亦以あるかな。

按するに、書紀三女神の降居を記して曰く、天照大神教之曰、汝三女、宜降居道中、奉助天孫、而爲天孫所祭也、云々。此則、筑紫曾肩君、水沼君等所祭神、是也と。而も、姓氏錄によりて、胸形公は、素戔嗚の裔孫として收められたるを見れば、天孫を助けまつり、又天孫に祭られよとある天孫は、素戔嗚をさしたるや明白なり。曾肩の國は、今筑前國宗像郡にして、田島村に宗像大祠あり、西北海上、遙に韓地に向ひ、島嶼碁布して、遠近相望み、水天の際、青一髮、其の形勢想ふべし。水沼の國、今筑後三潯郡ミヅノリなり。舊説に、宇佐島を今

豊前宇佐郡とするは非なり、宗像の田島大島、沖島の舊名のみ。其沖島は古書に遠瀛に座す市杵島命といふにあたり、中瀛の大島は田心姫命、海濱の田島は湍津姫命なり。近年の大役に、ロシアの艦隊を撃破したるは即、此道中の一線にあたり、沖島に砲戦先起り、鬱陵島に至り敵船全滅降伏す。鬱陵の古名も于山といひ、宇佐于山の語意は、別に考ふべし。

既にして、素戔嗚其の地を棄て、出雲に歸りたまひ、五十猛は筑紫に至りたまふ、蓋、中國に賊虜の起るあるを以てなり。書紀に云ふ、素戔嗚尊新羅に居らま欲せじとのたまひて、舟作り乗りて東に渡り、出雲國簸川上なる鳥上の峯に到ります。初め、神の曰く、韓郷の島には金銀あり、吾兒孫の知らする國に浮寶船(ウキタカラフネ)あらずば佳からじと、八十樹種を播生しめたまへり。故に五十猛も、亦能く木種を分布したまひしが、其の將去たまひし木種は、韓地に植盡さず、又持ち歸りて、遂に筑紫より始め、すべて大八洲國の内に播きて、青山に成さずと云ふ所なかりしとぞ。韓神五十猛を、一に木神、また園神とも云ふは、樹木を播殖せしめたまへるより、庭園にもまつりけるなり。されば、聖子神孫をして、盛に船舶を

五十猛を木神園神といふ

造り、海表に經略せしめむとの雄圖、豈想ふべからずや。

出雲の賊虜とは、彼越の八股の蛇なり。此蛇、古史録して眞蛇の如し、然れども、是固、古人の寓言のみ、必定、豪酋を云へるなり。而も、其初め越國(今の越後)より起り、封豕長蛇の勢もて、西犯したる者と見ゆ、後の蝦夷の祖先にてありしならん。素戔嗚が、海表の开拓殖民を停止したまへるほどの大事なれば、決して尋常窃攘の徒と做すべからず、國家を窺窺せる巨寇なりしに相違なし。彼の草薙(初め叢雲と名つけらる)の神劍は、實に此賊を斬りて初めて現れ、爾來百千世、國家鎮護の靈器となれり、是豈また偶然と謂ふべけんや。

日本の神話は、天地開闢、萬物化生を以て始まる、この事歴は、天上、即高天原を以てその舞臺となしたるが、いつしか下りて豊原、すなはち地上のこと、はなりぬ。これと同時に、天然神話は一變して、英雄神話となれるが如し。進男尊は實にこの過渡期の代表者にして、その出雲韓郷に下りたまひしは、恐らく人間界の始ならむ。この英雄神話の内容たるや、強に荒唐無稽なる空想の所産とのみも思はれず。實際の歴史分子も、もとより混れるなるべく、歴史分子を經として、織るに他の神話傳説の緯を以てせるものなること、

神話としての解釋

須我の八重垣の宮

蓋疑を容れず。凡、記紀に最も多きは、人生、風俗、物名、俚諺等を解説せる説明神話ともいふべし。伊弉冉尊が「われ黄泉に至りて、日に千人を殺さむ」とありしに、伊弉諾尊が「さらばわれは、日に千五百の産屋を作らむ」と宣ひしことを引きて、生者の數の常に死者にまされるを説き、耕作の妨害を擧げて天罪と爲すの類にして、叢雲の劍、須賀の宮等の物名、地名を解釋せるが如きも、みなこれに屬す。また、別に一種、動物説話とも名づくべきものあり、隱岐の鰐、稲葉の白兔、夢野の鹿の傳説の如き、即これなりとす。〔藤岡氏國文學史講話〕

素戔鳴尊、已に出雲國に歸り、清地に宮を構へ、奇稻田姫を娶りたまふ。彼のや、くもたつ出雲八重垣つまごめに、八重垣つくるその八重垣を」と云へる歌は、此時の詠なりとぞ。奇稻田姫の生める子を大己貴と云ふ、亦名を大國主といふ、素尊は、このち熊成峰に隠りたまふ。

大國主神は、古事記には素尊六世の孫とす、今、日本紀の本文に従ふ、二書には六世孫といふ。須勢理媛に婚すとあるは、異母妹の夫婦なり。大己貴を葦原醜男といふ、醜女と同じく其勇を稱する語なれば、其神話中に「成麗丈夫、而出遊」また「言甚麗神來」ともあり。

出雲風土記に「大原郡御室山、郡家東北一十九里、神須佐乃乎命、御室令造、所

神代の歌詠

宿故云御室とも見ゆるが、又須我社といふを載せ、其地をば後世まで須我村といふ。天文年中、牛尾城主中澤豊前守神家壽、信濃より來りて此地を領せし時、本國なる諏訪神社を須我社へ合祀し、改めて諏訪村となししより、神代以來の地名遂に湮沒し、須我の名は僅に神社にのみ之を遺せり。且、此大神の同國意、宇都郡熊野に鎮り坐すを、神祖熊野大神櫛御氣野命と申す。日本紀に「然後素戔鳴尊居熊成峰、而遂入於根國者矣」と、熊成峰は、即熊野山なり。

歌は、心に感動することありて、言句に發して咏嘆するを云ふ、即支那に謂ふ所の詩なり。之を和歌と云ひ、或は和詩と云ふは、特に支那の詩に對する稱なり（紀記萬葉に、此和歌の名なし）。歌は、上古、專口に唱へしを以て、音節の佳なるを貴びしが、後には口に唱ふることに自稀になりて、意思の巧妙なるを主とす、古今の一變なり。論者いふ、神代卷は既に神話なり、尋常記實の史に非ず。いま其中の歌を検するに、一々吟詠の時代と作者とを明かにすといへども、こもまた必しも信を置くに足らず。一二の例を引か

むか、古事記に載せて、長歌の始と稱せらるゝ大國主神が、越の沼河姫を慕ひてよめる歌及び姫が答歌、さては正妻須勢理姫と唱和せる、合せて五首の詠など、綢繆たる人情を歌ひ出して、讀者の讚歎に値すといへども、また餘に巧妙なるが爲に、實は後代の作たるを自證せるは、先賢の早く注目せるところなり。藤岡氏國文學史講話

**大國主神** 出雲の大己貴命、庶兄弟多し、之を八十神と號す、皆大己貴の盛徳を嫉み、相謀りて之を除かむとし、屢大難を構ふ。然れども、大己貴、力を競べて負くる所なければ、素戔鳴尊も之を見て、遂に宣はく、「汝が生大刀生弓矢を以ちて、汝が庶兄弟どもをば、坂の尾に追ひ伏せ、亦河の瀬に追ひ撥ひて、われ大國主神と神なり、亦顯國玉神と爲りて、宇迦の山下に、底つ岩根に宮柱太しり立て、高天原に冰木高しりて居れ、杵築宮是奴よ」と。大己貴、即、八十神を平定し、國土開拓の業を成す。時に少彥名は、曩に高天原より降り、常世國に行きしが、亦來りて大國主と共に、力を戮せ心を一にして、天下を經營し、蒼生畜産の爲に、醫療禁厭の法をも定む。

國史綜覽稿曰、大己貴、絶群の雄才を以て、力を經略に專にし、當時人民の尊崇景仰の深かりしは、所造天下大神の稱あるにても知るべし。然るに猶、心力の逮ばざる所ありて、之を翼賛して其業を大成せしめしは、少彥名なり。謀慮の周ねき、才略の富める、世人みな其風采を想望せしなるべきに、其身軀眇小にして、蛾皮を衣とし、羅摩船に乗りて、海外より來れり。其平生を熟知せしは、田間の案山子にて、案山子を知れるは、谷間の蟾蜍なり。至智の人と、至無智の物とを擧げて、兩兩對比反映せる處、其意有無の間に在り。いかに聰明睿智なりとも、一人にては功を成すこと能はざりしといへる、上世人民の思想、此傳説に知られたり。○常世の國と云ふは、もとおほろかに遠遼にして、富饒の國土を指せるにて、定めて何處と分ち難し。其の分ち難しと云ふは、姓氏錄には、常世の連は、燕國公孫淵より出つと云ひて、燕國を云ふかとも思はれ、伯耆風土記に「相見郡、郡家西北餘戸里、有粟島、少日子命、渡常世國之處」と見ゆれば、其の對岸なる新羅かとも思はれ、常陸風土記には、水陸之府藏、物産之膏腴、古人曰常世國と云ひ、常陸なりと云

醫療は巫術  
に由る

へばなり。  
凡、世界の諸國、古代の療病は、大抵、巫祝の手にあり、祈禱禁厭を主となして、藥劑を次となす、病を惡魔の魅するが如くに思ふを常とすればなり。其治方は、概交感的、又は魔術的ならざるはなし。我日本の原始醫學は、大己貴が、少彥名と蒼生と、畜産の爲に、療病の方を始め、又鳥獸昆蟲の災異を禳はんが爲に、禁厭の法を定むと言傳ふるも、亦固より此轍を脱すること能はず。而も已に、多少の藥品が、一定の疾病を療するの目的に用ひられ、殊に水治(溫泉)及び瀉血の法が、明かに神代に行はれしことは注目すべき所なり(開國五十年史)。降りて雄略帝も御病の時、筑紫の奇巫と云ふ者を召して、祈禱せさせ給ひしことあり。その禁厭のマジナヒとは、物實をかまへて、それにまじこり肖しめむとのろひてする術にして、その物實をまじものと云ふ。但し、ノロヒは凶からしむる方にのみするを、此は吉凶ともにするなり。其は、大祓の罪科に、蠱物爲罪とある蠱物は、まじなひ物にて、まじものにて、人をのろひて凶く爲たるを云ふことぞ(伴氏方術原論)。又、

禁厭の法

三輪の大物  
主

民間衛生ともいふべき風俗は、禊の深浴にて、疾病を去り、且防ぎ、棄戸の廢屋にて、傳染の患を除きたりなどこまかに、考へたらば尙あるべし。  
大國主、天下を巡行するにあたり、海上に一神あり、波を燭らして來り曰はく、汝をして克く大造の續を建てしむるものは、唯我の在るのみ。我は是、汝の幸魂、奇魂の神なりと。大國主之を大和の三諸山に祀り、之を三輪の大物主神と申す。此の後、大國主の經綸全く成りければ、世人尊びて國作大神、又八千矛神ともいふ、子孫多し。八重事代主神、味鋌高彥根神、建御名方、刀美神、最著る。其事代主の裔孫は、賀茂君、大神君と云はる。

古人は、靈魂の存在を思惟し、身體と分離して、眞玉の説あり。故に又、其の靈魂の物に化して實現することをも信せらる。此を以て、事代主神は八尋の熊鰐となり、日本武尊は白鳥となりたる等の事を語り傳へたり。而して、肉體と精魄(眞玉)とより成れりと思へるのみにあらずして、其の魂魄に品種あり、各作用をなす者と爲す。此に於いてか、論者、魂に和荒の二あり、物に精魚、剛柔あるが如し。又、和魂には幸魂、奇魂の二魂ありて作用す

幸魂奇魂及  
和魂荒魂

といへり。要するに、神の靈能は、永久圓滿にして、事に缺くる時は、吾人もこの靈魂を授かり得と信せられしなり。神功皇后征韓の時、住吉神の荒魂を祈りて官軍の先鋒とし、和魂を請ひて、玉身と王船の鎮守となし、如き是なり。

久米氏古代史曰、三諸神社及び三輪氏の起りに付きて考ふべき疑問は、其以前より、大倭は高天原として、京師なりしや否やといふこと、是なり。天香山、天高市などの地名あるに因りて、高天原は大倭ならんと思はる。而も忽、大國主の避地となり、大國主の云へる青垣山の繞らせる京師は、いよ／＼政令の府となるべきに、今は却りて皇孫の西降となりぬ。後年神武打入の時には、物部三輪兩氏、此平原を占據し、異族の喧嘩する風景は何ぞ。此地、恐らくは高天原に非じ。高天原は、蓋、常世の重浪打寄する神風の伊勢より外には、求むべき國なし。彼の五十鈴川上は、皇孫西降の後に、導者猿田彦の子孫が、宇治土公となりたるよしをいひ傳へたればなり。惟ふに、出雲の大己貴の國作の業は、其の西は、筑紫智肩の多紀理媛に娶て、味鋤

大國主の方  
城

天日槍

高彥根を生み、東北は、高志の沼河媛に娶て、建御名方を生むと傳ふるにて、方域知るべし。而も其の經營も、上には大倭なる高天原の神敕に背く無きを欲し、下には蝦夷國栖の荒族を綏服せざるべからず。民人の一統、之を中世以後の國勢に比視して、頗、困難なりしを覺ふ。大己貴の國作の時にあたり、新羅の王子天日槍來歸して、各處に其子孫を遺す。其筑紫に繁殖する者、後に伊都國を建て、丹波、越路に在る者は、但馬國を成す。是恐らくは、大己貴の晩年の事にして、出雲の勢威も稍衰へ、天下亦動搖を見たるならむ。高天原より、出雲の政權を皇孫に還さしめまつらむとせられしも、此機運にあたるごとし。

按するに、天日槍の來歸せるは、神代にして、大國主の時にあたること、天日槍歸化時代考(黒川真頼)にも見ゆる如し。筑前風土記に依るに、天日槍は意呂山(今慶尙道蔚山郡あり、東國輿地勝覽に蔚山郡、新羅時、號屈阿火村、有于弗山祠)とある是なり)より來りたるなり。其の子孫の、筑前、但馬、播磨、淡路、近江、若狹等の數所に蕃息せしことは、古書に散見す。天日槍五世の裔孫、但馬守は、垂仁の朝に常世の國に遣されて、柑橋古言、時じく香の木實を

意呂山

求めたりとも云へば、天日槍といふは、數世同名にて相續せしと思はる、實は五世より多かるべし。そも播磨風土記は、近年嘉永中初めて學者の發見に會ひ、因りて信疑の説あり。此書に因れば、日槍は大國主と同時の人なれば、此人五世の女孫、高タカ額カク姫ヒメは、息長オキナガ宿禰スネに婚し、此間に神功皇后あれば、大國主の時より、十五六世も後とす。されば、日槍の後、但馬の五世といふは、遺脱ある必せり。

上古時期の歴史は、殘缺の餘のみ、其完からざるや論なし。之に加ふるに、所傳は大抵喻諺の形狀に化し、以て後世に遺されたり、奇々怪々、夢の如く覺むる如く、十分なる理會を得難きこと多し。強て之が解を求むるは、蓋智者の賤む所ならん。然れども、千考萬索して、之を古今の事理に照らし、自覺自信の了々たるものは、人の性情として之を蔽ふ能はず。此に難波、敦賀の窪地帯に於ける日矛ヒコの南北横斷を論せんとす。日矛は海上より來る、故に海ウミの稱を冠す。アマ天アメに假カるルは、海部ウミベを餘ヒト部ベに造ると同じ、皆假借なり。古事記に、昔新羅の國主の子あり、名を天日矛と云ふ、其妻の遁れたるを逐ひて、乃渡り來ると。

其妻とあるは、豊國の伊美イミの姫島ヒメノシマに今國東郡を經來て、難波ナニハに住止する、天探アメノササ女メを指す。即今、大阪市に高津神社と崇めらるゝ、美人姫許會ヒメコソヘ一名明媛アカルヒメを云ふ。釋日本紀によれば、日矛は大國主出雲と同時代の人にして、神武帝以前の世とす。垂仁帝の世と爲すは、史家の取らざる所也。日矛は播磨の宍粟邑シノヅ、今宍粟郡淡路の出淺邑イッサ、由良港の邊を賜はり、更に菟道河ウチノカ、同河トウカにを洩り、近江の國に入り、吾名邑ウナナ、息長オキナガ、今坂田郡に暫く留り、復更に若狹を經て但馬に至り、出石邑イッシに住す出石大社也。而も、是れ平和手段に因りて賜與せられたるにはあらで、戰爭の結果、新羅種族の勝と爲り、各處を占領したるのみ。其事情は、播磨風土記に幾多の徵證あり、殊に、日槍は韓國より渡り來りて、宇都川ウツノカ、今揖保川イッボの邊に到り、宿所を大國主神に乞ひて、汝は國主たり、吾は宿る所を得むと欲すと云ひ、劍を以て海中を攪きて之に宿る。主神、即客神マラウドの盛行セウコウを畏れて、先國土を占領シメむと欲し、揖保丘に登る、云々。の一段を讀まば、日矛は海上より來り、兵船を有し、劍ツルギを以て勢威頗盛にして、大國主と國土を争へる意味十分なりとす。又、世にも名高き出石大社

の神寶は、日矛の遺品にして、切風比禮、切浪比禮、振風比禮、振浪比禮とす。後世、其物質の如何を審にせざるも、其名稱と日矛の行實とに因り、其航海上に風波を起伏せしめたる勢威の表章たるを知る。比禮とは振り動かせる玉のミスマルカ次に、日矛征略の行路と、新羅種族の占地につき研究すべし、是れ航路と殖民に關する問題也。新羅より、我南北鴻溝帶地方に達するには、航路二條あり、一は、日本海を渡り、東方直に山陰北陸の濱に來るべし。一は、先南して筑紫の北邊に出て、更に東方に轉し以て瀬戸内に入る。日矛は北路に由らず、探女の跡を逐ひて、南路瀬戸内に來れり。筑前風土記の逸文に、伊都ト今糸島郡縣主の祖は日矛にして、新羅の意呂山イロ今蔚山より來航すと曰ふに非ずや。且、伊都の位置を考ふれば、是れ筑紫北邊に於ける新羅人の一寄船所にして、又一殖民地たるや明か也。日矛かくの如くにして瀬戸内に入り、播磨に淡路に殖民したるは、謂ゆる制海權の力に因りて、出雲種族に克ちたるを想はずんばあらず。

垂仁帝の世、日矛の子孫より、其祖日矛將來の刀子サビを、朝廷に獻したるに、刀

糸島より瀬戸内海に入る

淡路難波の形勝

子自然に御庫より脱ヌケ失ワケせて、淡路に到る。天皇惶恐、之を之を追求せしめたまはず、島人之を祭り生石神ナマシと曰ふ。釋曰是亦一種の古語なり。其意を探れば、新羅の殖民たる海部が、日矛の靈德に歸服するを想ふべし。日矛隨從民は海部のみに非ず近江國鏡の谷ミタに陶工あり。紀淡海峽を巡視せば、由良砲臺の南に一角を望む、生石碕と曰ふ。其山頂を刀子サビと名つけ、彼生石神祠あり。日矛が此形勝を相して、己が種族を樹植したるは、制海の布置巧妙なりと謂ふべし。瀬戸内の西口を糸島にて扼し、東口を由良に塞く、遺す所は豊後水道あるのみ。

大阪の舊誌を繙かば、萬葉集なる、久方の天の探女サグメが岩舟の泊トモてし高津は淺せにけるかも、の吟を得べし。是は、後人弔古の辭なりと雖、以て新羅種族の難波殖民を徵すべく、日矛が播磨淡路に占略する所ありたる後は、必定、難波に經營すべき事、誰しも當然とする所ならん。果せる哉、古事記は、日矛の難波に到らんとせる由を録し、而も渡神ワタリカミ海上より來寓せる主公の義にて、此には天探女を指す塞きて入れずとあり。されば、日矛は其戀妻



【神代及上古編】

たる美姫に再會の縁なきのみならず、拒斥せられたり。是は亦、別に夫妻間に事情ありて然る者歟。則其夫は難波を女曾の指揮下に委ね、淀川を溯り北征の路に上れるが如し。斯くて、探女は難波の開創者として味原に廟食す。遺澤百世に存する者あればならん、亦女傑なる哉。

敦賀にも大社あり、氣比と曰ふ、北國無雙の明神として、歴代の尊崇淺からず。其祭神を伊奢沙和氣と申せど、神道家の解釋に苦める疑問なり。而も之に就きて、二説の稍信にちかき者を聞かむ。其一は、成務天皇の皇孫品陀真若王といふ者にて、白石論其一は、天日矛の別名とする者神祇志料後説は、此に述ぶる日矛横斷の趣意を資くるには、最利ある證なれど、未だ決然たる判明を二説に加へ能はざれば、暫く之を措く。而も、播磨に白國神社路姫に在りて、ふ新羅人の祖廟あるが如く、敦賀にも白城神社式延喜あるを援かんと欲するなり。稍後世の事なれど、崇神、垂仁の朝にあたり、任那人が敦賀に來津したるより、此地大に世に著るゝも、其已往に在りて、新羅人は此に殖民し、以て新羅乃至任那の航路を開きたるに非ずや。日矛の若狭より

但馬に入り、此に子孫繁榮したる跡より推すも、敦賀は日矛經歷の地にし、前に擧げたる白城神社は、日矛隨從の移住者之を起したる者とすべし。されど、彼の推測、日矛の黨與は、早く敦賀にも在りて、日矛を招き、南の方難波より淀川を沂らしめたるならんとの説は、信用に勝へず。但、日矛は瀬戸内を制したる後、更に日本海に出て、本國への航路を開きたりとするに至營とすべし。夫、日本海の山陰航路は、日矛の敵たる出雲人に支障せらるゝ憂あり、此支障を去るには、其咽喉を扼するを要す。難波は咽喉にして、敦賀は項背也、日矛之を扼して、出雲氏の業衰ふ。要するに、瀬戸内と日本海は、地勢相表裡し、此二面を制せんには、難波敦賀の南北鴻溝を占領するを必要とす。織田信長が、此鴻溝を占斷し、陰陽二道の海陸より毛利氏を退縮せしめたるは、日矛の出雲人に對せる方略と相似たり、豈偶然と爲すべけんや。又、日矛の一擧、實に神武帝東征のために下地を作れるの看あるは、最奇となすべし。

天孫降臨 前節に、太古神人の此國土に來住したる事をば、諾冉二尊の降臨

忍穗耳尊

修成に由り、之を畢れりと爲したり。則、其後に謂ふ所の高天原は、大倭の都邑に外あらず。之を天上といひ、降下といふは、言語の文のみ。されば、出雲の大己貴の國作の後に及び、又天孫降下のものかたり、天照大神の命以て、豊葦原の水穂國は、我御子正哉吾勝々速日天忍穗耳尊の知らさむ國と、言依さし給ひて、天降し給ひき。是に、天忍穗耳尊は、天浮橋におり立たし給ひしも、豊葦原は甚く喧ぎて有りけりと告りたまひて、更に還り上らして、大神に請したまひき」と曰はるゝは、畢竟、宮廷の出御、國政の親裁に在りて、忍穗耳尊の時に、八洲は蝻蠅の亂に會ひ、暫く出御を停められしなり。

蝻蠅の亂

日本書記の本文に「彼地多有蝻火光神及蠅聲邪神復有草木成能言語。また、豊葦原中國、是吾兒可王之地也、然慮有殘賊強暴橫惡之神者」。また、葦原中國者、磐根木株草葉猶能言語、夜者若燂火而喧響之、晝者如五月蠅而沸騰之」とありて、皆國土擾亂の形狀を、混沌未剖に比し、以て第二の降臨修成を説くに非るは無し。

弘仁姓氏錄に、忍骨尊の後裔を地祇に收められしは、同書の書法として、神

皇孫の知らさむ國

武遷都以前の皇裔を、神別に入れて天孫と標し、皇孫降臨以前の天孫をば、地祇に收めて、遠近を辨し親疎を示せる所以なり。されば、皇孫と雖、永く地方に固着せば、地祇となるなり。彼の古史に見ゆる地祇、國人、土人、島神などあるも、悉皆蝦夷の如き異種なるにはあらずと知るべし。梧陰遺稿曰、支那歐羅巴にては、一人の豪傑ありて起り、多くの土地を征伐し、政府を立て、支配し占領したる結果といふを以て、國家の釋義となるべきも、御國の天日嗣の大御業の源は、皇祖の御心の鏡もて、天が下の民草を知ろしめすといふ意義より成立たるものなり。かゝれば、御國の國家成立の原理は、君民の約束にあらずして、一の君徳なり。國家の始は、君徳に基づくといふ一句は、日本國家學の開卷第一に説くべき定論にこそあるなれ。

穗日命と稚彦

時に、高天原なる高皇產靈は、八百萬の神を集へて、千早振荒振國神を歸嚮せしめむと議り、先天穗日命を遣して、大己貴を説かしたまふ。而も三年に至れども復命せず、出雲の神に媚附くといふ。天稚彦を遣されしも、亦忠誠ならず、

國神の女を娶り、留まりて味鋤高彥根と結交し、遂に報聞せずして死す。

延喜式、出雲國造の吉詞をみるに、此時天穗日命を國體見せにつかはせしに、天の八重雲を押別、天翔りて天下を見廻りて、返事申して、己が子天夷鳥命に、布都怒志命を副へて、天降しつかはして、荒神等を撥平け、國作大神をも媚鎮めて、大八島の國の現事、事避しめきと見えたり〔古史通〕。然れば、建き御稜威と和し治る業と、二つもて避潜まりまさしめたるは、專穗日命の思兼の力と知らる。古事記と日本紀にも漏れたる事を、此神賀詞の古きつたへをむかへて、思ひはかるべき也〔賀茂氏祝詞考〕。

是に於いて、更に經津主と武甕槌の神に使命あり、二神出雲に至り、大國主に追め問ひて曰はく。天照大御神、高皇產靈神、今天孫を降して此地に君臨らしめ給はむとす、汝の意何如、當に能く國を避るべきや、否やと。大國主先對へて曰はく、當に我子事代主に問ひて、而る後報すべしと。時に事代主は三穗埼にあり、我父宜く避り奉るべし、吾も亦違ふこと無からむと、言ひ訖へて、船に乗りて去る。

事代主

武甕槌

尾羽張とは  
葛城なり

久米氏古代史云、武甕槌は、尾張國大和葛城直の祖にて、其尾張といふ地名の起りを釋ぬるに、記に武甕槌命の父伊都之尾羽張神が、逆塞天安河之水而塞道居とあるは、土木の業に達したる神なり。神武紀に、以劔根者、爲葛城國造とあるは、姓氏錄に、河内神別、葛城直、高魂命、五世孫劔根之命之後也と見ゆ。神代紀に、天安河之上、天石窟所神、稜威雄走神之子、甕速日神、甕速日神之子、燖速日神、燖速日神之子、武甕槌神とあり。又、諾尊の火神を祈りて三段となす條に、劔垂血激越爲神、號曰甕速日神、是武甕槌神之祖也とあるなれば、尾羽張とは、雄走の義なり。神武紀に、高尾張邑の土蜘蛛を葛網にて掩殺したる地を、葛城と號すとありて、葛城の高地を特に高尾張といはれ、低き平地を尾張と名けたるならん。又、思ふに、是の時、劔を武甕槌命に授けて遣はされたるにて、其佩べる劔が、即經津主にてあるならん。天鳥船神を副へられしも、亦渡船をいふに似たり。一説に、天鳥船は船鳥命に誤るといふ。

事代主、味鋤高彥根の遺蹟の、出雲國に遺存するは、然るべき事なれど、大倭

の國中にも之を傳ふるは何ぞ。出雲國造の神壽詞に、三輪の神主大國が、其子味鋤高彦根を葛城の神事代主を飛鳥の神として、共に鎮坐の由を説く。是は恐らくは、崇神帝の天社國社を定められし時代より、彼の神孫大田々根子などの定めたる事にて、謂はゆる勸請の神のみ。何となれば、武甕槌は、高尾張即葛城の貴盛にして、當時の京都も此地なるに、味鋤高彦が同く此葛城を主帶く理なし。雄略天皇が、此味鋤高彦混するは違へりを責めて、土左國へ移したまへるも、深き縁由あるか、本來、此地は天照大神の皇居なるをおもふべし。すべて、天界と下界を分てる靈異説の爲に、高天原の古傳を取り失ふ様となれるも、久しき世の事にて、崇神帝の時已に然るもの如し。千載の下にして、之を論證せむと欲するも、亦難いかな。

會建御名方は外より來り、二神を見て曰はく、誰ぞ、此の國に來て私語するもの、盍吾と力を競べざると、進みて武甕槌の手執りしかども、懼れ退きて、武甕槌に投離たれ、科野の洲羽海(信濃國諏訪湖)に通る。乃良みて曰はく、吾復此地より他所に往かじ、亦敢て父及び兄の旨に違はじと。かくて、大己貴は、其携へし

所の八廣矛を二神に授けて曰はく、吾此矛を以て、遂に治功あり、天孫も若之を用ひ給は、國必當に平治すべしと。乃、大己貴の爲には、宇迦の山下に宮殿を營み、天穗日命をして供奉せしめ、之を天日隅宮といふ、杵築大社これなり。

伊勢國風土記に、神武天皇、天日別命を伊勢國に遣して、伊勢津彦を平げしむる時、天日別命問曰、汝國獻於天孫哉。伊勢津彦曰、吾竟此國、居住日久、不敢聞命矣。天日別命發兵、欲戮其神、于時畏伏、啓曰、吾國悉獻於天孫云云といひ、大風を起し波をたてて、信濃國に遷り住むことを載す。思ふに、此伊勢津彦は、建御名方の亦名にて、右の故事は、即此段の事なるを、神武天皇の御世とせるは、傳者の誤なるべしといふ「古事記傳」。さて、此伊勢風土記の逸文は、收めて仙覺萬葉抄及釋日本紀に見え、伊勢津彦は大國主の子なる由、播磨風土記にも見ゆれば、亦一傍證とすべし。又、信濃の諏訪神を風の神といふことも、古書に彼是見ゆる所あり。

葦原中國も既に平定に歸せしかば、天照大神と高皇彥靈は、寶祚無窮の神詔を垂れ、三種の神器を、天孫瓊々杵尊忍穗子に授けて、吾が兒此寶鏡を見ること、當

に吾を視るが如くすべし、與に牀を同しくし、殿を共にし、以て齋鏡と爲すべしと祝はせたまひ、高天原より降らせたまふ。

古事記に「建御雷神返り參上りて、葦原の中國言向和平ぬる狀を復奏し、こゝに、天照大神、高木神の命以て、太子忍穗耳降りなむ、裝束せし間に、子生出ましつ。名は天邇藝志國邇岐志天津日高日子番能邇々藝命。此子を降すべしと、詔給ひき。是を以て、此豊葦原水穗國は、汝知さむ國なりと言依さし賜ふ。故命の隨に天降ます云々。日本紀には「二神誅諸不順鬼神。一云、二神遂誅邪神及草木石類皆已平了。其不服者唯星神香々背男耳。故又遣倭文神者、則服矣」といふ。されば「瑞穗國、是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫就而治焉。行矣、寶祚之隆、當與天壤無窮者矣」とて、御手に寶鏡を持ちて「視此寶鏡、當猶視我、可與同牀共殿、以爲齋鏡」と祝ひて、八尺瓊玉と、天叢雲劍とを副へて授け、永く天璽となし給ふとあるは、是、書紀一書と古語拾遺に記する所にして、古事記には「宜爾皇孫以下廿三字、及び「可與同牀共殿」の六字無し。書紀の正文には、此事は全く無く、「高皇產靈尊、以衾覆皇孫、使降

之云々、といふのみ。

憲法義解曰、恭く按ふるに、我國民の分義は、既に肇造の時に定まる。中世、屢變亂を經、政綱其統一を弛めしに、大命維新、皇運隆興し、聖詔を煥發して、立憲の洪猷を宣べたまひ、上元首の大權を統べ、下股肱の力を展べ、大臣の輔弼と、議會の翼贊とに依り、機關各、其の所を得て、而して臣民の權利及義務を明にし、益其の幸福を進むるを期せむとす。是皆祖宗の遺業に依り、其の源を疏して、其の流を通する者なり。古典に、天祖の勅を擧げて「瑞穗國、是吾子孫可王之地、宜爾皇孫就而治焉」と云へり。又、神祖を稱へたてまつりて「始御國天皇」と謂ひ、日本武尊の言に「大八島國知ろしめす」とあり。文武天皇即位の詔に「天皇が御子のあれまさむ彌繼繼に、大八島國知らさむ次」とのたまひ、又「天下を調へたまひ、平げたまひ、公民を惠みたまひ、撫でたまはむ」とのたまへり。世々の天皇皆此の義を以て傳國の大訓としたまはざるはなく、其の後、御大八洲天皇と謂ふを以て、詔書の例式とはなされたり。所謂「シラス」とは、即統治の義に外ならず。

又、供奉の諸神に勅し給はく、汝天兒屋命と天太玉命、二柱宜しく天神籬を持ちて、葦原中國に下り、皇孫の爲に齋ひ奉り、共に殿内に侍ひて、能く防ぎ禦れ。高天原の齋庭の稻穂を以て、當に吾が兒に獻供りて、諸部を率ゐて、其職に供奉すること、天上の儀の如くせよと。又、天忍日命、天來目命をして、兵を帥む仗を帯びて、前驅せしめたまふ。天忍日は、大伴氏の祖、天來目は、久米氏の祖、是等を諸部の神と稱す。（或はいふ、思兼神に、御前の事取持て、政申させたまへとありて、思兼とは、兒屋の亦名ならむと）

天照大神は、高天原にして、保食神より五穀の種を得たるを悦び、此は蒼生の食ひて活くべきものなりと宣ひて、之を繁殖せしめたまふ。其秋收に及びて、先之を以て神に饗し、之を新嘗といはる。天孫の降臨し給ふに及びて、大神特に齋庭の稻穂を持ち降らしめられしより、歷朝、其勸農の遺意を奉して、秋穀の熟する時に至れば、饗神の儀を行ふ。この時、中臣氏は上代の故事を述べて、皇統の無窮、寶祚の長久を祈る、之を中臣壽詞といふ、儀式嚴重なり。天武天皇の頃より、即位の時に行はるゝを大嘗といひ、毎年

行はるゝを新嘗と分つことゝなれり。諸部は、五伴緒にも作り、五は嚴の義ならむ。古事記には、大伴久米を數へずして、鏡作玉作玉祖の連の二部を擧げ、日本紀一書にもしか云へり。されど、大伴久米の隨行せることを并び擧ぐれば、五數に限るべからず。古事記には、天孫降臨の時、久米直の祖、天久米命、大伴連の祖、天忍日命と、相並びて供奉し、神武天皇の時にも、大伴連の祖、道臣命、久米直の祖、大久米命の二人、相並びて仕へ奉るといふ。然るを、書紀には、常に道臣命が大久米の部衆を帥むたる由に記せり。惟ふに、神武の御世、大久米命までは、大伴と相並びたりしが、其子孫に至り衰へて、大伴氏のみ榮えたりし程に、久米は、其の下に屬しける者になれりしを、書紀、姓氏錄によれば、景行、雄略の兩朝に、靱負部を大伴連に賜ひしことあり、書紀は、神代卷をも神武卷をも後に、久米氏の子孫の衰へたる時の趣を以て、記されたる者と見えたり。それのみならず、大久米命の訓言として、大伴氏に傳ふる者に、大伴の、遠つ神祖の、其の名をば、大久米主と負持ちて仕へし官、海行かば水漬屍、山行かば

【神代及上古編】

草生屍大君の邊にこそ死なめ返見はせじ、萬葉集大伴家持の歌並びに續日本紀聖武天皇の宣命と云へるも、大伴と久米を混淆す。

猿田彦

爰に猿田彦神途に天孫を迎へ啓行し奉り、天孫其請を納れて、筑紫の日向の高千穂の峯に降りたまふ。猿田彦は又伊勢に歸る是蓋伊勢の地祇なり。又、皇孫天火明命は、高天原に留まり、其子天香語山命、其子饒速日命ならむとも説かる。是、古來史家の疑惑する所。曰く、皇孫は、皇祖天神の言依し給ふ事のごとくに、葦原中國には降り給はずして、筑紫に降り坐して、纔に其地祇の献りしによりて、吾田の地に大宮造りしてとまり住ませ、是より凡三世を歴給ふと見えたり。さらば、其初めに、あまたの神等を天降しつかはされ、つひに大國主をして、其主帶し葦原中國を避奉らしめ給ひしといふ事は、そもく、又何の爲にぞあるべき。其「猿田彦の天の八衢に出て、御前に仕奉りて、果して先期の如くに、筑紫の日向の高千穂の峯に降り坐せし」とも云ふは、觀るものよろしく思を致すべき所也云々。〔古史通〕

皇孫の西降は何の故ぞ

皇孫の西降は、惑疑あるを免れず、已に大己貴の避去を見、中國の國政、皇孫

顯事と神事

の出御親臨を要す。而も、西部に遷幸して、大倭出雲は地祇及び荒神に委附したまふこと、依然たる蜚蠊の亂世にあらずや。高天原を以て、天界もしくは海外と思惟するとも、中國たる大倭に降臨せずして、西部に到達ありといふは、亦疑惑を加ふるのみ。舊史に「大己貴之所治顯事、宜是皇孫治之、汝則可以治神事」と。顯事は文武の國政にて、神事は巫祝の教務なり。此に顯幽の交代を説き、且是時歸順之首渠、大物主神之大己貴及事代主、乃合八十萬神於天高市、陳其誠款ともあれば、天孫統治親裁の實は、此に定まれりと謂ふべし。而も忽に西降となりて、其大倭には別に火明命を留めたまふと云ふも、形勢合はざるものあり、識者の考慮に俟たむ（天照大神の崩御の事も傳ふる所無し）。

瓊々杵尊の饗國に天降りたまへるは、これ邊要の地を守らんが爲なり。古事記に曰く、筑紫日向に天降り坐して、詔して曰く、此地は韓國に向へり」と。是を以て、上世太宰府を置かれけるも、邊寇に備へしむる所以也（大八洲記）。且、開國の初めは、其尤重する所、邊要に在り、故に都を筑紫に定めたまふ。蓋伊弉諾祓除の蹤を追ひて、三女神降居の基に依らせたまへる歟（書紀通證）。

【第一章 神代】

猿田彦伊勢  
へ歸る

【神代及上古編】

一〇八

國史綜覽稿曰、猿田彦の出處を考ふるに、此神は伊勢の阿佐加を本土ウツナと爲せば、一旦、建御名方に征服せられしに、建御雷の來討して、建御名方の敗走するに迫りて、歎を天神に送りたる者ならむ。乃、高天に至りて、皇孫の西降を啓行して、高千穂峯に降り着きしを、皇孫は更は天鈿女に詔して、其本土なる阿佐加に送り還らしめしなるべし。平田氏、古史傳に、猿女氏の祖なる鈿女は、猿田彦に配偶せるなりと云へり。若、此説を是とする時は、猿女氏は即猿田彦の子孫なり、倭姬世記に、猿田彦神裔、宇治土公祖、大田命、内宮儀式に、宇治土公等遠祖、大田命などともあり。

久米氏古代史曰、日本紀の正文には、忍穗耳尊は栲幡カクハチ千千姫を娶りて、瓊杵尊を生み、外祖高皇產靈尊、殊に鍾愛して、葦原中國の主となさるといひ、同胞あるをいはず。而もその一書に、天火明命、次瓊瓊杵根尊、其天火明命兒天香山命、是尾張連等遠祖也」とあり。此文は、古事記に合ふも、長次を違ふ。蓋、忍穗耳尊、二皇子あり、火明命は兄にて尾張に留まり、瓊瓊杵尊は弟にて日向に降り給ふ。かくて、嫡統は尾張家なりとの嫌疑あれども、歴史

火明命は  
大尾張に  
留りたまふ

の事實は、此の如き曲庇をなして、後世を欺かるべきものにあらず。則、忍穗耳尊の第一皇子は火明命なれど、早き時代より抹殺されしを知る。彼の天孫本紀に、天香山命の亦名を高倉下タカクラジとし、弟可美眞手命カミマコノミコとあるは、既に疑ふべし、其他に議すべき點に夥多し、畢竟僞書なり。實は、物部家の祖饒速日は、香語山命の兄弟、若くは子姪なるべし。日本紀に、天火明命を瓊々杵尊の第二子と爲せど、古事記に據れば、火照命ホテリ、火須勢理命などある近き名と相渉りて、此にまぎれ移されしならむ。

葛城の尾張  
と東國の尾張

神武卷に、高尾張邑、或本云葛城邑也、また、高尾張邑云云、因改號其邑曰葛城とあるは、高尾張の本名と聞ゆれば、國名の尾張は、此高尾張より出て、其は此氏人の葛城より出て、東海に下り住居し、故に其本居の名を取りて、國名とせしに相違あるまじくこそ。備、此氏人の尾張に下り住みし事は、栗田氏の説に「十三世孫尻綱根、磐田天皇御世、爲大臣供奉云云、品太天皇御世、賜尾張連姓」とありて、尾張姓を賜へるは、應神天皇の御世なれど、此氏人既に、尾張國造之祖美夜受比賣ミヤウケヒメと見えれば、是より前、小止與命コトヨリノミコなどや、東に下れる始祖なるべき。〔書記通釋〕

惟ふに、京師即、高天原を伊勢とすれば、此時既に、第一の天孫は東國を知ら

【第一章 神代】

一〇九



すべきに定まり後誕生ありたる第二の天孫は、西國を知らずべしと定められたるなり。而も昔より火明命に異傳の多きは、一は瓊杵尊の西幸を邊裔降下なりとするを忌み、一は至尊の皇統を末子とするを嫌ひたるならん、みな後世の思想なり。

瓊々杵尊

高千穗宮の三代 皇孫瓊々杵尊紫筑の日向に降臨したまふ時、其地知舖チホに土籠住み、吾田アタに山祇居れり、共に國の豪族にして、山祇殊に強盛なり。やがて、皇孫は噲啖チより、吾田に赴き地形を觀て詔したまはく。此の地は韓國に向ひ、笠沙カサの崎に眞來通ギトホリまがりとはるの義マコトて、朝日の直刺國タケサス夕日の日照國也、故此の地太吉と。遂に長屋の宮に居たまひ、國主長狹ナガサに問ひ、山祇の女木花開耶姬コノハナサクラヤを納れて妃キサキとし、火闌降彦ホノリ火々出見等の皇子を生みたまふ。

襲國高千穗峰

按するに、天照大神の高天原にましまして、御子忍穗耳尊、中國を統治したまふとて、中途まで降らせ、遂に果させたまはざりしかば、御孫の尊代りてその勅をうけ、竺紫日向の襲ウラの高千穗峰に降りますと云ふ。其高千穗は今日向國西白杵郡なる高千穗も、日向風土記の逸文によれば、白杵郡知舖

鹿兒島神社

郷の土人ツチノコに導かれて、皇孫降り來ますとあり、記紀に依るに、大隅國噲啖郡なること明白なれど、白杵の知舖も亦捨てられず。思ふに、皇孫初め白杵に現はれたまひ、噲啖に移りて、次に吾田薩摩河邊郡加世田カセタの方へ降りますと爲すべき歟。而も又、高千穗宮といふは、噲啖の地にして、後の大隅國

吾田の笠沙碕

府鹿兒島神社正八に尋ぬべし、其峰とは霧島山に思ひ合すべし。襲國は後の噲啖郡の地のみにはあらず、諸縣桑原アヒラ始良アヒラみな其境内たりしならん。吾田は今薩摩の西海岸川邊郡阿多郡日置郡等なり、國主を事勝國勝長狹といへるは、其人民土地の富庶なるを謂ふと、舊疏にあれば、強大なること想ふべし。又此人の一名を鹽椎シホヅチとも云へり、信友隨筆に、鹽椎は潮路の義なりとある如く、すべて海上の事を善く知れる人を、潮路翁と呼びけん。又、大山祇の女を、一名は吾田媛とあるを考ふるに、吾田の一族は自山祇と稱して、時の天孫に對し奉れりと思はる。笠沙碕は、今野間岬と云ひ、長屋宮は今加世田カセタ笠沙の訛の港に當り、形勝依然、北のかた韓地向ひ、坐ツクに其のかみの様を想ふに足ると云ふ。

按するに大己貴命已に國土を奉還したれば、皇孫其故地の出雲か、又大和に在りて、中國を統治せらるべきに、筑紫にしも降らしけるは何ぞ。中國平定の故に、更に韓國をも治めんが爲に、其地に近き筑紫には至らせる者か、猿田彦は必其の議を建てし人なるべし。古事記に皇孫の御言を記して、此地者、向韓國、故其吉とあり。〔萩野氏日本歴史〕

薩摩

瓊々杵尊可愛山陵は、今薩摩高城郡水引郷に在り、高城薩摩二郡の中間に仙内川流れ、西京泊の津口に注ぎ、東は伊佐、菱刈諸縣まで浜るべし、亦おのつから一國の體なり。古の薩摩の國は、此の間を指せるなり、されば瓊々杵尊の時に、噲吟吾田二國の外、此の薩摩も皇畿にてありし歟。

山幸海幸の争

火闌降彦火々出見の二皇子、初め海山の幸利を分け有ち、各に幸を易へ用ひたまひしが、一朝事を以て相争ひ、責迫したまふ。彦火々出見、敗れて海に入り、海童國に至り、其援助を得て還る。火闌降、乃皇弟の神徳あるを知り、遂に伏事し、自今以往は、吾が子孫の末に至るまで、常に汝の俳優宮衛となりて仕へ奉らむと約す。是を、隼人吾田君、小椅君等の祖とす。

栗田氏八幡神考曰、火闌降彦火々出見の二皇兄弟、山幸と海幸との争は、紀

火闌降は隼人の君と爲る

記の傳には詳にしるさねど、恐らくは大きな戰にてありけるならんを、古書の常として、唯おほらかに書かれしものなるべし。是は何を以て知るぞと云はんに、古事記に攻戰と云ひ、又迫來とあるにて、其大凡を知るべし。又種々に皇兄をたしなめ奉りけるに、汝の晝夜の守護人とならむといひて、皇兄にありながら、皇弟に従ひまつりしにても辨へらるべし。

古事記には、邇々藝命の御子、長は火照命、此者隼人阿多君之祖、次は火須勢利命、次に火遠理命、亦名日子穗々出見命とあれど、日本紀に火照命なく、火明命、是尾張連等始祖也とあり。是は、火明を火照と誤りたるに止ららず、忍穗耳命の長子を、此に移せる如し。又古事記の火照は、火須勢理と一神二名なるべし、日本紀に、火闌降命、是隼人等始祖也といひ、姓氏錄その外にも、隼人阿多氏の祖を富乃須佐利命などあるに従ふべし。神武東遷の後、に專隼人の南荒を督撫せるは、火闌降の家なり、隼人等始祖といふも、隼人の君の始祖の義なり。

彦火々出見尊

此に於いて、彦火々出見尊、天日嗣をつがせたまひ、海童の主、豊玉彦の女、豊玉媛

海童國

を召し、高千穂の宮に居たまふ。海童國とは、筑紫の那珂の縣の亦名にして、阿曇氏といひ、西海の雄霸たりしごとし。

海童國は、古來諸説あれど、筑紫の那珂の縣是なりと爲すべし。胸肩國と伊都國の中間に介し、北は諸韓に通し、南は水沼國に連りたる大藩にして、古來九州の重鎮なり。中世、太宰府の此に置かれしを以て、其の形勢をさとりべし。扱、其上世の様を考ふるに、先、地方の名神大社は、大抵、其の國其の縣、累代の領主豪族の家祖を祭りたる者とす。神功皇后、征韓の日に、筑紫の日向、橘の小戸の水底に水葉も稚き出居の神、名は表筒男、中筒男、底筒男の神と神憑して現れしは、即、那珂縣の祖神とす。此の祖神を、少童とも筒男とも稱ふる縁起は、記紀、并びに云ふ、橘の小戸（穩原）に斯の三神、并びに二名つゝ負はせて現れ、阿曇連之祖神としてもち齋く神也。記又、阿曇連等祭る所の神矣。紀とあれば明白なりと謂ふべし。古史傳に、阿曇は海人つ持の義ならんと云へり。加茂真淵が、山祇は山つ持の義なりと云ふに同じ。されば、海童又綿津見の、海つ持の義なること亦明かなり。又、ワタツ

阿曇連

八幡神

葺不合尊

玉依姬

ミに少童といふ文字あてしは、神代紀、海神號少童命、博物志に西海神童といひ、支那にて海神を少童と爲せるに由る。神武紀には海童と書す、古事記に綿津見の神の宮といふは、書紀の海宮に同じ。彦火々出見尊の高千穂の宮に居たまふことは、古事記に據る。其の舊跡は、今、大隅國正八幡鹿兒島神社の地なりと云ふ。即、隼人噲啖の國の都邑にして、中世、大隅國府を置かれし處とす。又、其の山陵は、近く北に當り、始良郡溝邊郷高屋にあり、高屋陵と云ふ。論者又いふ、古代八幡の神と崇められしは、應神帝にあらず、此、彦火々出見尊なりと、栗田氏八幡神考あり。彦火々出見尊の皇子を葺不合尊といひ、天日嗣をつぎ、又海童の女、玉依媛を納れ、彦瀨、稻飯、三毛入野、狹野の四皇子を生みたまふ。既にして、葺不合尊崩し、諸皇子高千穂の宮に在しませしが、その祖考の山河を掩有し、殊に舟楫の利を獲ませるにより、國勢頓に興り、遂に遠征の策を定め、東に嚮ひて進發したまふ。事は第三章に詳にす。

葺不合尊は、彦波瀲武鸕草と稱へられたまひ、其后玉依姬は、烈徳の女性に

おはしまして、其四皇子が、遂に無前の功業を立てませるも、因由ありと謂ふべし。筑紫總鎮守として、竈門山前カマドヤマノマエに祀られ、又淀姫ヨドリヒメと稱して肥前の川上に崇祠せらる、俗に龍宮の弟姫と言ふも、此淀姫ならん。而して、四皇子東征の企圖も、亦恐らくはこの女性の内助ありしにやあらん、推想すべし。昔不合尊の吾平山陵アヒラは、今大隅肝屬郡始良郷アヒラの北に在り、元大隅郡に屬せし歟、鹿屋串良カヤクシラの二郷に連接し、遠く高千穂の宮の南にあたる。

## 第二章 太古紀年及韓漢交隣

曆運の年數

古書の紀年數 按するに、神武紀に「是時、運屬鴻荒、時鍾艸昧、故蒙以養正、治此西偏、皇祖乃神乃聖、積慶重暉、多經年所」とありて、年數を缺けり。後人、弘仁曆運記を引き、註して云ふ、「自天祖降臨、以逮于今、一百七十九萬二千四百七十餘歲」と、是豈信すべき數ならむや。

弘仁曆運記に「自天祖降跡、總以三代、一百七十九萬餘歲」といへるより、神代口訣、神皇正統記等に、之を三代に分ちし年數もあり、各數十萬年の治世也。

神天長短甚し

太古紀年は到底立たず

（神皇正統記云、瓊々杵尊は、治天下三十萬八千五百三十三年、是よりさき、天上に留まり、あませる神の事は、年序測り難し。彥火々出見尊、治天下六十三萬七千八百九十二年、震旦盤古の初めは、此尊の御世の末つ方に當るべきにや。昔不合尊、治天下八十三萬六千四十三年。地神五代、二代は天上に留まり、三代は西州の宮にて多くの年を送ります。其御子磐余彦より、俄に人皇の代と爲り、曆數も短くなり、にけること、疑ふ人もあるべきにや。而も、古事記には、日子穗々手見命者、坐高千穂宮、伍佰捌拾歲とありて、合はず。日本紀傳に、イホヤソトセとは、大凡の數にて、長壽を概稱すといふも、古事記傳には、瓊々杵尊の妃石長媛イソナガノメの咒詛によりて、皇孫も年壽縮まりたまひ、神武帝以後は百餘歲、後世は愈短縮すと解く、紛紜も亦甚し。

近時、更に曆運記を考定して一説を爲し、萬以上の大數を棄て、千以下の數を採るべしと云ふ者あり。彼の天朝無窮曆、太古史年歴考の如き、是なり。其書、冒頭に日本紀弘仁私記序を引く、曰く、「自天常立命、至畏根命、八千萬億歲、是雖古記、尙不緊切、自伊獎諾命、至彥波瀲ヒコナキサ、鵜草葺不合尊、史官不備、歲次無紀」と。悠渺の世

にあたり、不稽の年數を叙するも、豈史傳人事に緊切ならむや。而も同書なほ天孫三代紀年變遷と題し、中世以下の年代記、雜史等に據り文を成し、其の説に古事記、彥火々出見命の治世を五百八十歳と傳へたるを標準とし、まづ萬を削り次に千の大年數は削除すべしと云へり。既に萬を削り次に千を除くべくんば、百も亦去るべし、之を人壽の常數に就きて云はむに、百も過長と謂ふべければなり。悠遠の上世、記録の術備はらず、口誦纔に相傳ふるの際、豈數十數百の春秋を、明細に語り繼ぎ言ひ嗣ぎ得むや。

明治十二年の比、大分縣(豊後)にて、上記といふ神代文字の古書發見せられたりとして、之を東京に將來(モトキ)て、世に廣めし人(吉良義風)あり、其書によれば、瓊々杵尊は、同名七十餘代に及びたりと爲し、記紀の諸典に記載せざる奇異の事多かりしが、もと偽作のわざなれば、兩三年にして、其の信用を失ひ、之を顧みるものさへ無きこととなりぬ。

年代の私考案 古代紀年の確實ならざるは、既にかくの如し、而も開化崇神の朝の頃より、記録の術稍起りしに似たれば、其の以降の眞紀年は、なほ發見し

上記といふ  
偽書

子孫の繼嗣  
の由り近似  
の大數を求  
む

得べき歟。則、其の以前神武帝に至る九世、又神武帝より天祖天照大神(二尊)伊奘諾、伊奘冉に至る六世等の年數に至りては、到底記録に依りて考定し能はずと爲すべき也。斯くて、この止むを得ざるの場合に際しては、彼の生々相承けたる子孫繼嗣の世數によりて、歷年の概數を求むるの外、斷じて他の便宜なきを覺ゆ。すなはち一世三十年の古諺に據り、打算して近似數を得むと欲する也。然れども、壽命長短なきあたはず、世數も亦異論多し(天祖の弟にわたらせたまふ素戔鳴の系裔の如き、頗異説あり。書紀に、大國主を以て直に素戔鳴の子とも、又六世孫とも云ひ、大國主の子を事代主と爲す。天祖の嫡孫の高千穂に降臨しませるは、事代主の時とすれば、兩系すでに世數に大差あり。殊に、古事記及び弘仁姓氏錄の一説に據れば、此の間の系は凡三十世なりと云へり、疑ふべきなり)すべからず事情を酌量し、信に近きを選むべし。

印度の古經文に、身量壽數の毎劫遞減の説ありて、我邦にも流布せらるゝや久し。之を生物人類の科學に問ひ、いかに判斷せらるべき。或は、人壽は後世に及び、保重の方法備はりて、むしろ増加すといはるゝに非ずや。

太古及上古紀年表

考定紀年是我國官民通用之大號なり  
考定紀年是我國官民通用之大號なり

私考時代	本邦記事	曆紀年	諸朝事	配曆	西曆	
神武帝崇神帝 より 世まで凡 今考定故 年と爲す	太古謂はゆ る初發の際 か遼考ふべ 二尊初めて 國土を平定 素戔嗚尊韓 郷の島に行 かせらるる 天日槍長國 より來歸す 皇孫降臨三 世の間は西 偏にましよ せり	神武紀元 第四世紀	韓人檀君は 云開國と其 後事痛く前 漢代人を誤 周代の朝初 箕子入る	戰國	紀元前 三世	
	遷都東征	第五世紀	箕氏南遷	秦代	紀元前 二世	
		第六世紀	衛滿樂浪 奪ふ箕 馬韓に 奔る	漢初	紀元前 一世	
		第七世紀	朝鮮衛氏 亡び漢四 郡を置く 興盧朴氏	武帝	紀元前 一世	
		第八世紀		光武	紀元第 一世	
		第九世紀			紀元第 二世	
	戊寅	崇神帝崩	仲長八五七 紀元八五七		後漢獻帝 建安三	一九八

【神代及上古】

此太古及び上古の世代表は、著者が前年<sup>明治二年</sup>日韓古史斷に考へ得たる者とす。那珂氏の案は、神武即位を以て、西曆紀元のころと爲せば、此世代表に比し、約六十年(一甲子)を後れたる者として立てらる。久米氏は、仲哀帝崩御、應神帝誕生の年は、新羅の訖解尼師今卅七年、百濟の肖古王元年丙午にして、東晋の穆帝永和二年、耶蘇紀元三百四十六年なるべき證を考定し得たれば、此を起點となし、國史の事跡を追跡し、並せて天皇治世の平均率を以て逆推すれば、神武帝誕生は、漢の宣帝元康年中、耶蘇紀元の前六十年の比と定められむとす。やがて、瓊々杵尊の降誕は、是より八十年許以前にて、武帝の初めに當り、素戔嗚尊は文帝と同時に、伊弉諾尊は高祖と同時に、耶蘇紀元前二百年比に當る「云々〔古代史〕」大略、神武帝即位を、西曆耶蘇紀元前二十年と爲すに似たり。

神武帝紀元の構架 次に特論すべきは、神武紀元なり。日本書紀は、明白に今を距ること二千五百有餘年なる辛酉の歳となす、即、漢土東周惠王十七年、西曆耶蘇紀元前六百六十年にあたると云ふ。而して、其の古代に屬せる二十一

推古以前一  
千二百餘年  
は其實六百  
年許

世(三十二帝)神武より崇峻に至るの間一千二百五十二年を経たりと爲す、一世平均五十九年強なり。殊に、允恭帝前を甚しとす、十七世(十九帝)の間、一千百十三年を経、一世平均六十五年強にあたる(中古以降の一世平均は三十年にも満たず)。是は信用し得べきや、否や、前哲古人も往々之を疑へり(藤井貞幹、本居宣長の如き)。されど、勅撰の書、一國の史之を非議するは、實に忍びざりしならむ。唯、歴史を精讀するの結果として、漢韓の古史にも參照して、彼此兩國の史傳に差謬の存するを示せるのみ(新井白石の如きは、韓史に紀年を誤れりとす)。故にあらはに論破せるものなかりしが、猶降りて近時に及び、漸く其の論說も多く現れ、古史紀年をば、全く推運の架構に出づる者と爲す。

比古婆衣(伴信友)曰、日本紀に記されたる漢風の年紀曆日は、如何にして定められけん、と、つらく考ふるに、革曆部類に載せたる、昌泰四年辛酉、三善清行朝臣の勘奏に、「請改元應天道之狀、今年當大變革命之年、云云。易緯云(これは易緯にあらず五經曆算なりと、同書中にとがめてあり)辛酉爲革命、甲子爲革命、云々。謹按、易緯以辛酉爲葍首、詩緯以戊午爲葍首、然而本朝自

年紀構架の  
證跡

葍首革命の  
星運説

神武天皇以來、皆以辛酉爲一葍大變之首、云々。謹按、日本紀、神武天皇、此本朝人皇之首也、然則此辛酉可爲一葍革命之首、又本朝立時下詔之初、在同天皇四年甲子之年、宜爲革命之證文と見えたり。此勘奏はいと信かたき説ながら、唐土にて舊くより然る説を立て、言ひ騒げるものありしなり。今つきて更に按ふるに、神武紀の首章に、東征として出てませる事を記して、始めて年の干支を擧げて、是年也、大歲甲寅とあり、是より以下、干支を擧げて年紀を記さる。さて、其の甲寅の干支も、漢土にて爾雅に「十干先甲、十ニ支先寅、淮南子に「天維建元、常以寅始也、三五歴記に「歲起攝提寅の異名、元氣肇始、有人號天皇」といへる趣の説にかなへるに似たり。同紀戊午の年に、長髓彦を殺して、饒速日歸順したる由に記されたるも、謂はゆる革運とも云はゞ、いふべきに似たり。すべてこれは、星運の説に合せて、年紀を整へられつるものなるべし。但し、そは日本紀を選ばるとして、新に然ものせられたるにや、續紀に元明天皇の養老五年に「世諺云、歲在申年、常有事故」との詔語見えたり。此の前年庚申に、日本紀に奏進ありき、當時早くより其

建曆の際に  
神武を一  
部の首に推す

の説ありしさま、是にて想ふべし、云々。  
かくて紀年の構架に出でし事は明かなれど、其の構架は何を標準として推運せしや、未解し得ず。然るに明治二十一年、那珂氏(通世)の紀年考出で、神武紀元を論じ、日本紀に、推古帝の九年辛酉より溯りて、一千二百六十年の在昔を、大歳辛酉、天皇即位と推定したるは、彼の識緯曆運説に出て、一節二十一年積年一千二百六十年と云ふに託したるのみと曰はる。此に於いて、構架の理由も、はじめて、解するを得たり。但し、古人已に之を發明せる、石原正明のごときあれど、久しく世に聞こえず。されば、歴史研究の、毎に世俗に喜ばれずして、徒に嫌疑を招ぐは、古今同一歎歎。

天智天皇元  
年を第二の  
部首とす

石原正明は、寛政文化のころの、江戸の一學者なり、其遺著、年々隨筆に、部首考を載す。曰く、辛酉の改元は延喜の度を初めとす、其は易緯の鄭玄註に「天道不遠、三五而變、六甲爲一元、四六二六交相乘、七玄有三變、三七相乘、二十一元、爲一節、合千三百二十一年」とあるによりて、神武天皇元年を一節の首として、齊明天皇六年庚申まで千三百二十年、天智天皇元年辛酉を第二の

辛酉革命

西人夙に日  
本紀年を疑ふ

部首として、二百四十年、四六相乗の數みちて、延喜元年は大變革命の運なりと云ふ也。神武天皇を辛酉と定めたるが、浮きたる上に、鄭注などもうきたる様にて、何の驗かはあらんとあなづらん事なれど、云々。石原が伴信友にも先んじて、部首の疑を起せる事、卓見と稱すべし。而も、其の千三百二十年の一節みちて、天智帝は其の辛酉に即位せりと云ふは、書紀に合はねど、亦一説なるべし。書紀の記載に、紛更混亂、この類多し。又按ずるに、第二部首の後、二六相乗の數みちし天應元年に、改元の例あり。されば辛酉改元は、延喜の度を初めなりと謂ふべからず。たゞ天應度の勘文なれば、斯く言はれしにや。又、天智帝元年辛酉、改元白鳳の事は、水鏡、如是院年代記、海東諸國記等の諸書に見ゆる也。

西洋人の我古史紀年を疑へるは、近時殊に多し、而も百餘年前に已に論及せる者あり。アイザック・チニングは、蘭國商會の長となり、千七百七十九年(安永八年)より千七百八十年まで、日本とバタヴィアの間、に往復すること前後三回、珍器書籍を採蒐して、和蘭に歸り、蘭・佛・兩文を以て、見聞する所の者を公にせんとしたれども、其書冊成らずして死せり。チニング嘗論して曰く、「日



本古史を見るに、帝王僅に十六世にして、年數一千六十一年あり、神武、孝安、崇神、應神の壽數の如き、之を第十七代仁徳以後の、人生常壽に比して、甚疑ふべし。是豈其隣邦支那に對する所ありて、故さらに延壽したる者にあらずや云々（西人之日本觀）。近時には、マードックの日本歴史、チエムパーレンの日本新宗教篇など、上古紀年の信すべからざることをいふもの、殆、洋客の定論なり。

崇神以後の  
干支注文あ  
り

上古考定紀年 日本紀の紀年は、全く構架に成り、大に其實を失ふ。而も古事記に、崇神帝以降は、各處に干支の注文散在すれば、是最信據すべきにあらずや。論者、或は三十年一世の通則に據り、上世の年代を斷定するは、頗直截簡明なれども、臆斷に涉るの嫌なきあたはず、不十分ながらも、古事記の猶據あるものに從ふべし。

顧ふに、紀年の眞否は、之を考ふるに先んじ、古代紀年の術は如何なりしやを知らざるべからず。（日本紀には、推古帝十五年、百濟僧觀勒貢曆本とあり、政事要略には、推古帝十二年、歲次甲子、正月戊申、始用曆日とあり。彼の眞曆考、本居宣長に、古へは、天地自然なる曆にて、民は授けざれども、時はおのづから能く知る

不知正歲耕  
收爲年

記紀二書の  
合不合

と曰ひ、魏志倭人傳に魏略を引き、其俗不知正歲四時、但記春耕秋收、以爲年紀と註せる如く、推古帝以前の古人も、歲時の改まるを知らざるにはあらず。月日も、朔望の盈缺、潮汐の干満にて、知り居れるには相違なし。されど、之を以て國家に公用の曆法ありとは、謂ふべからず。又、文字記録の術を傳ふるも、曆法悉く備はらぬからには、年の順次、月の順次、日の順次など、くゞしき排列は、到底、諸記背誦して、言ひ傳へりとは、爲す能はず。之を例するに、記紀の二史に載する所の記事、すなはち人物世系、功業、戰爭、奇談、美事、歌謠等、その十の七八は、相符合すと雖、年數、壽數に至りては、二史一も符合するなきは、數てふもの、臆し難かりし明證ならずや。（二史、安閑帝以下の年數は、ほゞ相近し、世代の降りければなり。之に因りて之を觀るに、史書の原本、舊辭たるべき、記誦の本辭にも、紀年は缺けて、たゞ事物の先後を傳へしのみ、而もその先後は、纔に歷年の遠近を知るに足るに過ぎざりしならむ。

按ふに、推古帝の時、始めて曆法を頒布せられ、甲子月日を記すことなり、その論號を推古と稱しまつるも、この時、已に史書修撰の必要にせまられ、古

代の紀年をも推運して定められし故と、思ひ合さるゝなり。されど、此の推運に事はしまりて、歴代の記事、悉年月日に係けられしは、日本紀にとゞまり、古事記には絶えて及ばさず。夫の古事記は、其の書既に古史中に最尊信の價值あるものなり。古事記傳に評して、今に傳はれる古記の中に、此記ぞ最古かりける、文も飾らずて、專古語を主とし、古の實の有様を失はじと務めたること、序文に見えたり」と曰へり。殊に新井白石は、大に古史を研磨し、其史疑、白石書目によれば二十二卷ありしと云へど、今傳へずを著作するや曰く、「白石手簡」。「古事記は、いかにも實録と見え候事共多く有之候、別して異朝の史、三韓の史に引合せ候て、ひたと合ひ候者に候、然るに、此書を世には何かなき様に心得候事、よく不學の事也と存候」。精識の評論、實に此の如し。されど、其書もと言々相傳へたるなれば、其間、列帝の崩壽を記せる如きは、予輩固より深く信せず。而も、彼の干支年月日に至りては、何が故に獨り信用するに足るやと問ふに、是は註文にして、正文なる言々相傳はれる者と、其の出處を異にすと思はるればなり。又、其の

古事記の註  
文干支は出  
處自異なり

註せるは、崇神以下に止まり、殊に列朝悉備はれるにあらずして、纔に數處に散在するを以てなり。予輩は、此の理由を按し、是を記録の術に據り、正しく傳れる逸文なりと信するなり。蓋、逸文ならざれば、古事記の著者は、必や本辭として正條に記入すべきなり。而も之を記入せざるは、異辭歟。且、惟ふに、干支某月某日崩と、正しく漢習漢字にて成れるは、初めよりかく記録されし者より、移し入れたる一徵證とすべし。

その古事記註文の紀年干支は、崇神以下、安閑に至るの間、之を具ふる者十一代に過ぎずして、他の數朝を缺けり。亦以て、斷簡零墨、亡びむとして纔に存するの逸文なりしを知るに足る。

貴重の逸文

古事記註文の數字は、みな多畫壹貳の文を用ゐずして、正條正文と體裁を異にせり。是又、註文は本辭と出處を異にせるを示し、全く古逸文をそのまゝに記入せるあかしなるべし。次に、月日を詳に録せるは、いかにと云ふに、是又古逸文にてもあるべき事なり。其のむかし、曆法を知らずとも、月の盈缺等に便りて、日子をも數ふることは、あることなり。狩谷棧齋、古

京遺文に、法隆寺の觀世音菩薩造像記に、歲次丙寅年、正月生十八日の句あるを釋し、生十八日とは、正月月はしめて見ゆるより、第十八日の謂ひなり。天智天皇紀にも、月生二日の句あり、月はしめて見ゆるより、第二日の謂ひなりと云へり。古代の干支年月日を記すさま、想ふべきなり。然らば、崇神の朝より早く既に文字記録の術ありて、僅に年の立てると月の立てるを數へて、一種の年月をも紀したるか。

黒川氏古代四季考曰、古人の春秋夏冬といふは、その初め、唯おほらかに其時候を指していへるを、耕作の事の漸く開くるまゝに、日置の方術起る。日置とは、日月の來經往くを計りて數ふる事にて、之を善くする人を特に日置といはれたり。上古に一年といふは、稻を一度採り收むる間をかぞへし者にて、一田寄なり。もと、田寄とは、田の稻を採り集むるわざするをいふ。故に、上古の一年といひ、四季と分つも、さのみ後世と違ふこと無し。又、曆法の公行は、推古天皇の時なれど、支那の曆法を私に用ゐしは、尙久しかるべし。已に、孝靈天皇の頃より、歸化の人あれば、必之を用ゐしなり。

(日置の事は、第十章の曆術のところに見ゆ)

**半島大陸の草昧** 亞細亞東方の東、白山、黒水あり、其の磅薄する所、一嶺南走して諸韓の半島を開き、其の汎濫する所、浩波北流して、肅愼の野を展ぶ。西は遼河を横たへて支那大陸に接し、東は滄海を帯びて遙に日東の海島に對す。而も、其の南奔の一角、海を極めて盡くるの處、地脈つきむと欲して盡きず、屹と我筑紫と相嚮望し、實に島國と大陸との連鎖樞轄をなす者なり。故に、半島その國の治亂盛衰は、多く我と相關涉し、上世悠渺の昔より渡航往來、すでに事端を開けり。今、ひとり之を形貌言語の上より考究するのみにあらず、史書の上より觀察するも、誠に唇齒相依るの國なり、豈た、同種同屬の人に止まらむや。思ふに、前代の明君達人、國を建て民を保つや、常に内外の形勢に鑑みざるはなし。蓋形勢の便に乗せざれば、宏圖雄謀も出づる能はざればなり。昔は、天智帝の時、此形勢一變し、後一千二百年にして、又明治の一變あり、曆運の數に拘はるにあらざるも、其故を考へざるべからず。

日韓語に根本類似の點あるを立證しける學者は、新井白石に起り、また明

治十二年)アストンが「日韓語の比較研究」と云ふ論文を公示せるより、今日各方面の學者によりて、日韓兩國語の類似、又は同源同根を唱道せられつゝあるは、實に盛なりと云ふべし。然れども、何時如何なる徑路を取りて、何故に斯く相離隔したるか、明快なる答を與ふるに苦む。之を史乘に索むるに、雄略帝の時、新羅譯官を置かる。是を以て之を觀れば、此時代已に兩國語は全く分離して、彼我不通なり。但し、兩國民が相互に交通せしことは、最古已に存せしこと疑もなく、もとく兩國々語が同一なりしと云ふを得ざるにしても、其關係、太親密なるものありきと云ふを得べし。

【開國五十年史】

昔時支那人の、燕齊以東の異人を視て、稱して夷と爲せるは、三代(夏商周)の古へに起り、初め堯舜の際に、嶠夷あり、日出の處に居ると云ふ、嶠は今山東省の東角隅地。其の繁殖するや、大陸海上を并せ掩ひ、叛服常あらず、其の強盛なるに及びては、輒隣國を侵し、西南に分遷したりともいふ。然れども、世代を経るまゝに、次第に諸夏に化せられ、秦の天下を併する時、淮泗の夷種、皆散して人戸と爲

り、其の後復聞ゆる少し、蓋全く諸夏に混化したるなり。其の一種、島夷と稱する者、禹貢に見ゆ、遠く海曲に離居するを以て此の名あり。一は冀州に屬し、一は揚州に屬す。其の冀州なるは、半島の北方(朝鮮扶餘)を指し、揚州なるは、其の以南、海島を指したるにて、當時、北方は皮服し、南方は卉服したりと云ふ。(皮服は禽獸の羽毛にして、卉服は草木の絺葛なり)

久米氏古代史曰、外國には、五六千年前の歴史を有する國もあれど、日本の有史時代は、僅に二千年に近きもののみ。故に、歴史にて國土の開闢を知り盡さんことは、思ひもよらず、其國の前代、原人の跡を窮めん望みも、無きこととす。是までの俗傳には、日本は、國土も人民も、元はみな伊奘諾伊奘冉、二尊に始まり、其種の繁昌したるものにして、他に比類なき國と誇りたれど、かゝる憑談は、今は科學の下に烟と散り霧と消えたり。人種一元多元の説は、その是非を決せざれど、いづれに従ふも、日本聯島の原人は、必大陸地より遷徙したるものならざるべからず。近時、亞細亞東方の古代に人種の遷徙を考ふる者は、いふ、日本の上古に、北島より來りて西南進せる

支那の種族  
大概

種族あり、南洋より來りて東北進せる種族あり、兩族中部に衝突して、互に優勝劣敗をなしたり」と。周圍の形勢及び容色、骨格、稟質、風俗等によりて推測し、南種北種の兩族あることは、既に定論となりたれど、是を究むる前に、まづ支那及び韓半島の原人を略知しおかざるべからず。支那の原人は、西北の戎狄と東南の夷蠻の二大別あり。堯舜三代の中華は、蓋戎狄の一變化して、江河の間に結合成立したるものにして、其邊裔の野民は、其舊態を脱せざるが故に、此に文野華夷の分離したるなり。其東夷は、淮泗萊夷、島夷となり、南蠻は荆楚、吳越となり、世を歴て北種の文華勢力に服従同化せられたりと雖、本來南種の異屬也。而も此南種は、半島の辰(新羅)豸(加羅)並びに海中(日本)の島種と共に、同一流派に屬するを以て、太古の日韓閩(閩越)といふ、即南支那の同祖同域の事態を想定すべし。

肅慎及び豸貉

周人に至り、九夷、九貉の語あり、海東の國、多く其名を知られしが如し、然れども其の詳を得難し。諸説を參考するに、周末に至り、肅慎(一作息慎)朝鮮、遼東の箕氏國等の外、其の南なる豸後(豸)の韓に同じ、貉及び倭人も已に著れしを疑はる。

或は云ふ、すべて彼の朝鮮以下、半島の部民は、みな肅慎南遷の裔なりと。而も、倭とは周人の島夷を泛稱せるものなれば、確據無し、或は、嶋夷訛りて倭夷と爲り、漢の世に及び、我筑紫の邊人が彼に通交するや、初めて倭を以て我を指定し、後世之に因るといふ。則、肅慎、朝鮮は、東夷中の北種にして、豸、倭は之に異なり。南種もしくは島種といひて、相分つべきに似たり。されば、東夷中の南種たる豸、倭は、必しも馬來の南種に同くするを得ず。日韓閩は、同一流派なりとの説も、干格する所あり。

孟子に曰ふ、貉、五穀不生、惟黍生之、無城郭宮室宗廟祭祀之禮」と、此貉、すなはち彼貉なるべし。顧ふに、其の人、當時、燕、齊の北に部落せるならん、是は、戰國時代の事なり。奏漢の交に、其の國早く滅亡し、遺種此の時を以て東遷し、半島に入れる歟。

光緒年間撰、傅氏日本圖經、兪樾序曰、尙書嶋夷、史記作郁夷、而小雅周道倭邁、漢地理志作周道郁夷。於是、有謂嶋通作郁、郁通作倭。堯時宅嶋夷、即自漢以來所謂倭國者」とあるは、近時の新説なり、また合考すべし。倭は古音キ、

嶋夷倭夷の  
説

本委につくる、後世音ヲ(吳音)に移る。漢土の書に、或は倭奴の名を以て本朝にあてしは、誤解に出づ。後漢中元二年彼國に通聘せる委奴は、筑紫の磯縣主なり、即倭奴は朝號にあらず。又、樂浪海中の倭人と、帶方萬里の倭國も、相分つべし。樂浪海は今の渤海にあたる

國史綜覽稿云、漢書地理志、樂浪海中有倭人云々の註に、如淳曰、如墨委面、在帶方東南萬里。臣瓚曰、倭是國名、不謂用墨、故謂之委也。師古曰、如淳云、如墨委面、蓋音委字耳、此音非也、倭音一戈反、今猶有倭國。魏略云、倭在帶方東南大海中、依山爲國、度海千里、復有國、皆倭種とあり。今、此注文の意を推考するに、如墨委面とは、墨點の面上に委附せるが如しとのことにて、倭國の海中に孤絶せる形容なるべし。臣瓚の注は、脱誤ありと覺えて、讀み解き難けれども、如淳を駁せし者にて、倭は國名なれば、墨委面の委として釋くは非なりとの意なるべし。如淳は魏人にて、如淳の注は、當時此倭字をキと讀みし一證とすべし。さて又、唐通典倭自後漢通焉、在帶方東南大海中、依山島爲居、凡百餘國。光武中元二年、倭奴國奉朝貢賀、使人自稱大夫、倭國

樂浪海中有倭人

極南界也。安帝永初元年、倭面土地王師升等、獻生口云々。この倭面土地は、後漢書に倭國王師升等とのみ見ゆ。而も、釋日本紀に、後漢書云、孝安皇帝永初元年冬十月、倭面國遣使奉獻。注曰、倭國去樂浪萬二千里、男子皆點面文身、以其文左右大小、別尊卑之差云々。面土地並びに面國といふこと、其義知れず。

久米氏古代史曰、日本太古の種別も、支那の原人と同一例にして、南北二種あり。而も、北種に食蟹人、蝦夷、高志等、種々の民族あり、南種も亦一種に非ず、尤雜なる種族の聚合なり。其中に優勝なるもの、日、韓、閩の山谿海濱に占住して、北種を服従し、其兩種の競争漸く衰ひ、同種互に凌轢して、主權を相争ふ時代に及んで、三土別域に分離したるものとす。即、我古傳に伊弉諾尊の「天照大神に高天原を知らせ、月夜見尊に夜國を知らせ、素戔嗚尊に海原を知らせたまへ」とあるが、國史大眼目の文なり。但、古史の文は、宗教的の譬喩に詩歌の思想を交へて、務めて事實の直寫を避くるも、神武天皇の兄王を記して「御毛沼命者、跳波穗渡坐于常世國。稻水命者、爲妣國、而

日韓閩同一流の説

入坐于海原とあり。常世は即夜國なり、海原ウツハラは妣國ハハノクニにて新良貴ニシラキなり。常世は西方日没の地をいひ、海の向岸を海原といひたる言にて、皆國土の名稱にはあらず。天照大神の日本に君臨したまふを日神に喩へ、月夜見尊の西土に君臨したまふを月神に喩へたるなり。

朝鮮濊貊扶餘 朝鮮の古史全く缺け、後人強説して、錯亂最甚し。支那の史書、箕子が朝鮮を開くと云ふも、三千年前の事とす、子孫相續ぎ四十世、一千年の久しきを経、漢初に及びて國亡ぶ。史書の録する所、唯興亡の二事のみ、其間の沿革、蕩盡知るべからず。箕子の東遷するや、文物製作の具、百工技藝之に従ふと稱すと雖、後光餘烈、殆見るべからず。蓋箕氏の國、其の初め今遼河の邊、謂はゆる遼東是也。海隅僻遠の地、南に諸韓あり、北に肅慎あり、東に濊貊あり、其の間に介居す。纔に智術を以て國を開くと雖、習俗地に隨ひて成り、文化世と興に荒れたりし歟。思ふに、殷周の際に、箕子の徒五千人、先遼東に至る、地を避くるに過ぎず、全く野民を克服して、大に自己の性格に合同せしむる能はずして、止みしが如し。此を以て、後に及び山戎東胡種に破られ、餘裔半島に南遷し、仍

箕子開國の説

遼東より樂浪に入る

檀君の説

三國史記

朝鮮樂浪の地と號す。秦漢の交に及び、二たび燕齊の流民に破られ、又南移し、平壤を棄て、馬韓に入る。寄生幸にして王となるも、漢の中葉に及び、三たび扶餘の覆す所となり、終に其民戸となり畢んぬ。文も却りて野に化せらると謂ふべし。抑、扶餘の南下して、半島を擾亂し、彼の朝鮮濊貊諸韓、次第に逼迫せしは、漢の中葉、四郡陷没の秋にあたる。故に、古傳を佛説に假り、檀君太白山に降ると云ふ者、即此の扶餘南漸の事を指すに外ならず。而して、韓史之を以て箕氏前の太古に係く、最不稽と爲す。

彼の支那は史書早く出で、周秦以後、歷代成編あり、其の體裁製作も、亦世人の知る所のごとし。而も、韓史三國史記に至りては、大に之と異なり、數百年の後、文字漸く傳はれるに及びて、始めて漢史に據り、甲子紀年を逆推し、朔望、蝕、異等の天官を配當し、之に係くるに、漢土に錄せる諸史傳、及び自國の古記を以し、俗説をも雜へ、以て編冊を裝成せるに過ぎず。殊にその王家革命の餘、人民亂離の末に綴拾したる者なれば、由來知るべし。白石史論に曰ふ、「三國僅有國乘、粗略太甚、出於朝鮮李克墩之言、又東史三國史記

【神代及上古編】

之作、高麗王時號爲粗略。在千載之下、出三國之後、綴拾補遺、屬辭比事、尤多  
 牴牾、豈可盡信哉」と。韓史の最古、三國史記の上に出づる者なし、而も其作  
 我が崇徳院天皇、南宋紹興年間、西曆一一四〇年代の時にあたる、古事記、日  
 本紀の撰に後るゝこと、凡四百數十年とす、其の殘缺完からざるさま思ふ  
 べし。彼れ韓人、やゝもすれば、輒箕子の三千年を稱す、而も朝鮮前箕氏四  
 十世千餘年、馬韓後箕氏若干世二百年、前後通して一千二三百、年、全く其の  
 記事を缺き、纔に支那の史書により、稍補綴して説を爲すのみ。箕氏の文  
 化と云ふもの、亦決して信すべからず。因りて之を思ふに、韓史の今に存  
 する者、三國の上に出づる能はず、故に三國前に在りては、史料專支那と日  
 本に取らざるべからず。三國には史記あり、而して三國史記に二期あり  
 一は傳説よりして構築せるもの、一は記録稍出ても完からざる者、是なり。

されば、漢家草創に際し、燕趙齊の人、箕氏南遷の朝鮮平壤に來り、地を避くる者數  
 萬口。燕の亡命衛滿と云ふ者、黨を聚むる千餘人、箕王準を襲ひ之を破る、惠帝

時。淮南奔海に入り馬韓に避く。滿自立して王と爲り、箕氏の故城平壤一名  
 王險に居る。漢の遼東太守、即滿を約して外臣と爲し、塞外の蠻夷を保して、漢  
 の邊土に寇盜すること莫からしむ。又諸蠻夷の君長、入りて漢天子に見えむ  
 と欲するもの、得て禁止する勿からしむ。故を以て、滿いよゝゝ兵威を立て財  
 物を獲、其の旁小邑を降し、眞番貉臨屯濊皆來屬す。孫右渠に至り、益漢の亡人  
 を誘招し、未嘗入覲せず。武帝、樓船將軍楊僕に命じ渤海に浮び、左將軍荀彘に  
 命じ遼東より進み、兩道右渠を撃たしむ。樓船、列口今大同口に至り、先王險を  
 攻む。右渠堅守す。已にして、左將沮水今鴨綠江口を渡り、樓船を執らへ、其軍  
 を并せ、急に朝鮮を撃つ。王子張格、其の將相と謀り、右渠を殺し出で降る。武  
 帝、遂に朝鮮を定め、樂浪以下の四郡を置く、是を元封三年と爲す、西曆紀元一  
 九年。朝鮮樂浪郡、濊臨屯郡貉、眞番郡貉の遺種、沃沮玄菟郡の地を併すと稱せら  
 る。其樂浪郡の帶方帶水ありは、後の開城都松臨津の地なるべければ、其の南界  
 は、今の京畿道を籠めたる歟。

漢武帝の四郡、曰く樂浪朝鮮、臨屯濊、玄菟高句驪、沃沮眞番、貉是なり。其樂



濊貊の故地

浪郡は、大略、今の平安、黃海、京畿、三道にあたり、平壤を眼目とし、其南を帶方と云ふ。臨屯は、故の濊音穢の地、朝鮮王右渠の時、濊君南閔、畔きて遼東に詣り、漢に内附す（元朔五年）、二十八萬口と稱す。漢其の地を以て滄海郡と爲し、四郡を定むるに及び、更に臨屯と云ふ。北は沃沮今咸興の地に、南は韓に接し、東は大海を窮め、西は樂浪に到ると、即今の江原道の地なるべしといふ。されど、此濊貊は、本來部種の名にして地名にあらず、遷徙して其常無し。玄菟は、初め沃沮の地也、置郡の後、夷貊の侵す所と爲り、西北に徙すと云ふ、故に漢書之を録せず。後漢書に曰く、昭帝始元五年、玄菟徙居句驪と三國志に曰く、玄菟郡、初治沃沮、後爲夷貊所侵、徙郡句驪、扶餘種の建つる句驪國にて、今の鴨綠江東西の地西北と。されば、武帝の初めて置きたる玄菟は沃沮の地にして、後は遼東の邊境に移したるなり。次の眞番は、蓋貊の地説文、貊如狼、善驅羊、從犬白聲、匹各切、漢韓の書、多く譌字、貊に作る、國史貊を用ふ。其の高句驪と同種、故に又高麗を呼びて貊となす。孔安國書序傳註なる、豸貊之屬の貊に同じ、後漢書、九夷中の白夷亦同じにて、濊の西

貊と高句驪

臨屯眞番玄菟の三郡

斯盧

に在り、今江原道春川府なりと云ふ、八域志曰、春川府爲古貊國、府外有牛頭大村、漢武遣彭吳通牛頭、即此其實を審にせず。○按するに、貊は最も先んじ南徙し來り、濊之に次ぎ、句驪更に之に次ぎし如し。而も沃沮最も後れたる歟。句驪は扶餘の別種、而も彼の沃沮濊と同種と稱す。則、貊は更に濊の別種なるに似たり。濊貊毎に並び稱せらる。我古書に之をコマと訓み、畢竟鴨綠の山谷の勾麗の占地に同一ならむ、江原道春川府と爲すは信け難し。總べて之を言へば、濊、貊、沃沮の臨屯、眞番、玄菟、三郡は、江原道、咸鏡道より、鴨綠江の山谷今の盛京省内のにあたるべきも、其境域明詳ならず、別に攻究すべし。

韓國辰王の原始 韓に三種あり、一を馬韓といひ、二を辰韓といひ、三を弁韓といふ。弁韓、一名十辰也。凡小國數十、各部落を爲し、朝鮮の南に居り、東、西海を以て限と爲す。又、辰と云ふ、韓の一國、斯盧、先んじ興りたるを以て、斯の名あるが如し。蓋、之を韓と云ひ、辰と云ふ、ともに其の初めを審にせずと雖、周末、秦漢の際に及びては、此の三韓國、既に已に分立せしや明なり。

按するに、之を韓と云ひ辰といふ、共に總名なれど、韓てふ名は、迦羅駕洛より出て、又甘露ともなりたり。即、後の任那國の屬地なる一所より起りしなるべし。辰は、小名斯盧より出て、又新羅ともなりたり。即、東海濱の一方より興りたる強盛なる一部族の名を以て、諸國をも兼ね攝して、辰國辰王の號あるに至れるなり。其は、後漢書に弁韓をば一に弁辰といふとありて、韓と辰と同義の處に互用せらるゝにて知るべし。又、伽耶加羅任那の一國を、後漢書には拘耶韓に作るにて、加羅は即韓なること著し。又、魏志に弁辰、辰韓二十四國の名を録して、弁辰十二國の外に、十三國あるは、皆辰韓なるべきが、其の中に斯盧の名あるを見れば、斯盧は弁辰にも辰韓にも屬せず、別に離れて諸韓國の數に入らざりし歟。又、後漢書に、七十八國、皆古之辰國也、また馬韓最大、共立其種、以爲辰王とあるは、後漢の世の事なるべきも古の辰國また辰王の號あるを見れば、最初は七十八國の諸韓、みな辰國の總名の下に立ち、辰王を奉戴せしを、後に及び三韓に分裂して、馬韓最大となれるや明かなり。而して、其の分裂の時代を推定するに、秦

辰韓弁韓

七十八國

三韓三南

漢の際にあたれば、斯盧が諸韓を兼攝して辰國と稱せる時代は、周末以上ならざるべからず。素戔鳴日槍等の來往は、其の周末にあたり、方に辰王諸韓を攝せる頃とす。但し、古史缺け、其の事跡悉し難し。大略、弁韓辰韓は今の慶尙道にあたり、馬韓は忠清、全羅二道にあたり、三南の名は今にのこる。

新羅六部の故墟

後漢書に曰ふ、朝鮮の破らるゝや、其王箕氏南走して馬韓に入り、辰王と稱すと。即、斯盧は是より先に、已に類運に屬し、僅に東海濱六部の地を保ち、復古の辰國にあらざりしならむ。同書に又曰ふ、武帝の世、朝鮮衛氏の未破れざる時、其の相歷谿卿、東の方辰國に之く、時に人民の之に隨ひて移る者二千餘戸、其の後、復朝鮮諸國と相通せざりしと。則、謂はゆる朝鮮の遺民、是なるべく、斯盧之を得て振作する所ありし者歟。韓史之を記して、新羅の最初開國となす、蓋誤れり。斯盧の古國、地形を以て之を按するに、六部の境土は、今の慶州を中點とし、北は寧海を越えず、南は蔚山機張にせまり、其間一帯の海曲を出でざるべし。史記の朝鮮列傳、武帝の時に、眞番、旁衆國、欲上書見天子、朝鮮王又擁闕

不通との句あり、漢書には、之を眞番辰國に改めたり。又地理志に燕地を叙して「北隙烏丸、夫餘、東賈、眞番之利」とある之利は、斯盧、新良の訛音にて、即辰國なり、是を新羅の漢籍に見えたる始めとす。

朴氏瓠王  
徐羅伐

韓史又云ふ、新羅の祖王を赫と曰ふ、高墟村長蘇伐、之を揚山の麓に得。姓は朴氏、朴は方言瓠なり、古言或は瓠を以て舟に喩ふ。因りて疑はる、朴赫は海外移人ならむと。赫遂に立ち、六部の君長となり、自居世干（一作居瑟邯）と號す、方言の王なり、或は貴人を呼ぶの稱となす。國を徐羅伐と稱す、方言京なり、今朝鮮なほ京を呼ぶ、徐菟と爲す、徐羅伐の轉せるなり、金城に居る（金山加里是なるべし、慶州府東四里に其の故跡あり）、卞韓來降し、國勢稍盛なり。

按するに東國通鑑に、赫或云弗矩内、方言光明理世と。三國史記以下、皆曰ふ。赫は揚山麓に剖卵して生る、卵形瓠に似たり、俗に瓠を朴と謂ふ。又、瓠公と云ふ者、もと倭人、初め瓠を以て渡海し來り、赫の政を輔く、故を以て號すと。又、脱解あり、初め多婆那國（筑紫國名、今肥後玉名郡）女娠めることありて、大卵を生み、帛を以て之を裹み、櫃中に置き、海に浮べしに、金官國（任

新羅の開國  
年代

倭人瓠公

那伽耶國、今の金海府に至り、遂に新羅に至りて、朴氏の禪を受けて、第四王と爲る、云々。是等の諸説を通考するに、赫の揚山麓に生ると云ふも、其實海外の移人なるを疑はざるを得ず。扱其の海外と云ふは、何處と尋ぬるに、瓠公脱解の倭人たるにて、赫も亦倭人たりしこと相違なかるべし。なほ、其の時代を推定するに、神武帝東征の後と思はるれば、彼の皇兄稻飯イハヒの、海童國より新羅へ渡らせたまふと云ふに思ひ當りて、いとかしこし。其時代を推考するに、漢武の世にあたる。韓史に云ふ、居世干の時、樂浪來り侵す」と、疑ふ是れ漢武（元封二年、書紀紀元五五二）朝鮮を撃ち、樂浪等の四郡を置き、東方の路を通せし後の事ならむ、即我神武帝東征遷都の初めと爲す。韓史又云ふ、居世干の時、倭人と好を結び交聘す、既にして倭人邊に寇す、瓠公と云ふ者、倭人なり、亦來り國政を輔く。瓠公嘗馬韓に聘す、馬韓王讓めて曰く、辰、卞二韓、屬國たりしに、比年職貢を輸せず、事大の禮、其れ是の若き乎と。瓠公對へて曰く、我國、辰韓、卞韓、樂浪、倭、畏れ懷かざるなしと、終に屈する所なかりしと、四代昔氏脱解王の世にも瓠公あり、大輔たり、又倭と結好し、又倭寇あり、因りて疑ふ、脱

【神代及上古編】

解の時の事を復出せるにやと新羅漸く大なり。

按するに三國史記赫居世干を以て漢宣帝五鳳元年甲子四月丙辰即位と詳記せり。然れども新羅も其の初め文字無く曆日無し是等韓史の記する所後世の推運に出づるにあらずんば捏造に由れる者なり。後漢書等高句驪の記事頗参考すべしと雖新羅に至りては絶えて稀なり。唯北史に曰ふ新羅傳世三十至眞平以隋開皇十四年遣使貢方物と。之を韓史に比照するに眞平は二十六代とす漏脱あるに似たり。一世三十年にて推算するに三十世は九百年周末にあたる。されど新羅は三姓禪讓の事もあれば數十年を短縮すべしとするも漢初ならざるべからず。或は疑ふ韓史に之を漢の中葉とせるは四代の世數を脱略するより年代を差へるならむ歟。今前後諸種の事態を以て推考し武帝の時とす。

怪異荒唐の言多し

貝原益軒は格物餘話に東國通鑑なる權近の言を録して曰く三國始祖之生俱與漢併時安有若是其可怪者乎と。是は高句麗新羅百濟の開國紀に於ける奇跡怪談を評せる者にて又非獨始祖爲然閔英之生朴赫之妃井中

龍女云脱解之出亦皆怪而不常。豈非厥初海隅之地有生之衆淳朴無智間有一爲詭說者舉世信之而神之以傳世也。不然何其怪異之多乎と論せり。益軒更に續きて曰く窃謂本邦(日本)古書紀怪異亦恐與此同。意如中華文明之國記上世之事荒唐之言尙多矣然況於外夷乎。權近之言可謂先得吾心之所爲同然者也と。

馬韓箕氏

馬韓西に在り其の北樂浪に南倭に接す。漢の初め朝鮮王箕準は燕人衛滿の破る所と爲り乃其餘衆を將て走りて海に入り金馬山に至り小國を略し自立して辰王と爲り復朝鮮と相往來せず。之を馬韓と爲し子孫相襲ぎ國最大なり(東國通鑑に據れば箕準の南走は漢惠帝戊申歲と云ふ其地は弁韓と並びて倭に近く共に文身者多かりしと。

祭祀の風俗

職原抄に神祇官を釋して以當官置諸官之上是神國之風儀と而も是元は日本に限らぬ風俗にて上古は新羅にても王を次々雄と稱へ巫也一に慈充と書く。三國史記に世人以巫事鬼神尙祭祀敬畏之遂稱尊長爲慈充也とあり。後漢東夷傳にも亦馬韓俗信鬼神國邑各一人主祭天神謂之天君

とあるに考へ合すべし。〔久米氏古代史〕

### 第三章 神武の天業恢弘

東征の海陸遺事 西州高千穂宮の大議につきて、古事記には神倭伊波禮毘古命、其の兄五瀬命と二柱、高千穂宮に坐しまして、議りたまはく。何れの地に坐さばか、天の下の政を平らけく聞し看さむ。猶、東のかたにこそ、行さめと云たまひて、即日、日向より發向して、筑紫に出幸す云々。日本書紀には、昔我天神高皇產靈、大日靈貴、天照大神、此の豊葦原瑞穂國を擧げて、我天祖彥火瓊々杵尊に授けたまへり。是に於いて、瓊々杵尊、天關を開き、雲路を披き、仙蹕を駈り以て戻止したまふ。而も是、運鴻荒に屬し、時草昧に鍾れり、故に蒙にして以て正を養ひ、此の西偏を治す。皇祖皇考、乃神乃聖にして、慶を積み、暉を重ね、多く年所を歴たり。而して、遼邈の地、猶未、王澤に霑はず、遂に邑に君あり、村に長あり、各自に疆を分ち、以て相凌轢せしむ。又、鹽椎の老翁に聞くに、東に美地あり、青山四周せり、其の中に亦天磐船に乗りて飛降せる者ありと曰ふ。今謂ふに、其の

東幸の大議

地は必以て天業を恢弘し、天下に光宅するに足るべし、蓋六合の中心か。厥の飛降せし者は、是饒速日を謂ふか、何ぞ就きて都せざらむや云々。二典の質實と文飾の差異、每事此の如し。

大倭國は、之よりさき大己貴神、出雲より屢往來して、玉牆内國と名つけられ、既に天府の地なりしなり。然るに、天孫の筑紫に降臨し給ひし後は、久しく皇化に遠さかりしかば、其の地各部落の土豪ども、諸方に割據して、或は土蜘蛛といひ、或は梟帥といひ、或は祝戸畔なども稱へて、各が心のまゝに土地人民を領有するもの甚衆かりしにより、相軋轢して統一する所無し。此に於いて、是地を按撫するの議やありけん、天神の子饒速日命、磐船に乗りて河内哮峰に降り、遂に大倭の富の長髓彥の妹三炊屋姫を娶りて、可美真手命を生み、因りて此に居れり。長髓彥奉して君となし、愈勢力あり、秋野氏日本歴史。而も、此饒速日は、瓊々杵尊の長兄火明命の子、天香山命の族胤なりといふに因れば、古史通等にも其の説ある如く、皇孫二人、東西に分れ、同時並び降りて、兩朝を建立せられたるなり。然らば、神武の

當時大倭國  
は誰の留守ぞ

饒速日命

征伐も、東西一統と云ふべきのみ〔細川氏考古日本〕。則、饒速日の磐船降下も、實は、留まりて高天原に居たまへる事となる、上下顛倒甚し。久米氏古代史曰、古代の連てふ貴卿の家は、系統みな著明なれど、物部家は、たゞ饒速日命の後といふのみにて、饒速日の所出を記したる書なし。而も、饒速日は、神武紀を按すれば、大三輪氏に推奉され、神武天皇と對抗し、後天表を相示して歸順したれば、正しく近き一祖の系統より分れたる、天神の子たること明白なり。余は此に於いて、忍穗耳尊の第一皇子は、火明命なれど、早き時代より抹殺されて、紛々と異傳の構造せられたる故を知れり。舊事紀の偽書たる事は、掩ふべからずと雖、思ふに、作者の據りたる原本は在りしなるべし、或は物部家の舊記と、推古朝の國記と、此兩逸文を獲て敷衍したるものならん、天照國照彦天火明櫛玉饒速日尊といふにあらすや。余は、尾張氏の祖火明命は、忍穗耳尊第一皇子といふ傳へを確信し、更に之を推究して、物部家の祖饒速日は、香語山の兄弟、若くは子姪なるべきを知る。然るに、此偽書に、火明命の亦名饒速日と爲し、香語山の亦名高

尾張氏と物部氏の交渉

王師の進發海路に由る

速吸門の珍彦

倉下といへるは、固より信せず。大要、火明命の後は、尾張連が本家にて、物部家は支流なれども、神武帝より以後は、物部家は京師第一の權貴となり、尾張連は其の分家といふを嫌ひ、直に饒速日を始祖としたるに因りて、遂に其所出の傳を失ひたるなり。

皇孫の舟師速吸之門に至るや、珍彦といふものあり出て迎ふ、其の海部の國主也。或は云ふ、珍彦、葺不合尊の皇弟、武位起の子、當時海童を兼攝せりと。乃、以て嚮導となし、巡りて菟狹に至る。國主菟狹津彦、宮を造り饗を獻る。又遷りて崗の水門に至り、遂に舟楫を備へ東したまふ。安藝の埃宮、吉備の高島宮は、其經由の舊蹟として傳へらる。

四皇子の進發には、先、東北白杵を指し、今の日向宮崎郡を経て延岡に出て、西白杵の高千穂三田井の邊に賊虜のありしを撃破せられしにや、日向國縣記、又日向纂記〔平部俊良〕など、種々舊跡古傳を考へ記せり、次に白杵の東海岸より舟師をよそはれしにや、速吸門を涉りたまへり。速吸門は、今佐賀關海峽と云ふ、伊豫と豊後との海關、是なり。速吸門を、豊浦の穴門な

る早鞆海峡ならんと云ふ舊説あれど非なり、延喜式、豊後國海部郡速吸神社あり。此に來り迎へる珍彦は、東征の導者にして、殊に功勳ありければ、狹野尊神武天皇幼名なり、大倭平定の後、其の帝居の下に、倭國造と爲したまへり、此の倭國とは、今大和山邊郡の地を狭く云ふなり。思ふに、珍彦は有力なる武將なり、記紀には單に國神とあれば、今豊後海部郡の有土の主なりしかねれども、古史通に、舊事紀の説を取り、彦火火出見の海童の女腹（豊玉姫とも云へど不審）に次子あり、武位起と云ふ、珍彦一名槁津彦は、蓋此子孫なりと論斷せり。其事勢を考ふるに、頗理由あることなり。そもそも海童國の富強にして、製作に長けたりし狀は、書紀に、其海宮也、雉堞整頓、臺宇玲瓏、又城闕崇華、樓臺壯麗の句あるにて、悟るべし、文飾のみにあらず、其船舶を備へ、海洋に雄飛したりし狀は、海神、乃集大小之魚、遍問之、又乗於大鰐、以送致本郷の句にて、悟るべし。（此に魚また鰐とあるは、みな船と知るべき也、猶、船の制作については、下の第三章にその節目あり）。崗の水門は、古事記岡田宮とふが在る地にして、埃宮を古事記には多祁理宮といふ。

神武帝の東征は、海軍を主力として運動し、而も其西州高千穂宮を發したまふや、日向洋より東走せば、直に熊野浦に達し得べきも、之を爲さずして、瀬戸内に入りたまふ。而も、豊後水道より東潮流に乗せず、西潮流に乘し、早鞆下之關海峡を過ぎて、崗水門に駐軍せらる、今の遠賀川口也。帝の早吸之門（佐賀關）には、艦隊の嚮導者たる珍彦、及び其海部を得、宇佐には其國主を歸順しけるを觀れば、崗の駐軍は、筑紫各所の舟師、海部を招集するに在り。帝の外祖家たる海童國（今博多の邊）の如きは、首として之に應せざるべからず。古事記に、崗の駐軍一年とあり。今日の語を以て之を言へば、根據地を西海の或一港に定め、下之關海峡を扼して自衛し、周防灘、豊後水道に出沒して、諸島釣島兩海峡以西は、早く皇師の手に落ちたり。斯くて、我軍の占領すべき次の地點は、必定安藝灘に在り。藝藩通志に、東征行宮の址につき論じて曰く、上古の地勢を考ふるに、廣島城の東一里なる府中村は、實に水陸の要衝にあたり、後に國府をも置かれし所なれば、其江邊に行宮を設け、江宮と云ふ歟。古書、江となけれども、埃字

【神代及上古編】

一五六

を假る。又多祁理宮と云ふは、竹材を用ひたる行營ならん。三代實錄に安藝都彦の神名見ゆ、此神は古此國の主にて、死後廟祭せしなるべし、國人の傳説に、安藝都彦は神武の皇師を迎奉れる人なり云々。此安藝占領は、猶今の吳鎮守府、廣島城、江田島、宇品港の略取を意味す。今や、皇師は其一岸に上陸し水陸の要衝を奪ふ。而も、當時の中國は、出雲の神之に主權たり、出雲人は、如何なる姿勢を以て筑紫人に對したる歟。古史缺け一言の之に及ぶなきも、七年の駐師は、其前面に強敵あらはれ、大抵抗ありしに由るや疑なし。地形を以て之を按ずんに、安藝占領は、來島三原の兩峽を保全せざるべからず。而も七年の經營は、此海峽以東に戰線を進め、陸には吉備路を扼し、海には備後灘を越え、水島灘、鹽飽瀬戸を奪はざるべからず。安藝諸島の海部が、此役に從屬したるのみならず、三島海部後世の野島、因島、來島海賊の祖の徒屬の向背をも推想すべし。且、夫の藝州の古より造船を以て名あるも、亦神代よりの事歟。

次期の作戰は、播磨瀉敷、日本書紀に曰く、天皇吉備國に至り、行宮を起して

之に居る、之を高島宮と曰ふ。積むと三年間、舟楫を備へ、兵食を蓄へ、將に一舉を以て天下を平げむと欲する也と。古事記は、八年間高島宮に留りますと云ふ。惣じて、日本書紀の年月は、僞妄多し、且、古事記に従ふべし、而も其高島行宮は何處ぞ。鹽飽水島以東は、海路二分して播磨灘に合す、吉備の兒島、小豆島、并行して二路の交界たり。其南路は、鹽飽瀬戸より穂瀬戸に連接す、今日備讃海峽と云ふものは是なり。北路は、河川の淤泥年々に堆塞し、兒島灣てふ一大淺水を遺し、其水島灘よりの西口(藤戸)は、後世全く閉ちたり。東口のみは、尙狹水道を存し、岡山市と大阪神戸の小汽船航路とす。然れども、二千年前の古は、北路未淤塞せず、沿岸航走の便道たり。之より邑久海に出て、播磨に磯傳へするは、些の險惡なし。此等狀勢の下より觀れば、高島は、兒島郡甲浦村を云ふとの説、最有力なり。蓄積八年、一舉して天下を定めたる策源地は、今岡山市の南に聳ゆる金光山下と爲すべし。

甲浦は郡浦の義にて、古は兒島郡の首邑たり、和名鈔に兒島郷といひ、今も大



字郡に、古社寺多く、其浦邊には高島と名つくる一洲あり。彼高島の宮名は、之に取るも、洲上は駐止地にあらず、大字宮浦を行宮址とす。南北朝の比に、備・讃の海權を制したる飽浦氏・三宅黨も、此を本據とす。

五瀬命薨去

既にして、皇軍浪速より陸に上り、將に内地に入らむとす。長髓彦以下の賊あり、出て、立田山孔舎衛坂茅渟海に拒み、皇軍利あらず、彦五瀬命流矢に中り薨す其竈山墓は紀伊に在り。乃、轉戦してまた南海に泛び、熊野浦に至り、其神邑より荒坂津に移り、更に山路を求めたまふ。浪速は後の難波に同じ、神邑は後の新宮なるべし。

浪速上陸軍の敗戦

東征時代の難波は、誰の領有なりしや知るを得ず、唯風土記の逸文に、當時土蜘蛛種族の此に居る者ありと云ふと、前にも見ゆる新羅女酋が、後世に廟食する二事實を得るのみ。要するに、此土蜘蛛も新羅人も、大抵抗なくして歸順し、皇師は直に淀川を浜り、更に陸上戦に移れりと爲すを得。而も龍田口日下口の兩戦、ともに皇師の敗と爲り、筑紫瀬戸内多年の成功も、此に及び大挫折に會へり。斯く、淀川の一支派(大和川)に沿ひて大倭人を

攻撃したる一戦、利なかりしかど、皇師は忽に別方略を取り、軍を收め舟に還り、茅渟海を南に走り、山井水門(一名雄湊、今泉南郡)に戦ひ、又利なく、遂に友島海峡を出で、吉野川流域に攻撃を試む。是も名草の女酋を誅するに止まり、其目的は成らず、皇師の不運、名狀すべからず。而も屈撓する所なく、遂に紀伊水道を出で、東南に回り、熊野の外洋に進路を求め、神邑熊野新宮に至り、更に背後攻撃の奇略を見る。

熊野浦の大迂回

神武帝は、此の連敗の間に三皇兄の散亡に會ひ、非常の辛艱を忍び、荒坂津(今南牟婁郡新鹿村)歟、之に接し、荒坂村二木島浦等あり。一説、那智浦と曰ふに漂到し、初めて軍を整へ、丹敷の女酋を此に誅し、伊勢海岸まで略定し、再擧の立脚地、辛うじて成る。丹敷は、當時志摩より荒坂津かけての總稱ならん、又伊勢海まで略定の事は、古史明文なしと雖、風土記の逸文及び神風伊勢の海の御詠あるにて推斷すべし。是より、更に日を背にして進軍したまふ。思ふに、斯る大迂回を決行し、神兵天降的の舉動に出で、以て敵を震撼せしめたるは、不思議の感なきに非ず、然れども、皇師は、多年筑紫瀬

戸内に轉戦し、其磨きたる海上知識は、遠く紀伊、伊勢の地理を察知するに足れり。彼の非運に際し、存亡を賭して一大奇策を建て給へるも、強て天祐冥助に托すべからず。且、瀬戸内と熊野浦は、唇齒相頼り、外洋の海權は内海と相待つ。故に、帝如何に瀬戸内の制御を遂げたまふとも、熊野浦にして敵國たらんには、大和の虜は未克つべからず。換言すれば、陸上權に當るべき海上權は、内海外洋並び克ちて、後に生ずる也。此現象は、源平の瀬戸内海戰、及び南北朝の國勢分裂に於いても見ゆる者とす。

かゝる海上困難の間に、御舟風に遇ひ漂蕩す。稻飯命は慷慨兵を引きて、妣國に還り、三毛入野命も亦海を踏み還りたまふ。或は云ふ、稻飯、後又新羅に入り、其の國を有たせたまへりと。而も、三毛入野の入りたまへる處、詳ならず。

按するに、古史通に曰く、稻飯命は、皇舟熊野浦に漂ふ時、歎きて、嗟呼、吾が祖は天神、母は海神、如何ぞ我を陸に厄め、又我を海に厄めたまふや、と言ひ訖りて、劔を抜き海に入り、鋤持神(或は云ふ、鋤は新羅の地名ならん、應神紀に沙比新羅の名ありと)となる。三毛入野命亦恨みて、我が母及び姨、並びに

稻飯三毛入野の二皇子

妣國の説

是海神、いかにぞ波瀾を起して溺するやと言ひて、浪の花を踏みて、常世の郷に往ましぬと、書紀にしるされたり。是又、上古の俗に言嗣し所のまゝ、記されし者にて、盡くは信するに足らず。古事記に、妣國なりと言ひて、稻飯命海原に入りますと記せしは、新羅國に援兵を乞はれんために、親、赴きたまひしを云ふなるべしと。此新井氏の説、妣國を新羅にあてたるは、信けかたし、熊野より取りて返し、直に韓地に行かせたまはんこと、勢にかなはねば、必定、筑紫にて船舶を修理する等の、後の事と斷定するなり。筑紫、即妣國とす。

今の傳本の弘仁姓氏錄の新良貴氏は、皇別に列すべき者にあらず、當に神別天孫の列に就くべき者なり。而も皇別に其の文あるは何時代にか、無法の人の竄入したるならん(神武帝を祖として皇別を録し、瓊々杵尊を祖として天尊を録す、是ぞ書法なり)。しかし、竄入の文は、古系譜の逸せる者歟、錯謬魯魚、頗通し難し。曰く、新良貴。彦波瀲鷗鷲艸葺不合尊男、稻飯命之後也(以上正句)是出於新良國主解說之一、一本、作是出於新良國、即爲國主。

新良貴氏の系譜

稻飯命出於新羅國王者、解説之二、以釋前疑、但今舊本作祖令、近日重野氏考訂、爲但今、日本紀不見、以上正句解説之註文」と。思ふに、此の姓氏録の成る（弘仁年中）に先きたち、大同年間に、譜圖の倭漢雜糅して、敢て天宗を垢すの恐れある者を禁止沒收せられし程なれば、如是の系文を敕撰中に存すべき理由なけれど、古事記に「稻氷命者、爲妣國、而入坐海原也」とあるに附けて大同年間の敕禁に漏れし逸文を竄入せしならん。其の文句の意は、新良貴と呼ぶ一氏は、稻飯命の後なりと云ふからには、之を解すれば、其の名に負へる新良國より出でしと云ふなり。即、稻飯命も新羅國王より出つと云ふ者なれど、日本紀には見えず」と云ふに似たり。是豈、弘仁勅撰の正文ならんや、異文たるや必せり。然れども、新羅より歸れば新羅と稱するこゝと、其の例誠に多し、姓氏録、皇別、吉田連は、中間、任那に入り、百濟に轉屬せる地に居れるを以て、後世復歸せしことを、文德實録に記して、吉田連、其先出自百濟とあり、最初の出身を系けず。此の新良貴氏も、やゝ之に似たる所あり。「新良貴、稻飯命之後也」と云ふ一句だけ、或は眞の古傳にして、姓氏録

三毛入野命の常世

高倉下

八咫鳥

外の系文なりしも、亦知るべからず。然れども、之を釋して、稻飯命、出於新羅國王」と云ふは如何、もしくは、出でて新羅國に王たりとの意歟。三毛入野の事は、考へ得ず。久米氏、日本幅員沿革考に、稻氷皇子は新羅半島に渡り、三毛入野皇子は支那大陸の南荒なる閩越に入り、各一方に王たせたまひ、三土聯合せりと云ふなり。いかにや、後考をまつ。

**大倭平定** 此に於いて、狹野尊、獨、皇軍を統べ、熊野浦にゐまししに、其軍人頗瘁ぬ、高倉下といへる者、天照大神の靈夢に感じ、緇靈劍を得て奉る、兵勢又振ふ。よりて建津身命を嚮導となし、日臣命をして、山路より菟田に出でしむ。此行、日臣命、大久米命、大兵を率ゐて、啓行の功ありしかば、狹野尊之を賞して、日臣を道臣と名づけたまふ、大伴氏の祖なり。建津見は、八咫鳥とも曰はれ、山背鴨氏の祖なり。

八咫鳥は、装甲の名か、紀に「八咫鳥、亦入賞例、其苗裔、即葛野縣主、主殿部是也」とあるは、姓氏録（山城神別）に「鴨縣主、賀茂縣主、同祖、神魂命、孫鴨建津見命、化如大鳥、翔飛云々」とあるに合ふ。熊野浦より北行の路は、紀記の二書に相

【神代及上古編】

違あり。菟田縣と吉野川尻と、兩地いづれへか先に到着されしやは、稍決め難けれど、荒坂津より八咫鳥に従ひ、山險を横絶して、菟田に至り、下流の吉野に向けて、巡行あり、更に菟田に返戦し、遂に大倭の國中に入るとする、日本紀の説、善く地理に合ふ。

王師の吉野に至るや、有尾人、井の中より出づ、其汲める水光れり。曰はく、臣は是國神なり、名を井光と云ふ、今天孫の來ませるを聞き、迎へ奉るなりと。是即吉野首部の始祖なり。又有尾人、磐石を披きて出づ。曰はく、臣は是磐排別の子なりと、是即吉野の國巢部の始祖なり。又、梁を作り魚を捕る者あり、曰はく、臣は是苞苴擔の子なりと、是即阿太養鷓部の始祖なり。阿太は宇智郡にて、姓氏錄の大和神別地祇、吉野連、加彌比加尼之後也。謚神武天皇、行幸吉野、到神瀬、遣人汲水、使者還曰、有井光女、天皇召問之、汝誰人。答曰、臣是自天降來白雲別神之女也、名曰豐御富。天皇、即名水光姬、今、吉野連、天武の時に首を連に改む所祭、水光神是也とあるを見れば、是は吉野水分の神にて、女曾ならずや。同く大和神別地祇に、國栖、出自石穗押別神也。神武天皇行

幸吉野時、川上有遊人、于時天皇御覽、即入穴、須臾又出遊、竊覘之、喚問也、爾時詔賜國栖名。允恭天皇御世、乙未年、進御贊、仕奉神態、至今不絶。此神態は、應神紀に録し、歌を奏し、口鼓を撃ちて仰笑すといふ。應神紀曰、夫國樸者、其爲人甚淳朴也、每取山果食、亦煮蝦蟆爲上味、名曰毛瀨。其土自京東南之隔山、而居于吉野川上、峯嶮谷深、道路狹嶮、故雖不遠於京、本稀朝來。然自此後、屢參赴、以獻土毛、其土毛者、栗、菌、及年魚之類焉。爾後、永く課役を免され、特例あること、三代式に見ゆ。是れらの異俗も、平安朝の末まで、全く其餘風を消滅せず。而も弘仁姓氏錄に、之を神別に收めて、地祇に列せらるゝは、或は疑ふべし。尾ある人は、獸皮を着たる者にて、井といふも穴なり、其白雲別も、必定他の土雲と共に、異種たり。惟ふに、異種と雖、先住舊居の者は、之を地祇といふこと、亦一義ありと曉らる。國栖は、古事記に國主と書したり、畿内近國に多き地名なる栗栖といふも、同一語にて、其土産の栗に因める語か、又國主の訓義に當るか。さて、其の國栖の歌とて名高きは、櫃の原に、横白を造り、横白に、醸し大酒、うまらにき

【第三章 神武の天業恢弘】